

平成 21 年度
包括外部監査の結果報告書

平成 22 年 2 月
横浜市包括外部監査人
中元 文徳

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

補助金一覧表など、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等で資料等の出所を明示していないものは、横浜市が公表している資料、あるいは監査対象として組織から入手した資料である。

報告書の数値等のうち、横浜市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、さらに他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

目 次

第 1 包括外部監査の概要	6
1 外部監査の種類.....	6
2 選定した特定の事件	6
3 外部監査対象期間	6
4 事件を選定した理由	6
5 外部監査の実施期間	8
6 監査対象部署	8
7 監査従事者	8
8 利害関係.....	8
第 2 「監査の結果」及び「監査の意見」について	9
監査の結論の種類	9
1 「監査の結果」について	9
2 「監査の意見」について	9
「監査の結果」及び「監査の意見」一覧	10
1 「第 5 外部監査の結果 - 総論 - 」	10
2 「第 6 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費（補助金別） - 」	11
3 「第 7 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費（区別） - 」	12
4 「第 8 外部監査の結果 - 区配予算 - 」	16
第 3 外部監査の方法	18
監査要点	18
主な監査手続	18
1 概況の把握	18
2 監査の対象となる補助金の選定	19
3 選定した補助金の概要把握.....	20
4 選定した補助金のチェック.....	21
監査の対象とした補助金	26
1 個性ある区づくり推進費	26
2 区配予算.....	30
監査実績表	31

第 4 外部監査対象の概要	33
補助金について	33
1 補助金の概要	33
2 負担金との違い.....	33
3 交付金との違い.....	33
4 委託金との違い.....	33
5 補助金と公益性.....	34
6 補助金の見直しを進める上での一般的な留意事項	35
横浜市の補助金の概要	38
1 5年間の推移.....	38
2 局（費目）別の一般会計歳出額との比較.....	41
3 所管局及び事業本部の補助金と区の補助金	41
個性ある区づくり推進費について	42
区配予算について	45
各種事業の比較	46
1 予算編成、執行の関係.....	46
2 地域の要望から予算反映までのスキーム.....	47
横浜市における補助金の管理の状況	48
1 規則の整備	48
2 規則の改正	48
3 (参考)「横浜市補助金等の交付に関する規則」一部抜粋.....	50
横浜市における補助金の見直しの状況	54
1 概要.....	54
2 事務事業別の公表内容.....	54
第 5 外部監査の結果 - 総論 -	55
今回の監査の結果を踏まえた意見総論	55
1 個性ある区づくり推進費について.....	55
2 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点	62
3 補助金の見直しの実効性確保について	65
4 目標設定について（P D C A サイクルについて）	67
5 確定通知書について	70
横浜市の財政と補助金のあり方について	72
第 6 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費（補助金別） -	76
1 概要.....	76
2 青少年指導員（協議会）活動補助金	77
3 体育指導委員（協議会）活動補助金	79
4 芸術・文化振興に関する補助金	82
5 防犯灯設置補助金	86

第7 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費（区別） - 91

青葉区.....	91
1 区の特徴.....	91
2 監査の対象とした補助金一覧.....	92
3 青葉区防犯灯設置事業補助金.....	93
4 青葉区区民芸術祭事業補助金.....	95
5 青葉区民まつり事業補助金.....	100
6 青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金/青葉区体育指導委員ユニホーム購入補助金.....	103
7 青葉区青少年指導員事業交付金/青葉区青少年指導員ユニフォーム交付金.....	107
8 青葉区民文化センター管理運営助成金.....	111
9 協働による地域力アップ事業補助金.....	113
10 青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金.....	114
11 青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金.....	116
磯子区.....	119
1 区の特徴.....	119
2 監査の対象とした補助金一覧.....	120
3 磯子区地域文化振興事業補助金.....	121
4 磯子区地域福祉保健推進活動助成金.....	123
5 磯子区青少年指導員活動費補助金.....	127
6 磯子区学校・家庭・地域連携事業補助金.....	129
7 磯子区体育指導委員地区活動費補助金.....	132
8 磯子区まつり補助金.....	133
神奈川区.....	136
1 区の特徴.....	136
2 監査の対象とした補助金一覧.....	137
3 神奈川区文化協会事業補助金.....	138
4 防犯灯設置費補助金.....	139
5 青少年指導員活動費交付金.....	141
6 体育指導委員連絡協議会補助金.....	144
7 神奈川区民まつり補助金.....	145
8 かながわ区民力発揮プロジェクト補助金.....	147
9 神奈川区高齢者介護予防事業補助金.....	150
港北区.....	153
1 区の特徴.....	153
2 監査の対象とした補助金一覧.....	154
3 港北ふるさとサポート事業補助金.....	155
4 港北区芸術祭事業補助金.....	157
5 港北区防犯灯事業補助金.....	159
6 地域福祉保健計画推進事業補助金.....	161
7 体育指導委員連絡協議会補助金.....	162
8 青少年指導員活動費補助金.....	164
9 ふるさと港北ふれあいまつり補助金.....	166
10 港北駅伝大会補助金.....	168

中区	170
1 区の特徴.....	170
2 監査の対象とした補助金一覧	171
3 中区文化活動等支援事業補助金（文化を育むまちづくり事業）	172
4 中区デイ銭湯事業補助金	174
5 中区地域防犯活動支援補助金	176
6 中区青少年指導員活動補助金	178
7 中区体育指導委員活動補助金	180
8 中区 G30 活動委員会活動助成金	182
9 ハローよこはま補助金	184
10 中区文化活動等支援事業補助金（街の再活性化）	187
保土ヶ谷区	189
1 区の特徴.....	189
2 監査の対象とした補助金一覧	190
3 防犯商店街活動支援事業補助金	191
4 保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金	193
5 ほどがや区民まつり補助金	195
6 保土ヶ谷区民文化祭補助金	197
7 青少年指導員事業補助金	199
8 体育指導委員事業補助金	201
第 8 外部監査の結果 - 区配予算 -	203
市民活力推進局	203
1 市民活力推進局の補助金（区配予算）の状況.....	203
2 自治会・町内会館整備費補助金	204
3 地域活動推進費補助金	208
4 身近な地域・元気づくりモデル事業補助金	217
5 港南区民活動支援センター・ランチ補助金	219
6 コラボレーションフォーラム/地域フォーラム補助金	220
こども青少年局	223
1 こども青少年局の補助金（区配予算）の状況.....	223
2 放課後 3 事業補助金（放課後キッズクラブ事業、はまっ子ふれあいスクール事業、放課後児童健全育成事業）	224
3 障害児居場所づくり事業補助金	229
4 認可外保育施設助成事業補助金	231
健康福祉局	234
1 健康福祉局の補助金（区配予算）の状況.....	234
2 障害者地域活動ホ - ム運営費補助金	235
3 老人クラブ補助金	238
4 老人クラブ連合会補助金	240
5 中途障害者地域活動センタ - 設置費・運営費補助金	242
6 横浜市地域活動支援センタ - 事業中途障害者地域活動センタ - 型運営費等補助金	242
7 町ぐるみ健康づくり支援事業補助金	245
8 地域の見守りネットワ - ク構築支援補助金	246

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

補助金に関する財務事務の執行について

3 外部監査対象期間

原則として平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて平成 19 年度以前及び平成 21 年度の執行分を含む

4 事件を選定した理由

横浜市では、近年の厳しい財政状況の中、将来に備えた財政基盤を構築するために、平成 21 年 4 月に新たに設置された「しごと改革推進課」を中心として、「事業の間伐」ならびに「マネジメント改革」を柱とした「しごと改革」を実行しようとしている。この「しごと改革」の 1 つの柱が、長期化している補助金や補助率が高い補助金などの「市独自の任意補助金の見直し」である。この「市独自の任意補助金の見直し」は、各事業本部や局が所管となる補助金だけではなく、各区独自の身近な課題にすばやく対応するべく区が主体となって予算の編成を行う「個性ある区づくり推進費」¹によって支出された補助金も当然に対象となっている。

この「しごと改革」の取り組みは平成 21 年 4 月からスタートしており、見直しの結果は 9 月以降に策定される 22 年度の予算に反映されることになっている。ただし、「市独自の任意補助金の見直し」は、1 件 100 万円以上 1 億円未満及び外郭団体への補助金が対象となっており、「個性ある区づくり推進費」によって支出された補助金など、比較的小規模の補助金が対象とならないことが予想される。この「個性ある区づくり推進費」は、横浜市全体から見ると予算規模は小さいが、その内容は、各区が現場感覚を活かして事業を企画するものであり、事業の内容によっては市全体に波及させるべき性質のものもあると考える。よって、その規模以上に質的な重要性が認識できる。

また、横浜市の「しごと改革」における「市独自の任意補助金の見直し」の取り組みは、施策の集約化のために重要であるが、その効果を十分に発揮するためには内部からの改革とは別に、外部

¹ 地域の身近な課題・緊急のニーズに、区役所がすばやく対応できるように平成 6 年度に創設されたもので、各区が自主的に事業を企画・執行する「自主企画事業費」(1 区 1 億円程度)などがある。詳細は後述する。

者の視点も重要と考える。以上より、「個性ある区づくり推進費」も含めて、「市独自の任意補助金の見直し」では対象とはならない補助金についても外部者の視点から監査を実施することの必要性を認識した。

また、これまでの横浜市における包括外部監査のテーマは、ある一定の事業に係るものを中心となっており、補助金など一定の科目(項目)を捉え、横串を刺したテーマは選定されていなかった(【表 1】参照)。横浜市などの大きな自治体においては、このような横断的なテーマは、各部局との調整など外部監査の進め方において非常に難しい面もあるが、補助金事業は、自治体の事業の中で重要なものであり、監査を実施する必要性が高いと判断した。

【表 1】 横浜市の過去の包括外部監査のテーマ

年度	テーマ
平成 11 年度	横浜市の 病院事業 に係わる財務の事務の執行、および経営管理
平成 12 年度	横浜市の 交通事業 に係る財務の事務の執行および経営に係る事業の管理 (高速鉄道事業(地下鉄)、自動車事業(バス))
平成 13 年度	横浜市の 道路事業 に係る財務の事務の執行および経営に係る事業の管理
平成 14 年度	横浜市の 水道事業 に係わる財務事務および経営に関する管理運営事務の執行
平成 15 年度	公の施設 の管理運営 (施設 :野毛山動物園・万騎が原ちびっこ動物園・金沢動物園・よこはま動物園ズーラシア・横浜美術館・スポーツセンター・国際総合競技場・スポーツコミュニティプラザ・小机競技場・新横浜公園レストハウス、受託団体:緑の協会・芸術文化振興財団・スポーツ振興事業団)
平成 16 年度	土地・建物の開発・供給・管理等を行っている出資団体 (財団法人横浜市建築保全公社、財団法人横浜市建築助成公社、横浜市住宅供給公社および横浜市土地開発公社)に関する財務事務の執行および経営にかかる事業の管理(建築局、財政局、総務局、教育委員会事務局、都市計画局、港湾局)
平成 17 年度	市民の食に関連する事業 に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について
平成 18 年度	横浜港の整備運営及びみなとみらい 21 地区を中心とする臨海部開発に関する事業 の管理および財務事務の執行について
平成 19 年度	廃棄物処理に関連する事業 の管理及び財務事務の執行について
平成 20 年度	横浜市の 医療提供に関連する事業 の管理及び財務事務の執行について

以上より「補助金に関する財務事務の執行について」を、平成 21 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

5 外部監査の実施期間

平成 21 年 7 月 13 日から平成 22 年 1 月 27 日まで

6 監査対象部署

行政運営調整局、市民活力推進局、こども青少年局及び健康福祉局の 4 局
神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区及び青葉区の 6 区。

行政運営調整局は、補助金の統括的な管理を行っている「財政課」及び補助金の見直しを含めたしごと改革の取り組みを行っている「しごと改革推進課」があるため、監査対象部署とした。

7 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	中元 文徳
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	税 理 士	内海 賢一
	税 理 士	小澤 信幸
	公認会計士	金丸 健彦
	公認会計士	木下 哲
	公認会計士	櫻山 加奈子
	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	山口 徹也
	公認会計士	吉川 栄一

8 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 「監査の結果」及び「監査の意見」について

監査の結論の種類

今回の監査の結論については、「監査の結果」と「監査の意見」の2つに要約している。

1 「監査の結果」について

「監査の結果」は、今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項である。

主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適切性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

2 「監査の意見」について

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことが期待されるものである。

地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査は、「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」に関する監査が対象となる¹。今回の監査については、テーマが「補助金に関する財務事務の執行」となっているように、監査の対象が一般会計や特別会計の場合には、「財務に関する事務の執行」に関する監査が中心となる。ここで、「財務に関する事務の執行」に関する監査では合規性の監査が中心となるが、包括外部監査は、もともと地方自治法第2条第14項(自治体は、事務処理に当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。)及び第15項(自治体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の自治体に協力を求めて規模の適正化を図らなければならない。)の趣旨を達成するために行われるものなので、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査を行うことが求められる。

なお、経済性、効率性及び有効性の内、特に、事業や施策の効果を問う有効性については、「監査は政策を論じるべきではない」という意見のもと、どこまでが包括外部監査の範囲に含まれるかについては難しい問題となる。しかしながら、今回の監査要点の1つに「公益上必要なものが補助金の対象となっているか」となっているように、補助金事業の目的や対象事業が、陳腐化せず有効に機能しているかについては、当然に監査の対象と考え、監査を実施した。

¹ 包括外部監査において、一般会計、特別会計及び財政援助団体を特定の事件として選定した場合には、「財務に関する事務の執行」に関する監査の対象となる。一方、公営企業を特定の事件として選定した場合には、「財務に関する事務の執行」に加え「経営に係る事業の管理に関する監査も対象となると解されている。(「地方教協団体の外部監査実務Q&A」中央青山監査法人編、平成16年、153頁)

「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

1 「第5 外部監査の結果 - 総論 - 」

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
今回の監査の結果を踏まえた意見総論				
1 個性ある区づくり推進費について				
企画調整部署としての区役所の役割	市民活力推進局 区連絡調整課			59
区役所の役割と自主企画事業費	市民活力推進局 区連絡調整課			59
各区での企画調整能力の強化	市民活力推進局 区連絡調整課			60
区を統括する部署の役割について	市民活力推進局 区連絡調整課			60
提案型の補助金の推進	市民活力推進局 区連絡調整課			61
2 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点				
公金外現金の存在について	市民活力推進局 区連絡調整課、 行政運営調整局 コンプライアンス推進課 及び各区担当課			62
補助金事業の評価にかかる独立性及び客観性の担保について	市民活力推進局 区連絡調整課及び 各区担当課			63
補助金事業の評価に際しての事務局運営コストの考慮について	市民活力推進局 区連絡調整課及び 各区担当課			64
実行委員会形式を採用する場合の事務局機能について	市民活力推進局 区連絡調整課及び 各区担当課			64
3 補助金の見直しの実効性確保について				
見直し結果について	行政運営調整局 しごと改革推進課			66
運営費補助について	行政運営調整局 しごと改革推進課			66
新規の補助に対する考え方	行政運営調整局 しごと改革推進課			67
4 目標設定について(PDCA サイクルについて)				
目標設定について	行政運営調整局 しごと改革推進課			68
5 確定通知書について				
確定及び決定通知書について	各区担当課			70
前金払い及び概算払いについて	各区担当課			70
横浜市の財政と補助金のあり方について				
横浜市の多額の借金と将来負担	行政運営調整局 財政課			72
今後の財政状況下における補助金のあり方	行政運営調整局 財政課			75

2 「第6 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(補助金別) - 」

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
2 青少年指導員(協議会)活動補助金				
交付要綱に定める確定通知書について	各区担当課			78
事業報告書について	各区担当課			79
ユニフォームの補助について	各区担当課			79
3 体育指導委員(協議会)活動補助金				
交付要綱に定める確定通知書について	各区担当課			81
ユニフォームの補助について	各区担当課			81
4 芸術・文化振興に関する補助金				
芸術祭等芸術文化活動事業における事業計画の重要性	各区担当課			82
鑑賞型芸術文化祭事業	各区担当課			83
補助金の年度繰越	各区担当課			83
鑑賞型芸術文化祭事業の公益性の問題点	各区担当課			84
規模を要する事業の経済的な運営	各区担当課			84
費用対効果の検証	各区担当課			84
5 防犯灯設置補助金				
防犯灯設置基準の不明確さについて	各区担当課			89
犯罪と防犯灯との関係についての検討	各区担当課			89
設置費の住民の一部負担の検討	各区担当課			90
交付要綱の様式の統一	各区担当課			90
防犯灯単価の遡増	各区担当課			90

3 「第7 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(区別) - 」

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
青葉区				
3 青葉区防犯灯設置事業補助金				
防犯灯設置補助金の問題点について	青葉区地域振興課			95
4 青葉区区民芸術祭事業補助金				
補助対象経費と自主財源経費との峻別について	青葉区地域振興課			97
分野ごとの収支実績の把握の必要性について	青葉区地域振興課			98
事業実施形態の見直しについて	青葉区地域振興課			98
区が実行委員会の事務局機能を担う場合における補助金評価について	青葉区地域振興課			99
5 青葉区民まつり事業補助金				
補助対象経費と自主財源経費との峻別について	青葉区地域振興課			102
青葉区民まつり運営委員会の事務局機能について	青葉区地域振興課			103
6 青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金/青葉区体育指導委員ユニホーム購入補助金				
補助対象経費と自主財源経費との峻別について	青葉区地域振興課			106
青葉区体育指導委員連絡協議会の事務局機能について	青葉区地域振興課			107
7 青葉区青少年指導員事業交付金/青葉区青少年指導員ユニフォーム交付金				
補助対象経費と自主財源経費との峻別について	青葉区地域振興課			109
青葉区青少年指導員連絡協議会の事務局機能について	青葉区地域振興課			111
8 青葉区民センター管理運営助成金				
本補助金のスキーム	青葉区地域振興課			112
磯子区				
3 磯子区地域文化振興事業補助金				
実施報告について	磯子区地域振興課			122
支給対象団体について	磯子区地域振興課			122
4 磯子区地域福祉保健推進活動助成金				
公益性の観点からの支出項目の明確性について	磯子区福祉保健課			125
支出した財産の維持・管理処分についての定めと運用	磯子区福祉保健課			126

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
効果の測定とフィードバックについて	磯子区福祉保健課			126
6 磯子区学校・家庭・地域連携事業補助金				
補助事業の目的と事業内容について	磯子区地域振興課			130
8 磯子まつり補助金				
補助金の検証について	磯子区地域振興課			135
神奈川区				
3 神奈川区文化協会事業補助金				
補助金事業の見直しを含む意思決定について	神奈川区地域振興課			139
確定通知書について	神奈川区地域振興課			139
4 防犯灯設置費補助金				
確定通知書について	神奈川区地域振興課			141
5 青少年指導員活動費交付金				
確定通知書について	神奈川区地域振興課			143
審査の方法	神奈川区地域振興課			143
6 体育指導委員連絡協議会補助金				
確定通知書について	神奈川区地域振興課			145
7 神奈川区民まつり補助金				
確定通知書について	神奈川区地域振興課			147
区民まつりの形態	神奈川区地域振興課			147
8 かながわ区民力発揮プロジェクト補助金				
確定通知書について	神奈川区地域振興課			149
支援内容について(補助金以外の活動支援手段)	神奈川区地域振興課			149
9 神奈川区高齢者介護予防事業補助金				
確定通知書について	神奈川区高齢・障害支援課			151
評価方法の研究	神奈川区高齢・障害支援課			151
港北区				
3 港北ふるさとサポート事業補助金				
補助金事業の見直し	港北区区政推進課			156

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
4 港北区芸術祭事業補助金				
港北芸術祭実行委員会の繰越金	港北区地域振興課			158
有効性の判断	港北区地域振興課			159
確定通知書について	港北区地域振興課			159
5 港北区防犯灯事業補助金				
確定通知書について	港北区地域振興課			160
7 体育指導委員連絡協議会補助金				
確定通知書について	港北区地域振興課			164
8 青少年指導員活動費補助金				
確定通知書について	港北区地域振興課			166
9 ふるさと港北ふれあいまつり補助金				
補助金事業の評価に際しての事務局運営コストの考慮について	港北区地域振興課			167
確定通知書について	港北区地域振興課			168
実績の報告について	港北区地域振興課			168
10 港北駅伝大会補助金				
確定通知書について	港北区地域振興課			169
中区				
3 中区文化活動等支援事業補助金(文化を育むまちづくり事業)				
確定通知書について	中区地域振興課			173
実施報告書について	中区地域振興課			174
4 中区デイ銭湯事業補助金				
一部利用者負担について	中区高齢・障害支援課			175
確定通知書について	中区高齢・障害支援課			176
5 中区地域防犯活動支援補助金				
目標数値の不設定	中区地域振興課			177
連合町内会の茶菓子代	中区地域振興課			178
確定通知書について	中区地域振興課			178
6 中区青少年指導員活動補助金				

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
補助金の支払者と受領者が実質的に同じことについて	中区地域振興課			180
活動の効果測定が不明	中区地域振興課			180
確定通知書について	中区地域振興課			180
7 中区体育指導委員活動補助金				
活動の効果測定が不明	中区地域振興課			182
確定通知書について	中区地域振興課			182
8 中区 G30 活動委員会活動助成金				
確定通知書について	中区地域振興課			184
9 ハローよこはま補助金				
補助金の支払者と受領者が実質的に同じことについて	中区地域振興課			186
実施報告書について	中区地域振興課			186
確定通知書について	中区地域振興課			186
10 中区文化活動等支援事業補助金(街の再活性化)				
確定通知書について	中区地域振興課			188
保土ヶ谷区				
3 防犯商店街活動支援事業補助金				
補助金目的の公益性について(補助対象拠点)	保土ヶ谷区 地域協働課			192
4 保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金				
交付決定手続きについて	保土ヶ谷区 地域協働課			194
5 ほどがや区民まつり補助金				
補助金交付先について	保土ヶ谷区 地域協働課			197
区民まつりの実行にかかるコストについて	保土ヶ谷区 地域協働課			197
6 保土ヶ谷区民文化祭補助金				
交付要綱に定める確定通知書について	保土ヶ谷区 地域協働課			199
補助金交付先について	保土ヶ谷区 地域協働課			199
8 体育指導委員事業補助金				
実施報告書について	保土ヶ谷区 地域協働課			202

4 「第8 外部監査の結果 - 区配予算 - 」

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
市民活力推進局				
2 自治会・町内会館整備費補助金				
工事等収支決算書未提出について	市民活力推進局 地域活動推進課			207
補助した会館の補助後の利用状況の報告について	市民活力推進局 地域活動推進課			207
3 地域活動推進費補助金				
事業の効果測定をより精緻に行うための事業補助としての性格の強化について	市民活力推進局 地域活動推進課			213
区における実績報告書確認作業の徹底について	市民活力推進局 地域活動推進課			214
横浜市より補助金の交付を受けている団体等への負担金等の支出について	市民活力推進局 地域活動推進課			215
自治会町内会に対する横浜市からの補助金の全体像の開示について	市民活力推進局 地域活動推進課			216
確定通知について	市民活力推進局 地域活動推進課			216
4 身近な地域・元気づくりモデル事業補助金				
確定通知	市民活力推進局 協働推進課			218
補助金を財源として取得した固定資産の取扱い	市民活力推進局 協働推進課			218
6 コラボレーションフォーラム/地域フォーラム補助金				
確定通知書がないことについて	市民活力推進局 協働推進課			222
交付条件の変更について	市民活力推進局 協働推進課			222
こども青少年局				
2 放課後3事業補助金(放課後キッズクラブ事業、はまっ子ふれあいスクール事業、放課後児童健全育成事業)				
放課後事業の運営主体や事業実施内容の違いについて	こども青少年局 放課後児童育成課			227
繰越金の取扱いについて	こども青少年局 放課後児童育成課			228
放課後児童クラブの積立金の取扱いについて	こども青少年局 放課後児童育成課			228
3 障害児居場所づくり事業補助金				
対象経費の算定方法について	こども青少年局 障害児福祉保健課			231

内 容	担当部署	区 分		頁
		結果	意見	
健康福祉局				
2 障害者地域活動ホーム運営費補助金				
精算審査事務	健康福祉局 障害支援課			236
収支計算書の検証	健康福祉局 障害支援課			237
確定通知	健康福祉局 障害支援課			237
実績報告	健康福祉局 障害支援課			238
3 老人クラブ補助金				
けん制指導の強化	健康福祉局 高齢健康福祉課			239
補助請求の時期について	健康福祉局 高齢健康福祉課			239
学童保育事業等との共同について	健康福祉局 高齢健康福祉課			240
4 老人クラブ連合会補助金				
補助請求の時期について	健康福祉局 高齢健康福祉課			241
5 中途障害者地域活動センター設置費・運営費補助金及び 横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動 センター型運営費等補助金				
精算審査について	健康福祉局 高齢在宅支援課			243
センター施設の賃貸借契約について	健康福祉局 高齢在宅支援課			244
補助金以外の支援の内容開示について	健康福祉局 高齢在宅支援課			244
補助金の精算について	健康福祉局 高齢在宅支援課			244
受け入れ要件について	健康福祉局 高齢在宅支援課			244
7 町ぐるみ健康づくり支援事業補助金				
事業の点検・見直しについて	健康福祉局 保健事業課			246
8 地域の見守りネットワーク構築支援補助金				
事業継続性実現に向けての取組み	健康福祉局 高齢健康福祉課			248
	合計	38	91	

第3 外部監査の方法

今回の監査における監査要点、主な監査手続き及び個別監査の対象とした補助金は、次のとおりである。

監査要点

監査要点	内容
公益性	公益上必要なものが補助金の対象となっているか。
合規性	補助金の申請、決定、交付等の手続きは、補助金等交付規則や補助事業ごとの補助金交付要綱等の規則に定める手続きに沿って行われているか。
経済性・効率性	補助金の算定方法が、合理的な基準によって明確に定められており、その基準にしたがって補助金額が算定されているか。
有効性	補助事業の実績報告及びその確認が適正に行われているか。さらに、その実績報告等の結果に基づいて、補助金交付団体への指導・監督が適切に行われているか。 次に、その実績報告等の結果をもとに、補助事業の効果を適切に評価し(効果測定)、その結果を将来の事業にフィードバックしているか。

主な監査手続

1 概況の把握

No.	確認事項
1	補助金についての総合的な概況の把握
	<p>予算の編成方針等を管理している行政運営調整局財政課への意見聴取や資料の入手によって、横浜市の財政の実態、補助金等の統括的な管理の状況について確認した。</p> <p>補助金の見直しの状況については、平成20年度において、行政運営調整局行政システム改革課(平成21年4月に行政運営調整局しごと改革推進課へ移行)が、5年以上継続しかつ平成20年度の予算で100万円以上1億円未満の補助金を対象に実施されている。</p> <p>また、平成21年度において、行政運営調整局しごと改革推進課が、「しごと改革」の1つの柱として、平成20年度実施の補助金の見直しを引き継ぐ形で、長期化している補助金や補助率が高い補助金などの「市独自の任意補助金の見直し」を行っている。</p> <p>以上の見直しの状況について、担当者への意見聴取や資料の入手によって確認した。</p>

No.	確認事項
1 対象となる補助金の内容を選定	
	今回の補助金の対象として、「個性ある区づくり推進費」 ¹ 及び「区配予算」 ² に関する補助金とする。
2 「個性ある区づくり推進費」の内容の把握	
	「個性ある区づくり推進費」を所管している市民活力推進局への意見聴取によって、その概要を確認する。
	関連資料の入手によって、「個性ある区づくり推進費」に関する考え方を整理する。
	他の政令指定都市における「個性ある区づくり推進費」と類似の事業を確認することにより、他の政令指定都市との考え方の違いについて確認する。
3 「区配予算」の内容の把握	
	関連資料の入手によって、「区配予算」の概要を把握する。

2 監査の対象となる補助金の選定

No.	確認事項
1 対象となる補助金の選定	
	「個性ある区づくり推進費」について、18区の中から、区の特異性、横浜市の定期監査の実施状況、自主企画事業費 ³ の実施状況などを考慮して、監査の対象とする区を選定する。
	「区配予算」について、横浜市の各局の中から、区配予算の実施状況などを考慮して、監査の対象とする局を選定する。
	及び によって対象とした局及び区の補助金の中から、横浜市による見直しの対象となっている補助金などを考慮して、監査の対象とする補助金を選定する。()

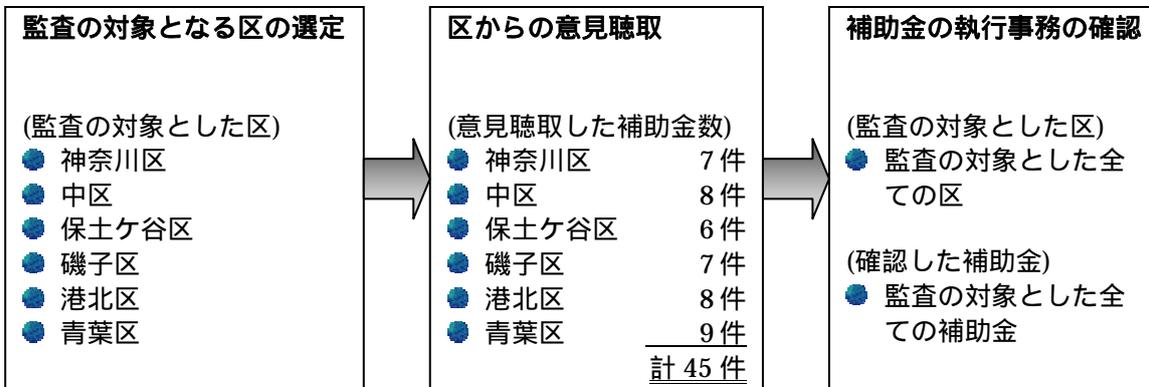
- () 監査の対象とした局は、市民活力推進局、こども青少年局及び健康福祉局の3局とした。
 また、監査の対象とした区は、全18区のうち、神奈川区、中区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区及び青葉区の6区とした。それぞれの局及び区において選定した補助金は「 監査の対象とした補助金」のとおりである。

¹ 地域の身近な課題・緊急のニーズに、区役所がすばやく対応できるよう創設されたもので、各区ではこの個性ある区づくり推進費を使って様々な事業に取り組むことになる。この中には、局の予算となる「区局連携事業」や区の予算となる「自主企画事業費」などがある。詳細は後述する。
² 生活保護、課税・納税、統計・選挙など、事務事業ごとに局から区へ配付される予算で、区が執行するもの。詳細は後述する。
³ 「個性ある区づくり推進費」の1つ。地域の身近な課題やニーズに、迅速かつ、きめ細かく対応するための事業費で区が主体的に取り組んでいくものである。詳細は後述する。

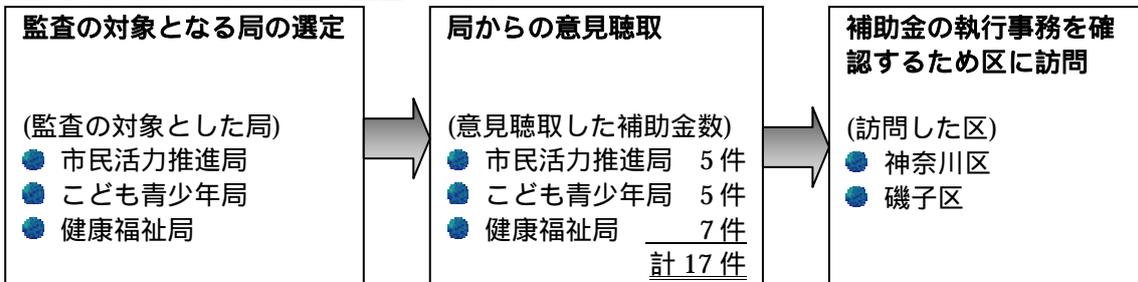
3 選定した補助金の概要把握

No.	確認事項
1	<p>選定した補助金の内、「個性ある区づくり推進費」の概要を把握する。</p> <p>(区への意見聴取) 選定した6区全てに訪問し、選定した補助金の内容を担当者に確認する。</p> <p>各補助金について、実際の執行の手続きが適正に行われているか確認する。 (具体的な監査手続きは「4 選定した補助金のチェック」を参照。)</p>
2	<p>選定した補助金の内、区配予算の概要を把握する。</p> <p>(局への意見聴取) 担当局への意見聴取によって、選定した補助金の概要について確認する。 (局と区との事務の関係。資料の作成・保管についてなど)</p> <p>(監査の対象となる区の選定 執行手続きの確認) 区配予算に関する補助金については、執行は各区で行っている。よって、監査を実施する区を選定した上で訪問し、実際の執行の手続きが適正に行われているか確認する。 (具体的な監査手続きは「4 選定した補助金のチェック」を参照。)</p>

【個性ある区づくり推進費に関する補助金の監査の流れ】



【区配予算に関する補助金の監査の流れ】



【図 1】 横浜市と監査の対象とした区



出所) 横浜市ウェブサイト掲載の図を加工して作成

4 選定した補助金のチェック

(1) 公益性のチェック

No.	確認事項
1	「補助金交付要綱・要領」等の内容を確認する。(1)
	補助金の交付目的は明確に規定されているかを確認する。
	補助事業者は明確に規定されているかを確認する。
	補助対象事業の内容は明確に規定されているかを確認する。
	支出費目は明確に規定されているかを確認する。
2	補助目的が公益性に寄与するものかを判断する。(2)
	「公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」 ¹ (以下、「認定法」という。)においては、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの(認定法第2条第4項)を公益目的事業と定義付けている。さらに、認定法別表において、公益性が認められるものとして23の目的をあげている。本監査においては、この23の目的(【表 2】参照)のどれかに該当するものは、公益性があると判断した。

¹ 近年進められている公益法人制度改革では、現行の公益法人制度のさまざまな問題を解決するため、従来の制度を見直し、社会経済の中での公益法人の活動をより促進するための新たな制度を創設しようとするもので、平成 18 年 6 月 2 日に関係 3 法が公布され、平成 20 年 12 月に施行、開始された。この関係 3 法の中の 1 つが、「公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」である。

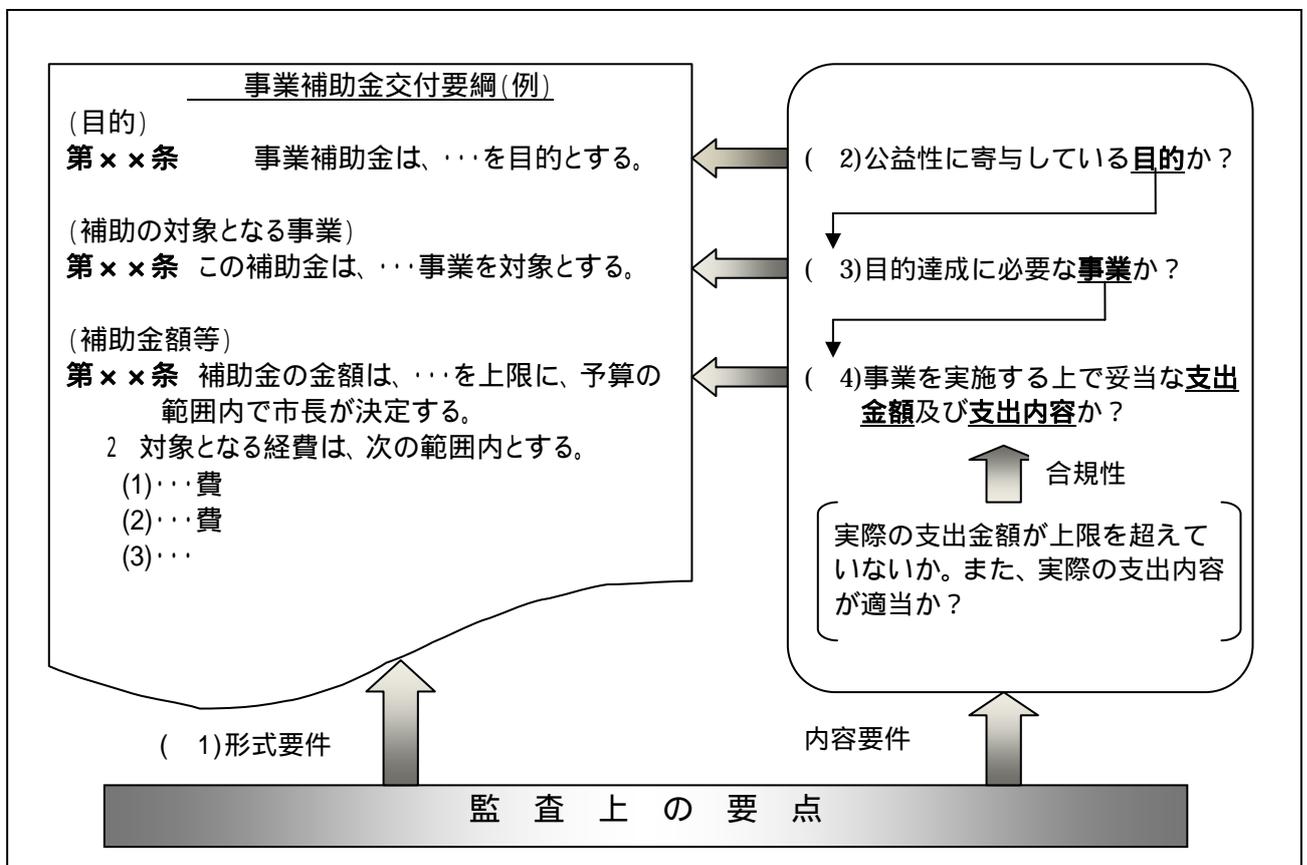
【表 2】 公益性があると判断できる 23 の目的

1 学術及び科学技術の振興
2 文化及び芸術の振興
3 障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援
4 高齢者の福祉の増進
5 勤労意欲のある者に対する就労の支援
6 公衆衛生の向上
7 児童又は青少年の健全な育成
8 勤労者の福祉の向上
9 教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養すること
10 犯罪の防止又は治安の維持
11 事故又は災害の防止
12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶
13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護
14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進
15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力
16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備
17 横浜市の土地の利用、整備又は保全
18 市政の健全な運営の確保
19 地域社会の健全な発展
20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による市民生活の安定向上
21 市民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保
22 一般消費者の利益の擁護又は増進
23 前各号に掲げるもののほか公益に関する事業として政令等で定めるもの

(注)「公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(一般的に「認定法」という。)の別表を参考とした。

No.	確認事項
3 補助対象事業が、実際に補助目的達成のために必要な事業かを確認する。(3)	
	補助事業の内容を確認することにより、その補助金が緊急性のあるものか確認する。
	目標値の確認や経過年数を確認することによって、補助目的がすでに達成されていないか確認する。
	同一団体に対して他にも補助金等が交付されていないかを確認する。 (同一団体に対して複数の補助金等が交付されている場合、それぞれについて正当性が認められるかを検討する。)
	同じ目的の補助金が他にないか確認する。(補助金の重複)
	補助するに当たって当初の前提条件が変化していないか確認する。
	少額補助・定率補助について、補助効果が期待できるか検討する。
	予算と実績の比較、件数を確認することにより、想定通りの利用件数、金額があるか確認する。
	従来からある補助金が、名前を変更しているに過ぎない補助金はないか確認する。
4 支出上限金額は、事業を実施する上で適正な金額か。また、支出内容は、事業を実施する上で必要なものかを確認する。(4)	

【図2】 公益性のチェックにおける監査上の要点のイメージ図 (1)(2)(3)(4)



(2) 合規性のチェック

No.	確認事項
1	補助金の申請、決定、交付等の手続は、定められた手順によっているかを検討する。
	必要な書類はすべて徴収され、定められた審査、確認が行われ交付決定に至っていることを確かめる。
	徴収書類、審査文章及び交付書類の写しは全て保存されているかを調査する。
	【必要書類の例】
	1) 補助金交付要綱
	2) 補助金交付申請書
	3) 事業計画書(交付申請時の添付書類)
	4) 補助事業等に係る収支計算書又はこれに代わる書類(交付申請時の添付書類)
	5) 交付決定通知書
	6) 実績報告書
	7) その他交付要綱で定める書類
	8) その他市長が必要と認める書類
	補助金の執行内容が、補助金交付要綱などに従っているか確認する。
2	その他
	補助金交付事務が適正に行われているか確認する。たとえば以下のような場合その内容を確認する。
	1) 実行委員会等に交付している場合で、現金が交付元である担当課にある場合。
	2) 現金支出先が、実質交付先と同一となっている場合。

(3) 経済性・効率性のチェック

No.	確認事項
1	補助金額の算定方法及び交付時期の妥当性について検討する。
	補助金額の算定方法の妥当性について検討する。
	1) 算定基準が明確に定められているかを確認する。
	2) 算定基準の見直しは適宜行われているかを確認する。
	3) 算定基準(積算根拠)の妥当性について検討する。
	4) 過去一定期間(例えば5年間)補助額もしくは補助単価に変動がみられるかを確認する。
	5) 変動がない場合、その理由に正当性が認められるかを検討する。
	補助金額が「補助金交付要綱・要領」等に定める方法によって計算されていることを確かめる。 (以上、「量の経済性・効率性」)
	補助金の申請手続きの簡略化や審査期間の短縮化を実現しているか。 (以上、「質の経済性・効率性」)

(4) 有効性のチェック

No.	確認事項
1 補助事業の実績報告が適切に行われているかを確認する。	
	補助事業の実施・完了の確認手続が定められているかを確認する
	補助事業の実施・完了の確認手続が定められた手順で行われているかを確認する。
	実績報告書は交付要綱、交付申請書と整合しているかを確認する。
	実績報告書の提出時期について著しい不合理がないかを確認する。
	補助金により取得した財産の維持・管理・処分について定めがあるかを確認する。
	補助金により取得した財産の維持・管理・処分について規則がある場合に、規則に従っているかを確認する。
2 補助金交付団体への指導・監督が適切に行われているかを検討する。	
	「補助金実施報告書」の内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを調査する。
	「補助金実施報告書」に対する審査方法並びに補助金交付団体への指導・監督の有無を確認する。
3 補助金交付の効果測定が適切に行われているかを確認する。	
	補助金交付によって達成すべき成果が明確に定められているかを確認する。
	達成すべき成果が明確となっている場合に、事後的に成果の達成度の分析がなされているかを確認する。
	補助を受けた団体が他の団体または個人に補助(再補助)していないかを調査する。

(注)3E(経済性、効率性、有効性)について

横浜市ウェブサイトによると、横浜市で毎年度実施されている行政監査(評価)においては「いわゆる 3E(経済性・効率性・有効性)の視点を中心とした評価項目により前年度から新たに取り入れた『事業分析的手法』を用いて本市の事業を可能な限り数値データを使い客観的な評価を目指します。」としている。今回の監査においても、経済性、効率性、有効性は重要な監査手続きの1つとした。

経済性、効率性及び有効性の監査は、それぞれの英語の頭文字が「E」(Economy、Efficiency、Effectiveness)であることから、「3E 監査」とも呼ばれている。現在、自治体においては、事業や施策の効果を問う有効性も含めて、効率的な事務事業の遂行が強く求められており、今回の監査においても、合規性の監査に加えて、3E 監査も重要な監査の視点の1つとしている。

監査の対象とした補助金

監査の対象とした補助金は次のとおりである。

1 個性ある区づくり推進費

横浜市では、区ごとに数十件の補助金事業を有している。たとえば青葉区では以下のとおりである。

【表 3】 青葉区における平成 20 年度の補助金事業一覧

番 号	件 名	詳細な監査の対象
1	青葉区防犯灯設置事業補助金	
2	青葉レクリエーション・リーダー倶楽部活動補助金	
3	青葉区ふれあい農園事業補助金	
4	あおばサマーキャンプ補助金	
5	青葉区民芸術祭事業補助金	
6	あおば音楽ひろば事業補助金	
7	青葉の街・土曜コンサート補助金	
8	青葉区シニアコンサート事業補助金	
9	あおばそこん横丁支援事業補助金	
10	高齢者生きがいづくり支援事業補助金	
11	青葉区障害者交流レクリエーション事業補助金	
12	青葉まちの美化推進事業補助金	
13	青葉区子育てグループ育成事業補助金	
14	町ぐるみ健康づくり支援事業補助金	
15	青葉区健康づくり月間補助金	
16	「未来へつなぐ市民の講座」補助金	
17	青葉区まちの教育力支援事業(土曜塾)補助金	
18	協働による地域力アップ事業補助金	
19	「横浜北部美術公募展」事業補助金	
20	青葉区町のはらっぱ管理運営費補助金	
21	青葉区町のはらっぱ管理運営費補助金	
22	青葉区地域スポーツ広場管理運営費補助金	
23	青葉区民文化センター管理運営助成金	
24	地域 G30 活動委員会活動助成金	
25	スクール・ゾーン推進組織助成金	
26	青葉区消費生活推進員地区活動助成金	
27	青葉区青少年指導員事業交付金	
28	青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金	
29	青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金	
30	青葉区体育協会補助金	
31	青葉区民まつり事業補助金	

番号	件名	詳細な監査の対象
32	あおばチューリップまつり事業補助金	
33	区民交流センターまつり補助金	
34	青葉スポ・レクまつり事業補助金	
35	郷土の歴史を未来に生かす事業補助金	
36	横浜開港 150 周年・区制 15 周年記念「青葉音楽プロジェクト」事業補助金	
37	青葉リユース食器利用促進事業補助金	
38	青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金	
39	あおば科学探偵団事業補助金	
40	開港 150 周年・区制 15 周年記念商店街連携事業補助金	
41	あおば安全・安心まちづくり推進モデル地区助成金	

これら全ての補助金事業について詳細に監査を実施することは、時間的な制約によってできない。そこで、まず、区の全ての補助金事業に関する以下の から の資料を入手することにより、区の補助金事業に関する管理の在り方について確認した。

- 事業の概要がわかるもの(募集チラシ等既存のもので構わない。)
- 交付の根拠となる法令、条例及び規則等
- 交付要綱等
- 交付先別内訳一覧(交付先が複数件の場合)
- アンケート表(本監査報告書の最終頁に参考資料として添付)

次に、補助金事業の内、10 件弱の事業を選定(青葉区においては、【表 3】の「 」を付した事業)した上で、以下の資料を詳細にチェックすることにより、補助金の財務事務が適正に執行されているか確認した。

- 交付申請書
- 交付決定通知書(控)・実績報告書
(予算執行伺から精算までの予算執行関係書類一式を含む。)
- 実地検査結果

以上の監査手続を 6 区の全てにおいて実施した。

監査の対象とした 6 区において、詳細に財務事務をチェックした補助金事業は次のとおりである。また、6 区における監査の実績は「 監査実績表」に記載した。

【青葉区】

No.	件名	事業分類	平成20年度 決算額(千円)
青-1	青葉区防犯灯設置事業補助金	防犯・防災安全対策費	2,415
青-2	青葉区民芸術祭事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	3,100
青-3	協働による地域力アップ事業補助金	街づくり推進費	4,025
青-4	青葉区民文化センター管理運営助成金	区庁舎・区民利用施設管理費	64,231
青-5	青葉区青少年指導員事業交付金	子育て・子ども・青少年育成費	2,919
青-6	青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金	子育て・子ども・青少年育成費	1,460
青-7	青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,809
青-8	青葉区民まつり事業補助金	地域コミュニティ費	4,116
青-9	青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金	地域福祉保健推進費	2,000

【磯子区】

No.	件名	事業分類	平成20年度 決算額(千円)
磯-1	磯子区地域文化振興事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	949
磯-2	豊かな地域社会に向けた活動支援事業 補助金(地域支えあい事業)	地域福祉保健推進費	500
磯-3	磯子区青少年指導員活動費補助金	子育て・子ども・青少年育成費	2,767
磯-4	磯子区学校家庭地域連携事業交付金	子育て・子ども・青少年育成費	1,230
磯-5	磯子区体育指導委員地区活動費補助金	文化・スポーツ・学習振興費	2,044
磯-6	青少年育成活動補助金	子育て・子ども・青少年育成費	1,173
磯-7	磯子まつり補助金	地域コミュニティ費	6,000

【神奈川区】

No.	件名	事業分類	平成20年度 決算額(千円)
神-1	神奈川区文化協会事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,900
神-2	防犯灯設置費補助金	地域コミュニティ費	1,397
神-3	神奈川区青少年指導員協議会活動補助金	子育て・子ども・青少年育成費	3,572
神-4	神奈川区体育指導委員連絡協議会活動補助金	文化・スポーツ・学習振興費	2,126
神-5	神奈川区民まつり補助金	地域コミュニティ費	4,197
神-6	かながわ区民力発揮プロジェクト補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,902
神-7	神奈川区高齢者介護予防事業補助金	地域福祉保健推進費	2,940

【港北区】

No.	件名	事業分類	平成20年度 決算額(千円)
港-1	港北ふるさとサポート事業補助金	街づくり推進費	1,519
港-2	港北芸術祭事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	4,750
港-3	港北区防犯灯設置補助金	地域コミュニティ費	2,452
港-4	地域福祉保健計画推進事業補助金	地域福祉保健推進費	3,629
港-5	体育指導委員連絡協議会補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,848
港-6	青少年指導員活動費交付金	子育て・子ども・青少年育成費	3,360
港-7	ふるさと港北ふれあいまつり補助金	地域コミュニティ費	8,300
港-8	港北駅伝大会補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,880

【中区】

No.	件名	備考	平成20年度 決算額(千円)
中-1	中区文化活動等支援事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	2,661
中-2	介護予防デイ銭湯事業補助金	地域福祉保健推進費	2,079
中-3	中区地域防犯活動支援補助金	防犯・防災安全対策費	2,179
中-4	青少年指導員活動補助金	子育て・子ども・青少年育成費	1,961
中-5	体育指導委員活動補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,619
中-6	中区地区 G30 活動委員会活動助成金	地域コミュニティ費	360
中-7	ハローよこはま補助金	地域コミュニティ費	4,400
中-8	街の再活性化事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,950

【保土ヶ谷区】

No.	件名	備考	平成20年度 決算額(千円)
保-1	防犯商店街活動支援事業補助金	防犯・防災安全対策費	2,340
保-2	保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金	街づくり推進費	1,787
保-3	ほどがや区民まつり補助金	地域コミュニティ費	4,000
保-4	保土ヶ谷区民文化祭補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,822
保-5	青少年指導員事業補助金	子育て・子ども・青少年育成費	2,850
保-6	体育指導委員事業補助金	文化・スポーツ・学習振興費	1,520

2 区配予算

区配予算については、3 局(市民活力推進局、こども青少年局及び健康福祉局)における平成 20 年度の全ての補助金を監査の対象とした。

【市民活力推進局】

	補助金の名称	20 年度 決算額(千円)
市-1	自治会町内会館整備費補助金	224,840
市-2	地域活動推進費補助金	1,066,645
市-3	身近な地域・元気づくりモデル事業補助金	2,700
市-4	区市民活動支援センター補助金	1,800
市-5	コラボレーションフォーラム地域フォーラム補助金	200

【こども青少年局】

	補助金の名称	20 年度 決算額(千円)
こ-1	放課後キッズクラブ事業費補助金	669,798
こ-2	はまっ子ふれあいスクール事業費補助金	51,409
こ-3	放課後児童健全育成事業費補助金	1,164,052
こ-4	障害児居場所づくり事業費補助金	8,000
こ-5	認可外保育施設助成	1,130

【健康福祉局】

	補助金の名称	20 年度 決算額(千円)
健-1	障害者地域活動ホーム運営費補助金	949,446
健-2	老人クラブ補助金(138)	103,893
健-3	老人クラブ補助金(139)	13,549
健-4	中途障害者地域活動センター設置費・運営費補助金	345,853
健-5	町ぐるみ健康づくり支援事業補助金	2,350
健-6	地域の見守りネットワーク構築支援補助金	9,874
健-7	横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金	22,689

監査実績表

A：横浜市包括外部監査人監査執務室での作業（検討会議、資料整理、報告書作成、その他）

		監査人	補助者 A	補助者 B	補助者 C	補助者 D	補助者 E	補助者 F	補助者 G	補助者 H	補助者 I
4月8日	水	A	A								
4月17日	金	A									
5月7日	木	行政運営調整局			行政運営調整局						
6月5日	金	監査事務局									
6月12日	金	監査事務局									
6月22日	月	市民活力推進局									
6月23日	火	行政運営調整局									
7月15日	水	中区	中区		中区						
7月16日	木	A	A			A		A	A	A	
7月17日	金		A					A		A	
8月3日	月		A								
8月4日	火	磯子区	磯子区			磯子区	磯子区				
8月5日	水	保土ヶ谷区	保土ヶ谷区			保土ヶ谷区	保土ヶ谷区				
8月6日	木	港北区	港北区			港北区		港北区	港北区		
8月7日	金	神奈川区	神奈川区					神奈川区	神奈川区	神奈川区	
8月10日	月	中区	中区		中区					中区	
8月11日	火	青葉区	青葉区	青葉区	青葉区					青葉区	
8月12日	水	A	A	A	A					A	
9月1日	火		A								
9月2日	水		A								
9月3日	木	神奈川区						神奈川区		神奈川区	
		磯子区				磯子区	磯子区				
9月4日	金	港北区	港北区					港北区	港北区		
		保土ヶ谷区	保土ヶ谷区			保土ヶ谷区	保土ヶ谷区				
9月7日	月	青葉区	青葉区	青葉区						青葉区	
9月9日	水	中区			中区						
9月14日	月	A	A		A						
9月17日	木				A			A		A	
9月18日	金							A	A		
9月24日	木							A			
9月25日	金							A	A		
10月1日	木	神奈川区 (区長面談)						神奈川区 (区長面談)			
10月2日	金	A	A	A	A	A		A	A	A	
10月5日	月				A						
10月8日	木		A	A	A						
10月9日	金	港北区 (区長面談)	港北区 (区長面談)								
10月11日	日				中区 まつり視察						
10月15日	木				A					A	
10月16日	金					A	A				
10月17日	土					保土ヶ谷 まつり視察	保土ヶ谷 まつり視察		港北区 まつり視察		
10月21日	水				A						
10月22日	木	市民活力推進局		市民活力推進局	市民活力推進局					市民活力推進局	
10月23日	金	A	A	A							
10月28日	水				A						
10月29日	木	健康福祉局	健康福祉局					健康福祉局	健康福祉局		

テーマ 補助金に関する財務事務の執行について

		監査人	補助者 A	補助者 B	補助者 C	補助者 D	補助者 E	補助者 F	補助者 G	補助者 H	補助者 I
10月30日	金	健康福祉局	健康福祉局					健康福祉局	健康福祉局		
		A	A	A	A	A	A	A	A	A	
11月3日	火			青葉区 まつり視察							
11月4日	水			執務室	執務室						
11月12日	木	中区 (区長面談)			中区 (区長面談)			神奈川区			
					神奈川区						
11月13日	金	神奈川区		青葉区	神奈川区			神奈川区	神奈川区		
11月14日	土			A							
11月16日	月			市民活力 推進局	市民活力 推進局	こども 青少年局					
		A		A	A	A					
11月17日	火					A	A				
						こども青 少年局	こども青 少年局				
11月20日	金			神奈川区							
11月21日	土		A	A							
11月24日	火		A								
11月25日	水	A					磯子区	A			
11月26日	木	A						A			
11月27日	金	A	A	A			A	A	A		
12月3日	木		中区 デイ銭湯		中区 デイ銭湯						
		A	A		A						
12月4日	金	A		市民活力 推進局	A						
12月7日	月	A	A		A						
12月11日	金	A	A	A	A	A			A		A
12月22日	火		A								
12月24日	木	監査事務局									
1月6日	水	A	A		A						
1月7日	木	A	A		A						
1月8日	金	A	A	A							
1月12日	火		A								
1月20日	水		A								
1月25日	月	A	A		A						
1月27日	水	監査委員									
1月28日	木	A			A						
1月29日	金	A	A		A						
2月5日	金	A	A		A			A			
2月8日	月	市長報告			市長報告			市長報告			

第4 外部監査対象の概要

補助金について

今回包括外部監査で選定したテーマは「補助金に関する財務事務の執行について」であることより、まず補助金の内容を確認した。

1 補助金の概要

地方自治法第232条の2によると「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としている。ここで、寄附とは、災害見舞金などのように、無償で金銭その他の財産上の利益を供与することであり、一方、補助金とは、特定の公益上必要がある事業を育成又は助成するために無償で金銭等を補助することと定義することができる。ただし、いずれも民法上の贈与としての法的性質を有していると解されており、厳密に両者を区別することは難しい。

以下、補助金と負担金、交付金及び委託金との違いを言及する。ただし、実際には、奨励金や助成金といった言葉も含めて実務上は曖昧に使われている場合がある。

2 負担金との違い

負担金は、法令又は契約に基づいて国または他の地方公共団体等に対して負担する経費及び各種団体に加盟し、その団体の必要経費に充てるためその団体が取り決めた費用を負担する経費である。補助金と負担金の違いであるが、補助金は公益上必要があると認めた場合に対価なくして自発的に支出するものなので、支出そのものに義務はないのに対して、負担金は、ある事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合など、支出が義務となっているものである。

3 交付金との違い

交付金とは、本来地方公共団体が行うべき事務、事業を団体あるいは組合等に行わせ、その事務処理等の対価として支払う経費である。補助金と交付金の違いは、補助金の場合、本来的な事務、事業の実施主体も交付先にあるのに対して、交付金の場合には地方公共団体にある点である。つまり、交付金の場合、本来事務、事業の実施主体は地方公共団体にあるが、何らかの事情で事務を委託している場合に支出するものである。

4 委託金との違い

委託金とは、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上、外部に委託する場合の支出金である。補助金と委託金の違いは、委託金は、交付金と同様に本来事務、事業の実施主体は地方公共団体にある点にある。ただし、委託金が法令の規定又は私法上の契約による

行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において両者は異なる¹。

5 補助金と公益性

地方自治法第 232 条の 2 では、「公益上必要がある場合」に限って、補助することができることと規定しており、「公益上必要がある場合」とはどのような場合かが問題となる。

しかしながら、「公益性」という概念は曖昧な概念でその判断は難しい。公益性が「ある」か「ない」かは、一言で言うと「社会のためになるか」「社会のためにならないか」であるが、「社会のためになるかどうか」に言い換えたとしてもその曖昧さは変わらない。しかも、公益性とは、実際には「ある」か「ない」かではなく、程度の問題なので、その程度を判断して事業ごとに優劣をつけ結論を出すことはさらに難しい問題となる。実施する側にとっても、具体的な判断基準が存在しないことにより、交付分野が拡大し、補助金の効果を損ねる危険性もある。実際に、補助金の最大の問題は、自治体から一度支払われた補助金が、その後交付自体が既得権化し、見直しが難しく、いつの間にか交付範囲が拡大する状況が生じやすい点にある。

実務上は、「公益性の判断は、それぞれの地方公共団体の長及び議会が予算の設定等を通じて行う」しかなく、民主主義のプロセスを踏んでいれば、ある程度妥当と判断せざるを得ない。よって、この場合、地方公共団体がした「公益上必要」の判断に関し、内容の適否よりも、手続きないし判断過程の合理性を審査するにとどめるべきとの考え方もある。実際には、「裁判所の傾向は、地方公共団体の長の判断過程に裁量の逸脱または濫用があったと認められる場合には公益性が否定され」²ている。

一方、公益性については、近年公益法人制度改革の中でも検討が進められている。公益法人制度改革は、平成 18 年 6 月 2 日に関係 3 法が公布され、平成 20 年 12 月に施行、開始されたが、この関係 3 法の内、「公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下、「認定法」という。)においては、公益目的事業を、学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの(認定法第 2 条第 4 項)と定義付けた上で、認定法別表で具体的に、23 の事業を公益目的がある事業としている。

以上の点を考慮して、今回の包括外部監査においては、[表 2](22 ページ)の 23 の公益目的事業に該当するか、及び交付決定の手続きが妥当なものを、監査要点の中心として、監査を実施することとした。

¹ 『地方公共団体 歳入歳出科目解説』月刊「地方財務」編集局 編(ぎょうせい) 291 頁

² 『よくわかる地方自治法』橋本基弘他著(ミネルヴァ書房) 134、135 頁

6 補助金の見直しを進める上での一般的な留意事項

横浜市では、平成 21 年 4 月に新たに設置された「しごと改革推進課」を中心として実施している「しごと改革」の柱の 1 つとして、長期化している補助金や補助率が高い補助金などの「市独自の任意補助金の見直し」を行っている。

多くの地方公共団体においては財政状況の厳しさが増している。このような状況にあっては補助金の見直しを進めることは必然であるが、その見直しが適切に行われるためには、対象となるべき補助金を正確に網羅することが一つのポイントである。そのためには、実質的には補助金と考えられるものでも形式的には補助金とされていないため見直しの対象から外れてしまうことがないように留意する必要がある。実質的には補助金と同様の性質を有する事業であるにもかかわらず、委託とされているため見直しの対象から外されてしまっている事業や、負担金として区分されているため見直しの対象から外されてしまうことがあると、補助金の見直しに抜け穴があることになる。そのためには、補助金と委託の違い、補助金と負担金の違いについての認識を全市的に共通化しておくことが重要となる。

(1) 補助金と委託金の違いの明確化

地方公共団体が支出する委託金は、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上、外部に委託する場合の支出金である。団体あるいは個人(以下「団体等」という。)に対する支出という意味では補助金と同じ性質を有するが、委託金と補助金では事業主体についての考え方に根本的な違いがある。前述したとおり、委託の事業主体はあくまでも地方公共団体であり、受託した団体等は事業を代行しているにすぎない。それに対して、補助金の場合は交付を受けている団体等が事業主体となり、地方公共団体は団体等が行う事業を支援する立場にある。

委託は地方公共団体が主導し、市民に委嘱する市民参加方式による形式の協働である。本来は地方公共団体の業務領域であり、地方公共団体の責任で行うものである。よって、受託者は地方公共団体の業務を補完している立場となる。

一方、補助は市民が主導し、地方公共団体が積極的な支援を行う形式をとる協働である。地方公共団体の領域ではない、あるいは地方公共団体の領域であるか判断がつかないが、その団体・事業を支援することにより公共の福祉が増進させられるものについて、税金を再配分することである。

このように補助金と委託金は根本的な違いがあるため、地方公共団体は両者を明確に区分しなければならない。両者の区分が曖昧な場合、補助金の見直しに支障が出てしまう可能性がある。

横浜市では平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間の中期計画として横浜リバイバルプラン 開港 150 周年羅針盤(以下「リバイバルプラン」という。)を策定している。リバイバルプランでは重点行財政改革の 1 項目として最適な主体・手法によるサービスの提供が掲げられており、委託化により民の力を活用する経営手法を積極的に導入することがうたわれている。

委託化の推進は総務省の方針でもあり、横浜市に限らず全国的な動きである。留意すべき事項は委託の場合は事業そのものの存続の必要性について補助金ほど議論の対象とされない面があ

ることである。長期化している補助金については本当に必要なものなのか、その存在意義が議論されることがあるが、委託の場合、長期化していることだけをもってその事業の存在意義が議論の対象となるケースは少ないと考えられる。すなわち、実質的には補助金と考えられるものでも委託とされていると、事業自体のあり方、存在意義の見直しがなされる機会が限られてしまう可能性もある。

委託については、随意契約を見直し、入札の実施を進めていくことが行財政改革の論点として取り上げられることが多い。すなわち、入札を行うことによって競争性を確保し、そのことによってサービスの質の向上とコスト(委託料)の削減を実現していこうとする考え方である。この場合、実質的には補助金と考えられる委託事業はこの議論の対象からも外されてしまう可能性がある。このような事業については対応できるのは特定の団体のみであり、他団体では代替できないとして、特定の団体に委託されることが往々にしてある。すなわち、長年にわたり継続して特命随意契約がなされる可能性が非常に高いと考えられる。いわゆる競争性のない随意契約である。特定の団体だけが対応可能だとしてしまうと、当初から競争性の確保という視点が無いがしろにされてしまい、例えば、価格(委託料)の見直しも十分になされない可能性がある。

補助と委託の区分が曖昧であると、実質的には補助と考えられるものが委託とされ、事業そのものの必要性についての議論が十分になされず、しかもその委託事業が特命随意契約で行われている場合は、委託料自体の見直しも十分になされない可能性があり、特定の団体に対する長年の既得権と化してしまうおそれがある。このようなことがないようにするためには、やはり補助の定義及び委託の定義をそれぞれ明確化し、両者の使い分けが事業を所管する課の裁量で曖昧とならないように対応するほかに手段はない。

(2) 補助金と負担金の違いの明確化

補助金と負担金との間にも委託と同様の議論が存在する。

補助金と負担金の違いについては、前述したとおり、補助金は公益上必要があると認めた場合に対価なくして自発的に支出するもので、支出そのものに義務はないのに対して、負担金は、ある事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合など、支出が義務となっているものである。

すなわち、負担金については法令または契約等によって地方公共団体が負担することとなる経費で、次のいずれかの性格を有するものをいう。

ア. 特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部または一部の金額を支出するもの。原則として法令等で負担が義務付けられている。

イ. 財政政策上またはその他の見地から地方公共団体が任意に支出するもの。地方公共団体が任意に各種の団体(市町村関係団体)を構成している場合において、その団体の必要経費に充てるため行われる各種団体への支出などが該当する。

このように、補助金と負担金は明確に区別されるべきものであるが、実務において両者の区分が曖昧となってしまうと、実質的には補助金と考えられるものが負担金とされてしまうことがある。

負担金については、法令等で負担が義務付けられているものについては補助金との混同がなされる可能性は低いですが、そうでないもの、例えば前掲したイ.に属する負担金については実質的には補助金と変わらないものが含まれてしまう可能性がある。この場合に、そのような負担金も補助金と同じ目線で見直しを進めていくのであれば問題は無いが、地方公共団体においては、補助金と比較して負担金の見直しは十分に進んでいないケースもある。このことは、負担金は法令等で負担が義務付けられているものが金額や件数も多く、そのような負担金は、存在意義そのものを議論する必然性が低いと考えられるため、補助金と負担金の区分が曖昧となっている可能性があっても、負担金そのものを見直そうとする気運にまでは及ばないことによるものと推測される。したがって、実質的には補助金と考えられるものでも、負担金としてしまえば見直しの対象から外されてしまう可能性が高い。

また、負担金の中には特定の団体の必要経費に充てるため行われる各種団体への支出などが含まれているものがあり、このような負担金は、負担金としての性格は備えているかもしれないが、法令等で負担が義務付けられているものではなく、地方公共団体が任意で支出しているケースが多い。このような場合、本来であれば補助金と同様、存在意義を検討する必要があるものである。

このように、補助金と負担金の区分が曖昧であると、実質的には補助金と考えられるものが負担金とされ、事業そのものの必要性についての議論が十分になされない可能性がある。よって、両者の使い分けが事業を所管する課の裁量で曖昧とならないようにしなければならない。

また、負担金としての性格を備えている負担金の中にも、補助金と同様、存在意義を検討すべきものが存在している可能性もある。このような負担金の見直しをどのように進めていくかも一般的にあげられる課題の一つである。

なお、横浜市では、前述した「しごと改革」の1つとして、「負担金の見直し」にも取り組んでおり、イ.に属する負担金についても見直しを進めている。横浜市においてこの取組を実践していることは評価できる点である。

ただし、見直しにあたっては、他の地方公共団体等との連携・調整が必要なものが多く、横浜市単独で直ちに見直すことが難しいものも多くある。したがって「負担金の見直し」については、今年度に限らず、今後も継続して進めていくことが必要であり、重要である。

横浜市の補助金の概要

1 5年間の推移

まず、平成21年度までの5年間の補助金(一般会計)の推移は以下のとおりである。

【表4】一般会計における5年間の補助金の推移(所管局・事業本部別)

(単位：千円)

所管局・事業本部	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (予算)
150周年・創造都市事業本部	174,222	272,404	1,280,742	4,906,426	4,575,498
共創推進事業本部	-	-	23,200	25,200	5,000
地球温暖化対策事業本部	-	-	36,562	51,009	207,200
都市経営局	447,786	439,832	388,691	369,845	375,960
行政運営調整局	956,223	730,398	2,080,701	1,314,004	615,444
市民活力推進局(1)	2,723,385	3,464,442	3,126,586	3,103,661	3,058,371
こども青少年局	10,733,815	10,963,495	11,100,668	12,362,868	12,679,801
健康福祉局	23,888,800	25,294,152	24,010,114	25,882,873	28,848,772
環境創造局	491,865	496,123	442,482	492,634	641,364
資源循環局	10,596	10,655	10,580	10,649	11,000
経済観光局	6,800,122	7,382,810	6,834,856	7,483,232	6,841,628
まちづくり調整局	5,914,752	5,696,440	5,161,170	4,277,776	3,975,737
都市整備局	2,267,495	4,086,370	3,105,900	2,996,193	4,959,786
道路局	3,822,578	3,745,491	3,863,606	3,805,335	3,733,190
港湾局	276,471	85,131	89,032	142,042	189,470
安全管理局	120,470	676,040	682,539	752,545	745,927
会計室(旧収入役室)	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	955,574	709,134	684,857	736,813	638,253
選挙管理委員会事務局	10,295	10,029	10,216	10,379	10,700
人事委員会事務局	0	0	0	0	0
監査事務局	0	0	0	0	0
市会事務局	599,149	609,115	608,397	606,398	609,792
小計	60,193,598	64,672,061	63,540,899	69,329,882	72,722,893
全区(2)	658,557	667,004	642,979	646,372	655,675
合計	60,852,155	65,339,065	64,183,878	69,971,142	73,378,568

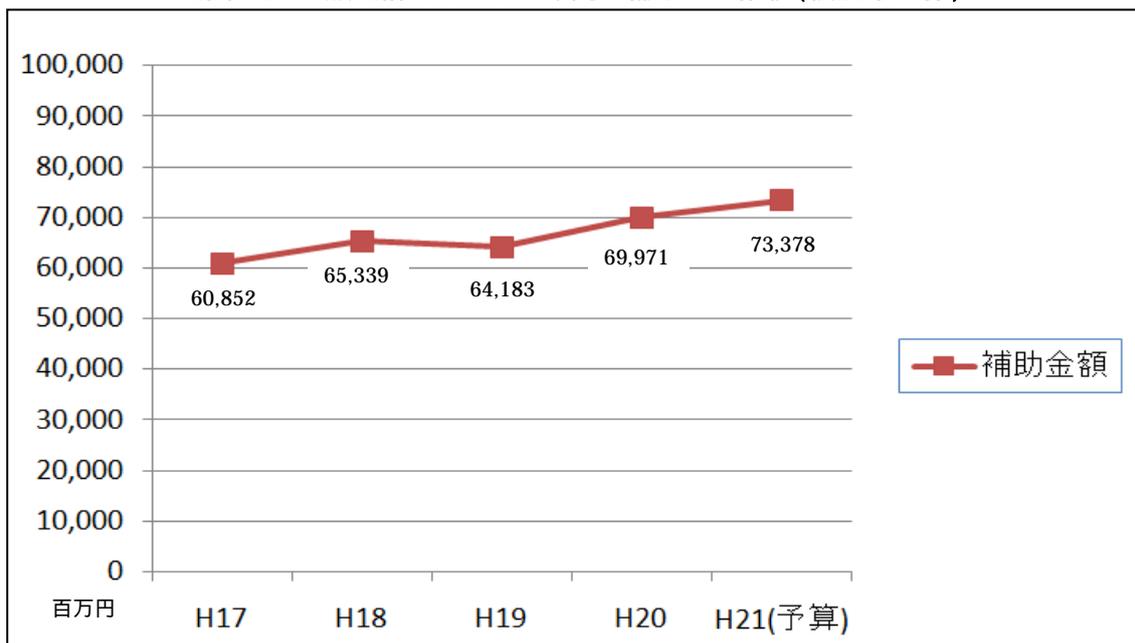
出所)横浜市作成「各種補助金一覧表」より

(1) この表では、個性ある区づくり推進費は市民活力推進局分とは分けて記載し、市民活力推進局分には個性ある区づくり推進費分は含まれていません。

(2) 区別の内訳は、【表5】のとおり。

今回の監査の対象とした局(3局)。

【図 3】 一般会計における 5 年間の補助金の推移(横浜市全体)



また、区の補助金の内訳は次のとおりである。

【表 5】 一般会計における 5 年間の補助金の推移(区補助金)

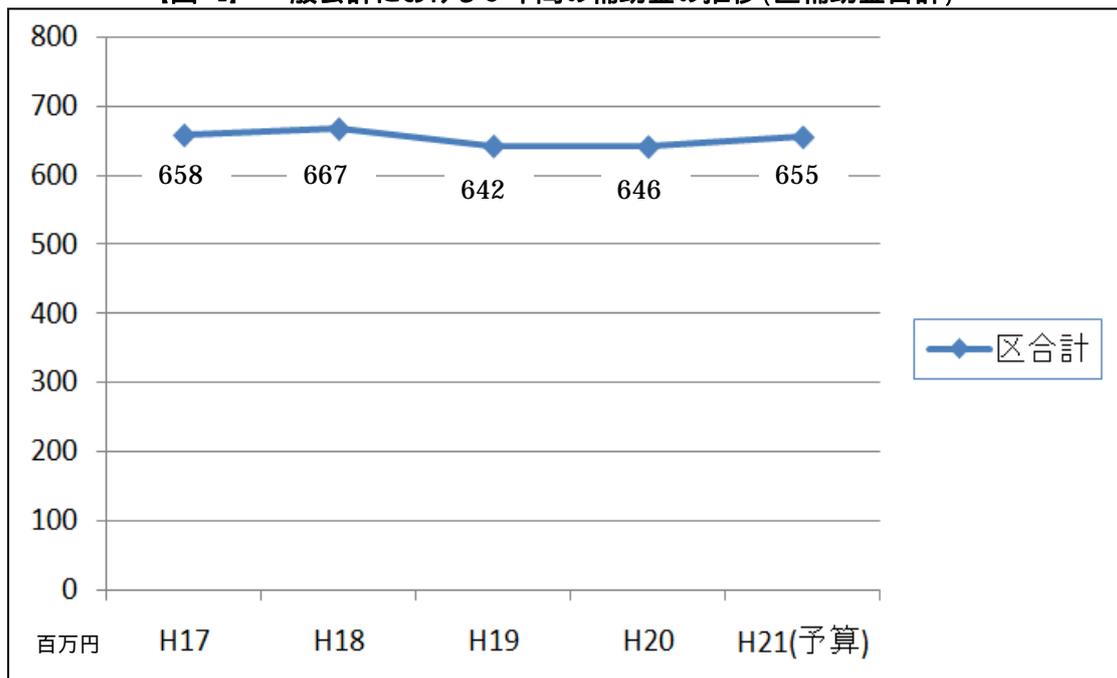
(単位：千円)

所管区	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (予算)
鶴見区	41,652	39,039	33,256	26,861	27,862
神奈川区	28,554	27,493	24,834	26,463	25,288
西区	17,838	17,394	14,761	19,594	17,812
中区	29,260	29,544	27,999	28,007	33,154
南区	30,926	33,093	28,057	23,531	23,266
港南区	28,140	30,957	29,792	30,148	33,946
保土ヶ谷区	35,903	35,465	28,122	26,983	26,547
旭区	46,992	50,622	43,472	39,396	48,410
磯子区	30,764	26,427	28,263	27,408	30,236
金沢区	37,832	35,987	32,650	39,282	37,940
港北区	37,402	37,087	39,937	40,064	44,312
緑区	38,581	40,407	40,825	41,199	40,935
青葉区	102,409	95,209	100,383	100,010	99,676
都筑区	35,368	35,906	34,424	32,787	28,414
戸塚区	26,041	24,635	26,756	30,938	33,574
栄区	29,331	36,891	29,463	28,251	29,930
泉区	33,764	37,507	40,736	41,096	39,150
瀬谷区	27,800	33,341	39,249	44,354	35,223
合計	658,557	667,004	642,979	646,372	655,675

出所)横浜市作成「各種補助金一覧表」より

今回の監査の対象とした区(6区)。

【図 4】 一般会計における 5 年間の補助金の推移(区補助金合計)



【図 4】のとおり、区の補助金はほぼ 6 億円台で推移していることがわかる。次に、横浜市における一般会計歳出額と補助金の推移は次のとおりである。

【表 6】 横浜市における一般会計歳出額と補助金

(単位:百万円)

所管区	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (予算)
一般会計歳出額(A)	1,283,993	1,299,824	1,320,873	1,345,165	1,371,400
補助金額(B)	60,852	65,339	64,183	69,971	73,378
B / A	4.7%	5.0%	4.9%	5.2%	5.4%

出所)横浜市決算資料

【表 6】のとおり、概ね補助金額は、一般歳出額の 5%前後で推移している。平成 20 年度決算及び平成 21 年度予算において、一般会計歳出額に対して補助金額は 5.2%、5.4%と若干高くなっているが、これは、横浜開港 150 周年関連の補助金の影響による。

2 局(費目)別の一般会計歳出額との比較

平成 20 年度における主な局(費目)別の一般会計歳出額と補助金の関係は次のとおりである。

【表 7】 主な局(費目)別の一般会計歳出額と補助金

(単位:百万円)

局(費)	一般会計歳出額(A)	補助金額(B)	B / A (%)
市民活力推進局(費)	40,721	3,750	9.2%
うち個性ある区づくり推進費	15,152	646	4.3%
こども青少年局(費)	138,331	12,362	8.9%
健康福祉局(費)	230,932	25,882	11.2%
環境創造局(費)	48,236	492	1.0%
資源循環局(費)	46,206	10	0.0%
経済観光局(費)	110,575	7,483	6.7%
まちづくり調整局(費)	23,948	4,277	17.9%
都市整備局(費)	22,636	2,996	13.3%
道路局(費)	66,655	3,805	5.7%
港湾局(費)	22,880	142	0.6%
安全管理局(費)	37,751	752	2.0%
教育委員会事務局(教育費)	79,278	736	1.0%

出所)横浜市決算資料

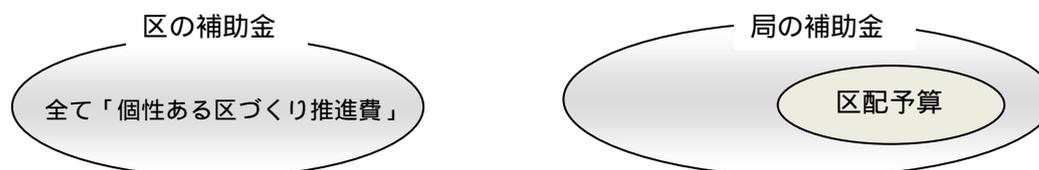
(注 1) 一般会計歳出額(費目)は、必ずしも局と 1 対 1 の関係にない場合がある。一方、補助金額は各局における金額であるが、概略的な状況を示すために上表を作成した。

金額ベースでは、健康福祉局、こども青少年局が 100 億円以上の補助金を支出しているが、局の歳出額との比率では、まちづくり調整局、都市整備局の補助金率が比較的高くなっている。

3 所管局及び事業本部の補助金と区の補助金

【表 4】(38 ページ)及び【表 5】(39 ページ)に示すとおり、横浜市の補助金は、所管局及び事業本部の補助金と、区の補助金¹から構成されている。

今回の包括外部監査では、区の補助金及び局の補助金のうち、各区が執行している補助金(区配予算)を対象に監査を実施した。



そこで、まず区の補助金とは何かについて検討する。横浜市における区の補助金は、その全てが「個性ある区づくり推進費」予算として計上されている。

¹ 横浜市のような行政区では区議会はなく、最終的には横浜市の議会で予算の決定及び決算の認定がなされる。よって、区の補助金といっても区独自で完結されるものではない。横浜市においては、区役所を取りまとめている市民活力推進局予算として編成している。

個性ある区づくり推進費について

(1) 概要

「個性ある区づくり推進費」は地域の身近な課題・緊急のニーズに、区役所がすばやく対応できるように平成 6 年度に創設されたもので、各区ではこの「個性ある区づくり推進費」を使って様々な事業に取り組んでいる。「個性ある区づくり推進費」は、区役所ならではのアイデア・工夫により行われており、この「個性ある区づくり推進費」によって、さまざまな補助金も交付されている。

(例)

- ・地域が自主的に行う防災普及啓発活動を支援し、地域防災力の向上を図る。
- ・ウォーキングコースを整備・活用して区民の健康づくりの機会を創る。
- ・団塊世代の地域参加を促進するため人材養成や活動団体のネットワーク化を図る。

もともと、平成 5 年度までは、各区では局の縦割りに基づいた事業執行(局から配付される個々の事業単位で執行)しか認められていなかったが、「個性ある区づくり推進費」の創設により、関連性を持つ複数事業を総合的に展開するなど、区自らの裁量・創意工夫に基づき事業を実施することができるようになった¹。

(2) 目的

「個性ある区づくり推進費」創設の目的は次のとおりである。

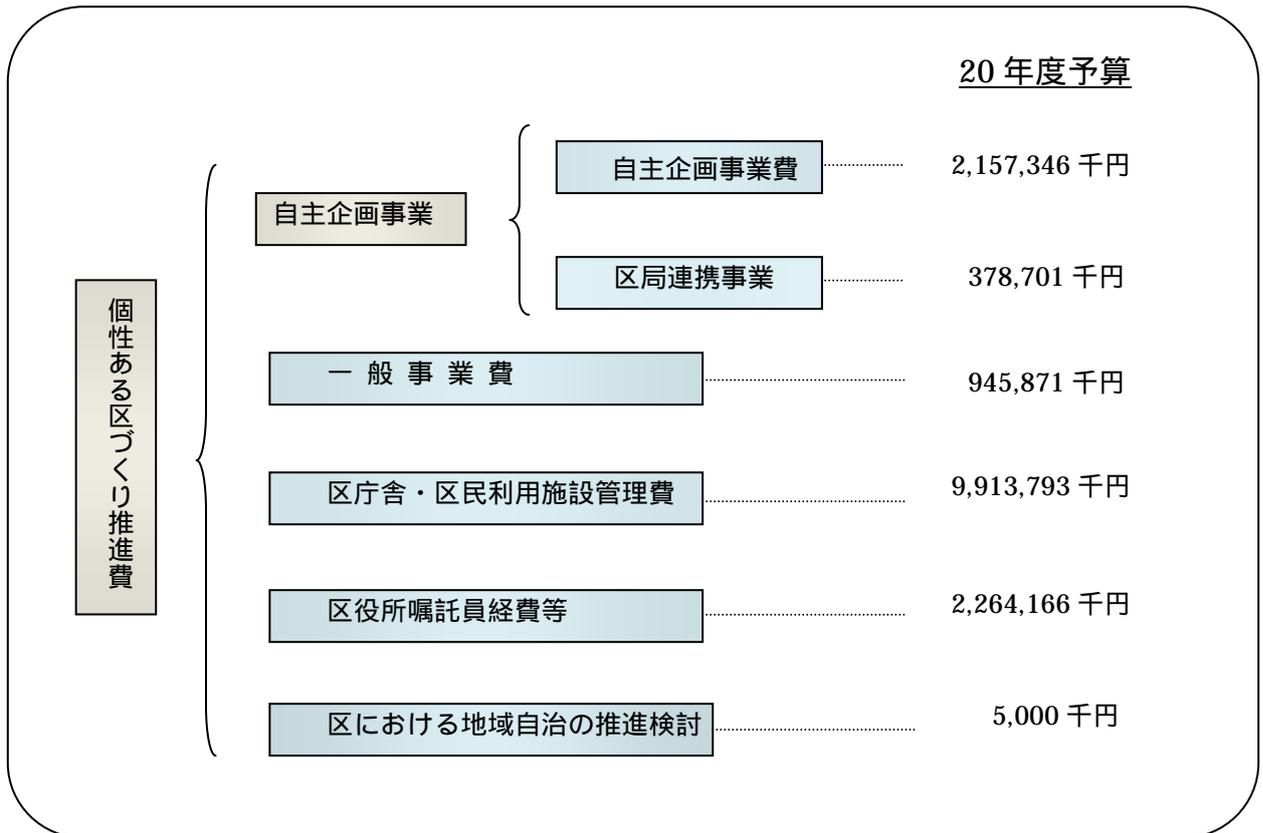
- 局の縦割りの弊害をなくし、区役所の自主性を高める予算
- 地域のニーズに的確に対応し、個性ある区づくりを推進できる予算
- 地域性、個別的、緊急的ニーズに迅速に対応できる予算
- 区役所職員が主体的に参画できる予算

¹ 横浜市作成「個性ある区づくり推進費ハンドブック」参照。

(3) 構成

「個性ある区づくり推進費」は、区の財源であるが区を統括している市民活力推進局予算¹として編成されることになる。その構成は具体的には次のようになっている。

【図 5】 個性ある区づくり推進費の構成



(注 1) から の「個性ある区づくり推進費」の内、補助金が交付されている事業は、
及び となっている。

(注 2) 区局連携事業は、区がイニシアティブをとるという意味で、自主企画事業であるが、予算上は、局事業として計上することより、各局の予算となる。よって、平成 20 年度の「個性ある区づくり推進費予算」の合計は、
+ + + + で、15,286,176 千円である。

¹ 「個性ある区づくり推進費」は、「区局連携事業」を除いて、各区が主体的に予算編成を行ったものを市民活力推進局に予算計上している。

(4) 自主企画事業費について

地域の身近な課題やニーズに、迅速かつ、きめ細かく対応するための事業費である。従来は、局から区へ予算配付を行うことが一般的だったが、この自主企画事業は、区の創意工夫のもと自ら企画立案し執行する事業となっている。区が執行する補助金では、この自主企画事業の補助金が多くを占めている。

平成 16 年度までは、基本的に各区 1 億円(合計 18 億円)の予算であったが、現在は各区一律配分(1 区約 8 千万円)に人口特性や重点政策課題への取り組み状況を加味することによって、予算額が決定されている。平成 21 年度の予算は、21 億円(18 区合計)であり、1 区平均では、1 億円強となっている。

予算編成においては、次のいずれかに該当する事業を対象範囲とすることとしている。

- 区長の権限に属するもの
- 局の所管が不明確なもの
- 局が事業として着手していないもの
- 局事業に区独自の個性的内容を付加するもの
- 各局から配付されていた予算を束ねたもので、地域の実情に応じて実施するもの

なお、区がイニシアティブをとり、区の長年の懸案事項や緊急的な課題に対して局と連携して取り組む区局連携事業も自主企画事業であるが予算上は各局に計上される。従来、局が区に予算配付を行うことが一般的であったが、区局連携事業では、地域重視の考えから、区の財源を局に予算計上し、地域の課題を解決しようとするものである。

(5) 一般事業費について

従来、各局から区へ配付されていた予算を総合したもので、局が定めた一定の条件に基づき、地域の実情に応じて執行する事業費である。

広報よこはま区版作成、防災訓練経費、交通安全対策事業など、事業項目は決まっているという意味で、自主企画事業よりも区の裁量の余地は少ないが、その項目の中で区の実情に応じて予算計上及び執行するものである。

(6) 区庁舎・区民利用施設管理費について

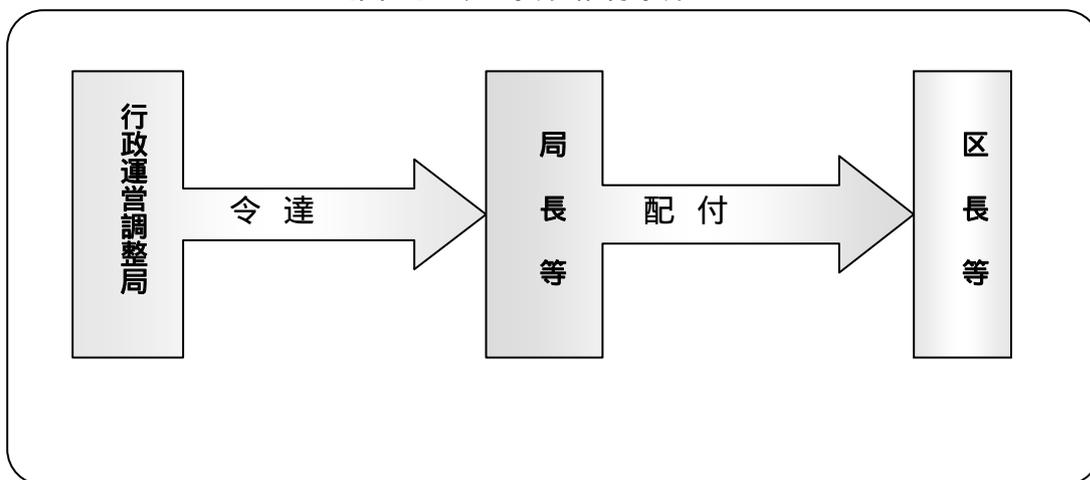
区庁舎、土木事務所等の直営施設や、地区センター、スポーツセンター等の指定管理委託施設等の管理運営にかかる経費である。今回の監査の対象としては、青葉区の補助金である「青葉区民文化センター管理運営助成金」が、この補助金に該当する。

区配予算について

前述のとおり、今回の包括外部監査では、区の補助金及び局の補助金の内、各区が執行している補助金を対象に監査を実施した。 において、区の補助金とは何かについて説明したが、次に、局の補助金であるが執行は各区が行っている補助金について検討する。この補助金は、区配予算として計上されるものである。

各局の局長は、予算配付事務所(区等)で執行するのに必要な予算を、当該区長等に対して、令達予算の範囲内において配付(再配当)する場合がある。これが区配予算となる。区配予算は、生活保護、課税・納税、統計・選挙などの事務事業に対して配付される予算である。

【図 6】 令達予算・配付予算のイメージ



出所)横浜市予算、決算及び金銭会計規則に基づいて作成

今回の包括外部監査においては、区配予算による補助金額が比較的大きい、市民活力推進局、こども青少年局及び健康福祉局の3局の区配予算による補助金を対象とした。

各種事業の比較

1 予算編成、執行の関係

以上説明した横浜市の各種事業における予算編成、執行のそれぞれの主体を整理すると次のとおりとなる。

【表 8】 各種事業の予算編成、執行の関係

種類		予算編成	執行
区個性ある づくり 推進費	自主企画事業費	区	区
	区局連携事業	局（注1）	局、区
	一般事業費	区（注2）	区
	区庁舎・区民利用施設管理費	区（注2）	区
区配予算		局	区

出所）横浜市の各種内部資料に基づいて監査人が作成。

（注 1）なお、区局連携事業は、区がイニシアティブをとって、区の財源を局に予算計上するものである。

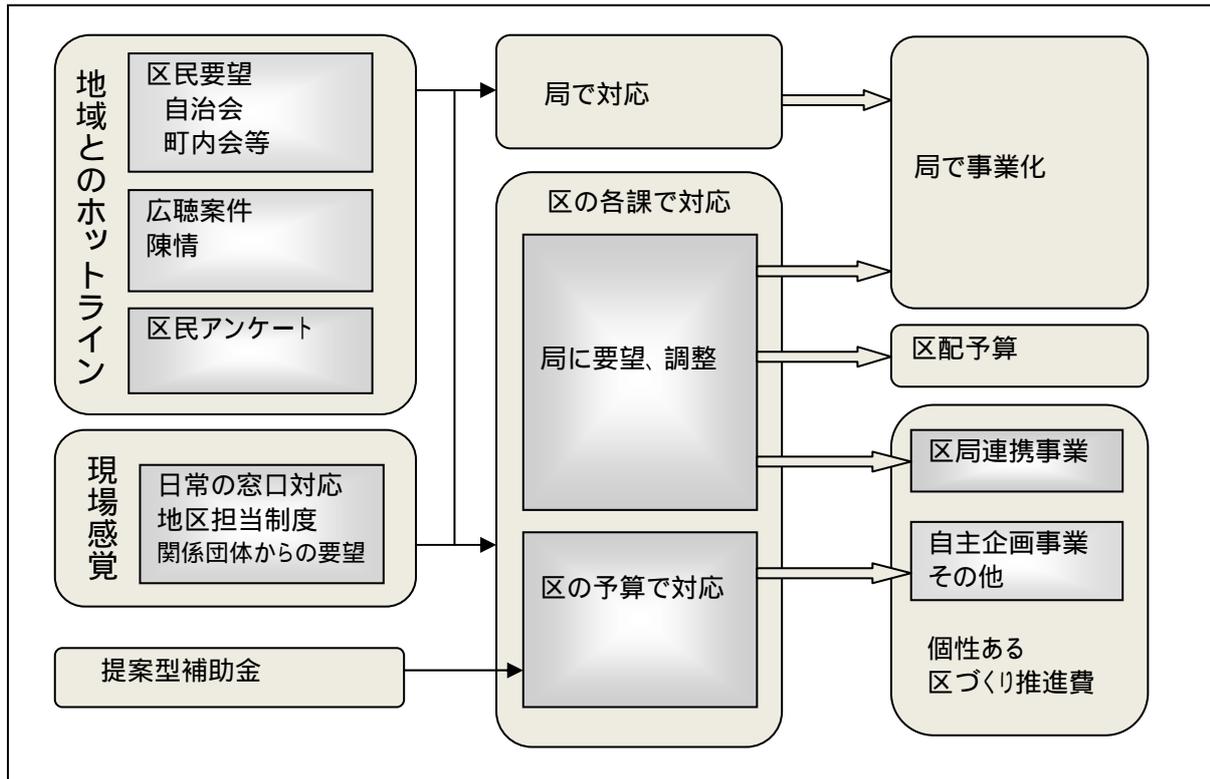
（注 2）一般事業費及び区庁舎・区民利用施設管理費は、予算編成及び執行ともに区となるが、次の事業については、責任の所在が事業所管局に残るものとしている。

- 予算の一部を統合した事業
- 執行上の条件が付されている事業
- 事業実施が義務付けられている事業
- 局で定めた要綱や国・県の補助要綱が根拠となっている事業

2 地域の要望から予算反映までのスキーム

これら各種事業は、予算編成、執行において相違しているが、いずれも各区における担当部署が現場感覚を十分に活かした上で、地域からの要望を十分に事業に反映するために考えられたスキームである。地域からの要望等から予算反映までの流れは【図 7】のとおりである。

【図 7】 要望等から予算反映までのスキーム



出所)横浜市内部資料及び意見聴取をもとに監査人が作成

これらの事業がスムーズに遂行されるためには、【図 7】からも明らかなように、地域とのホットラインが十分に形成されていることと、職員が常に現場感覚を持って事務・事業を行っていることが重要となる。さらに、意見や要望を取りまとめ、調整することによって、最終的に事業化するための組織が必要となる。

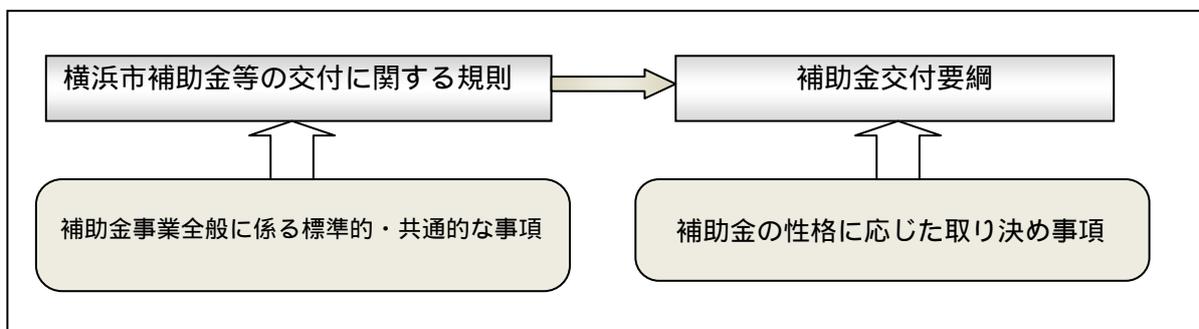
横浜市における補助金の管理の状況

1 規則の整備

横浜市においては、長い間、補助金に関する「交付の申請」「交付の決定」「状況報告」「実績報告」「補助金等の額の確定」「交付の時期等」及び「交付の請求」などといった事項を全市統一的に定めた規定はなかった。平成 17 年に「横浜市補助金等の交付に関する規則」(以下、「補助金等規則」という。)を定め、平成 18 年度の補助金事業から適用し、補助金等の取扱いの統一を図った。

これにより、交付先や補助事業の内容など多岐にわたる横浜市の 1,000 以上の補助金事業における標準的な取扱いは補助金等規則において定め、一方、補助金の内容や性格に応じた取り決めについては、それぞれの補助金交付要綱を設けることで対応することとなった。

【図 8】 補助金事業における規則の整備の状況



2 規則の改正

この補助金等規則は、主に、次の 2 つの事項を背景として平成 20 年度に改正されている。なお、改正は、平成 21 年度からの適用となっているので、本監査の対象期間である平成 20 年度は適用前となっている。

- 1) 平成 19 年に明らかになった社団法人横浜市病院協会による本市補助金の不正受給問題を受け、補助金の使途の確認方法等を改善する必要が生じた。
- 2) 補助事業者(補助対象団体)に過度な事務負担が生じ、事業の遂行に支障がないよう配慮した内容とする必要が生じた。

主な改正点の概要は次のとおりである。(以下、横浜市行政運営調整局資料に基づく)

領収書等(領収書の写し)の提出

補助事業者等が補助対象事業について、一定額以上(1件10万円以上)の支払いをした場合に、補助事業者等から領収書など支出を証する書類(又は写し)を徴収する。

改正前	改正後の概要
規則上規定なし (各要綱で規定されている場合もある)	原則として、補助事業者等は、1件あたりの支払い金額が10万円以上の場合は、領収書等(又は写し)を提出。 ただし、電気料金等の公共料金の支出や、国又は地方公共団体の職員による監査等を定期的に受けている団体については、不要。 (第14条 第5項 新設)

見積り合わせ等の実施

補助対象事業の事業費が適切であるかを確認するため、補助事業者等が一定額以上(1件100万円以上)の支払いをする場合については、原則として、入札が2人以上の者からの見積書の徴収等を求め、報告を受けることとする。

改正前	改正後の概要
規則上規定なし	原則として、補助事業者等は、1件あたりの支払い金額が100万円以上と見込まれる場合には、入札又は2人以上の者からの見積書の徴収を行うこととし、報告時に見積書等の写しを提出。 (第24条 新設)

罰則(過料)の規定

不正を行った者への対応強化を図るため、5万円以下の過料を科す罰則規定を追加した。

改正前	改正後の概要
規定なし	偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者、あるいは、補助金等を他の用途へ使用した者に対し、5万円以下の過料を科す。 (第29条 新設)

この改正規則は、平成21年度分の補助金事業から適用する。よって、本包括外部監査の対象となっている平成20年度の事業については、対象外となっている。ただし、この改正規則を参考としながら監査を実施することとする。

3 (参考)「横浜市補助金等の交付に関する規則」一部抜粋

(目的)

第1条 この規則は、他の規則に定めがあるもののほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

第2条から第4条 (省略)

(交付の申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者は、市長が定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (3) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 補助事業等の経費のうち補助金等によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、補助事業等の目的及び内容により、第1項の申請書に記載すべき事項及び前項に規定する添付書類のうち必要がないと認めるものについては、その記載又は添付を省略させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第 1 項の調査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、補助金等の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

第 7 条 (省略)

(交付の決定の通知)

第 8 条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、申請者に対し、速やかに、次に掲げる事項を記載した決定通知書を交付するものとする。

- (1) 補助金等の交付の決定の内容
- (2) 補助金等の交付の条件

第 9 条から第 10 条 (省略)

(補助事業等の遂行)

第 11 条 補助事業者等は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第 12 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況に関し、補助事業者等から報告を求めることができる。

第 13 条 (省略)

(実績報告)

第 14 条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。第 3 号及び第 3 項第 3 号において同じ。)は、速やかに、次に掲げる書類により市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、同様とする。

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (2) 補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下単に「領収書等」という。)
- (3) 補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者等の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (4) 第 24 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が

分かる書類又は当該見積書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 から 4 (省略)

5 補助事業者等は、第 1 項第 2 号に規定する領収書等のうち、次のいずれかに該当するものについては、その提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 補助事業等に係る支出で、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書等

(2) 補助事業等に係る電気料金、ガス料金、放送受信料、通信回線使用料並びに電話使用料及び通話料並びに水道料金(下水道使用料を含む。)の領収書等

(3) 国又は地方公共団体による財務又は会計に関する調査、監査、監察等を定期的に受けていることにより補助金等の適正な執行が担保されていると市長が認める補助事業者等が行う補助事業等に係る領収書等(前 2 号に掲げるものを除く。)

(補助金等の額の確定等)

第 15 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

第 16 条 (省略)

(交付の時期等)

第 17 条 補助金等は、第 15 条の規定により確定した額を補助事業者等が完了した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第 18 条 第 15 条の規定による通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(交付の取消し)

第 19 条 市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金等の他の用途への使用をしたとき。
 - (3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 第 24 条の規定に違反したとき。
 - (5) その他法令、条例又はこの規則に基づき市長が行った指示に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、当該補助事業者等に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

第 20 条から第 23 条（省略）

(入札又は見積書の徴収)

第 24 条 補助事業者等は、補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、入札又は 2 人以上の者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1 件の金額が 1,000,000 円以上になると見込まれるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

第 25 条から第 28 条（省略）

(過料)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (2) 第 11 条第 2 項の規定に違反して補助金等の他の用途への使用をしたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、50,000 円以下の過料に処する。
- (1) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、偽りその他不正の手段により当該法人又は当該人に補助金等の交付を受けさせたとき。
 - (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、第 11 条第 2 項の規定に違反して当該法人又は当該人に補助金等の他の用途への使用をさせたとき。

(注) 下線部分は、平成 20 年度の改正で、修正又は新設された部分である。

横浜市における補助金の見直しの状況

1 概要

横浜市では、近年の厳しい財政状況の中、将来に備えた財政基盤を構築するために、平成 21 年 4 月に新たに設置された「しごと改革推進課」を中心として、「事業の間伐」ならびに「マネジメント改革」を柱とした「しごと改革」を実行しようとしている。この「しごと改革」の 1 つの柱が、長期化している補助金や補助率が高い補助金などの「市独自の任意補助金の見直し」である。この「市独自の任意補助金の見直し」は、平成 20 年度に行政システム改革課(現 行政運営調整局しごと改革推進課)が実施した「補助金に対する点検・見直しの検討」を引き継ぐ形で、1 件 100 万円以上 1 億円未満及び外郭団体への補助金を対象として実施され、この見直しの結果は、平成 21 年 10 月 5 日に「しごと改革の取組」として公表されており、今後、平成 22 年度の予算に反映されることになっている。

具体的な見直しの方向性としては、「公益上の必要性を客観的に判断できないものは、原則廃止または縮小する。」という前提条件のもと、以下の視点で実施するとしている。

<p>視点 1 長期化・常態化しているものは検証し、開始当初の目的・効果が薄れているものは、段階的な削減を行い、廃止または縮小する。</p> <p>視点 2 新規の補助は、原則認めない。 ただし、やむをえず補助を行うものは、3 年程度の終期を設定し、終期を迎えたものは、交付の有無を含めて見直しを行う。</p> <p>視点 3 補助率は、原則として補助対象経費の 1 / 2 以内とし、1 / 2 を超える場合には、その理由及び効果を明確にする。</p> <p>視点 4 運営費補助は、原則事業費補助へ転換する。</p> <p>視点 5 客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費(交際費・慶弔費・懇親会費、直接事業と関連のない食糧費等)は、補助対象経費に含めない。</p>

出所)「しごと改革の取組」平成 21 年 10 月 5 日 記者発表資料

2 事務事業別の公表内容

平成 21 年 10 月 5 日に公表された「しごと改革の取組」では、全般的なしごと改革の取組の考え方に加えて、事務版と事業版の 2 種類の「個別事務事業取組項目一覧表」を公表している。この内、事業版には、横浜市の 22 の事業本部及び局と区の各事業が対象となっており、その事業の中には補助金事業も含まれている。

第5 外部監査の結果 - 総論 -

今回の監査の結果を踏まえた意見総論

1 個性ある区づくり推進費について

(1) 概要

まず、他の政令指定都市における横浜市の個性ある区づくり推進費(自主企画事業費)のような区の自主的予算の状況は[表 9]のとおりである。

【表 9】 行政区での自主的予算の他都市状況

都 市 名 (行政区数)	名 称	主な用途
札幌市 (10)	元気なまちづくり支援事業	まちづくりセンター単位で実施する事業や、住民による企画提案型事業など、市民自治の精神に基づく主体的なまちづくり活動を支援
仙台市 (5)	区民と創るまち推進事業	企画事業(区民まつり、子育て支援事業等)、まちづくり活動助成事業(公募助成事業)、各区まちづくり協議会への運営補助
さいたま市 (9)	区まちづくり推進事業	文化まつり、区民まつり、安全なまちづくり推進事業、コミュニティ広場花壇整備事業、道路・河川の緊急修繕や交通安全施設などの修繕
千葉市 (6)	区民ふれあい事業	花のあふれるまちづくり、防犯ウォーキング、区民まつり
川崎市 (7)	協働推進事業	交通安全子ども自転車大会、文化と緑のかおる支所づくり、子育て支援ネットワーク推進事業、区役所窓口等サービス充実改善事業
新潟市 (8)	区政推進事業	地域コミュニティ育成事業 区自治協議会運営事業 市民公益活動補助金 特色ある区づくり事業 区政推進費 等
静岡市 (3)	区の魅力づくり事業	魅力情報発信フェスタ、コミュニティブックの作成、イルミネーション事業 等
浜松市 (7)	がんばる地域応援事業	区の身近な地域課題解決のため、市民の提案に基づき行う事業 協働事業、助成事業、区執行事業
名古屋市 (16)	区民との協働まちづくり事業	区民まつり、地域資源を活用した地域の魅力向上のための取り組み 等
京都市 (11)	個性あふれる区づくり推進事業等	個性あふれる区づくり推進事業(区基本計画に基づく事業実施、区民ふれあい事業の一部助成) 区政策提案事業(区内の市民生活の課題解決を図り、各区の個性を生かしたまちづくりを図るための施策・事業の実施)
大阪市 (24)	区の創意工夫による事業や個性と特色ある事業	市民参画・協働の仕組みづくり 健康づくり・地域福祉の推進 防災コミュニティの形成、安全安心のまちづくり 等

都 市 名 (行政 区 数)	名 称	主な使途
堺 市 (7)	区民まちづくり基金事業	区民の自治意識や連帯感の醸成を図る事業(区民まつり等) 安全安心のまちづくり(防災訓練・講演会等) 花と緑のまちづくり事業 区民や地域との協働によるまちづくり事業
神 戸 市 (9)	区の個性をのばすまちづくり事業等	各区の個性を生かして、区民の生活に密着した分野を中心に地域の特性と魅力を伸ばす施策(各種団体助成、公園整備・交通安全対策等環境整備、地域コミュニティの交流促進、子育て支援等)
広 島 市 (8)	区の魅力づくり事業	第4次基本計画の区の計画における各区の「キャッチフレーズ」「将来像」を基に、各区の「魅力づくり事業」を展開 区の地域特性や資源を活かした事業(区民交流、コミュニティ活動環境づくり、緑のネットワーク事業等)
北 九 州 市 (7)	区政振興費 区の新たな魅力づくり事業	区長裁量で区自らが企画実践することにより、各区の特色を生かしたまちづくり事業を展開 (公園整備・交通安全対策等環境整備、ウォーキングマップ作成、住みやすいまちづくり推進)
福 岡 市 (7)	区の魅力づくり事業等	区民まつり、窓口混雑緩和対象事業、歩いてたのしいルートづくり、防犯マップ作成、地域パトロール支援、緊急工事・道路補修等

出所)各市のウェブサイトなどより

(注) 上記の他に平成 21 年 4 月 1 日、岡山市が政令指定都市となっている。

横浜市の場合、平成 20 年度の予算は、自主企画事業費で 2,157 百万円、「個性ある区づくり推進費」全体では 15,286 百万円となっている。横浜市で把握している他の政令指定都市の状況と比べても、区の自主的予算に対して多くの予算を計上していることがわかる。

現在の日本の厳しい情勢の中にあっては、自治体においても限りある予算の中で如何に効率的に事務事業を実施していくかが重要となってくる。そのためには、予算策定の際に、1) 施策の重点化と同時に、2) 担当者が現場感覚を活かしたうえで効率良い事業を実施していくことが重要となってくる。

「個性ある区づくり推進費」は、市民サービスの拠点である区役所が、地域の特性やニーズに応じて個性ある区づくりを推進するための経費であり、区の特徴を踏まえ、担当課が現場感覚を活かして事業を企画していくという意味で評価できる。また、他の政令指定都市と比較して、積極的に区の自主的予算を活用する姿勢も評価できる。

今回、監査の対象としたものについては、「個性ある区づくり推進費」導入前から続いている補助金事業も多いという状況も生じている。

これらの問題点は、事務執行業務を中心とする行政区にあって、区の特徴を活かして事業を企画することの難しさや、区の場合、補助金などの交付先と直接接していることにより、いわゆる「相手の顔」が見え、事業を廃止しにくいなどといった複数の要因が考えられる。いずれにしても、今後これらの問題点を整理した上で、有効性のある「個性ある区づくり推進費」の実施が求められる。問題点を整理すると次の項目が考えられる。

(2) 問題点

「相手の顔」が見えることによる弊害

区による自主的予算の最大のメリットは、相手の顔が見えることにより、現場感覚を活かしつつ予算を策定できる点にある。しかしながら、逆に相手の顔が見えるための弊害(廃止・見直しがされにくいなど)も考えられる。

区役所が自主的予算を企画することの重要さ

平成 20 年度予算は、「個性ある区づくり推進費」の内、自主企画事業費だけでも 2,157 百万円となっている。これは、横浜市全体の予算と比べると僅かな金額であるが、他の政令指定都市の自主的予算と比べると多くの予算を計上している。区役所には、これらの自主的予算を策定するために、区政推進課企画調整係や福祉保健課運営企画係といった事業を企画、調整する組織が整備されている。しかしながら、区役所は、本来的には市の行政を効率よく実施するための出先機関としての役割を担っており、この役割に加えて、各区が毎年度、区のオリジナリティーを発揮しつつ、1 億円以上の自主的な予算を企画することは大変な作業となっている。そのような状況にあっても、各区が試行錯誤しながら個性ある区づくり推進費を編成していくことによって、より職員の企画力を磨いていくことが重要であると考えられる。

【表 10】は、今回監査の対象とした 6 区における、「個性ある区づくり推進費」に関する補助金の過去 5 年間の開始事業数及び廃止事業数の推移を示している。

【表 10】のとおり、各区によって差はあるが、その年度に新たに開始又は廃止された補助金事業は少ないことが分かる。新たに開始又は廃止された事業は少ないという事実をもって、区が新しい補助金事業を企画する能力がないと言い切ることはできない。しかしながら、今回、6 区を訪問した経験においても、各区がその独自性を発揮し、また、市民とのホットラインを活かしつつ、現場感覚を発揮して新しい事業を企画、執行していくことの困難さを感じた。

【表 10】 6 区における過去 5 年間の開始補助金事業及び廃止補助金事業

(単位: 件数)

	項目	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
青 葉 区	補助金数	36	39	35	39	41
	その年度に 開始した補助金	5	8	3	5	3
	前年度を最後に 終了した補助金	5	5	7	1	1
磯 子 区	補助金数	27	32	32	30	30
	その年度に 開始した補助金	0	9	11	4	3
	前年度を最後に 終了した補助金	0	4	11	6	3
神 奈 川 区	補助金数	21	24	23	21	22
	その年度に 開始した補助金	0	1	1	1	1
	前年度を最後に 終了した補助金	0	0	0	0	1
港 北 区	補助金数	33	34	32	33	34
	その年度に 開始した補助金	1	5	1	1	1
	前年度を最後に 終了した補助金	-	4	3	0	0
中 区	補助金数	39	44	37	37	34
	その年度に 開始した補助金	4	13	8	6	0
	前年度を最後に 終了した補助金	6	8	15	6	3
保 土 ヶ 谷 区	補助金数	34	39	39	36	36
	その年度に 開始した補助金	5	9	5	0	1
	前年度を最後に 終了した補助金	7	3	5	3	3

出所) 監査人からの依頼により各区が作成した資料に基づいて作成。

(注) 原則として(- + = 前年度の補助金数)となる(統合等による例外あり。)

区間での検討・調整の問題

今回、6 区の「個性ある区づくり推進費」に関する補助金事業をレビューしたが、ある区の補助金のスキームが他の区に対しても活用できるのではないかという事例が多々あった。

(3) 対応策

企画調整部署としての区役所の役割(監査の意見)

区役所の機能は各種証明書発行業務を始めとする市民サービスの提供であるが、それだけでなく、企画調整部署としての役割も担っている。特に区の行政にかかわる事務の内重要なものについては、各区の区長と各局の局長が密に連携を取りながら施策を進めることが求められ、場合によっては区長の意見を市全体の施策決定に反映することも必要となる。

すでに「地域ニーズ反映システム」や「区局連携事業」さらには各種の会議など、横浜市の既存のスキームの中にも各区からの意見を施策に反映しようとするものはあり、今後は補助金事業についてもこれらのスキームを今まで以上に活用することが望まれる。

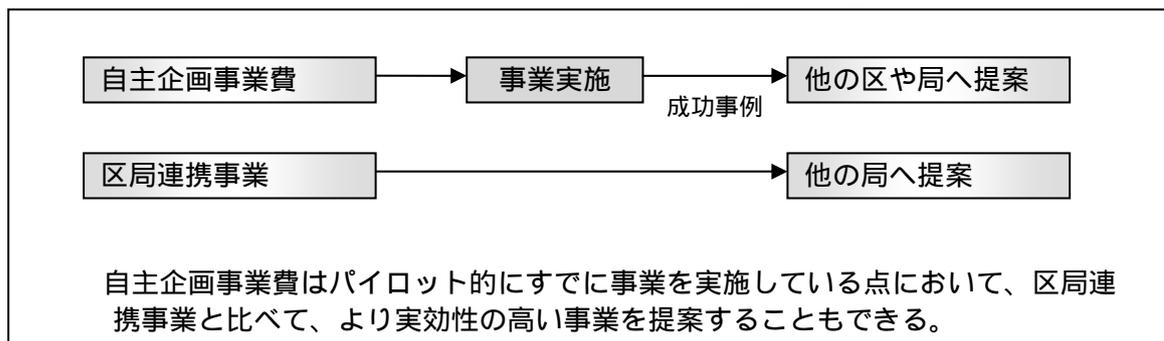
区役所の役割と自主企画事業費(監査の意見)

これに対して、これまでも自主企画事業費で実施してきた事業が局事業化した例はあるとのことではあるが、今回監査をした範囲においては、自主企画事業費に関する補助金の中には、かつて市の補助金だったものを各区の実情に応じて展開するため、自主企画事業費に移行してきたものもある。

しかしながら、自主企画事業費は、その創設時より、本来は局が執行する事業であっても、区が先駆的・先導的に実施できるものとされており、また、自主企画事業費の編成をする際に、「他区でも実施効果が見込めるものについては、全区展開も視野に入れ、局事業化に向けた区局間の調整」¹も必要であるとされている。

ある区において成功した自主企画事業は他の区においても成功する可能性は高い。よって、自主企画事業での成功事例は、今以上に積極的に他の区や局に対して提案・調整を行う必要があると考える。

【図 9】 自主企画事業費と区局連携事業(イメージ)



以下の表は、平成 21 年度の自主企画事業費と区局連携事業費の予算額の比較表である。

¹ 横浜市資料「区に係る予算編成上の留意点について(通知)」市民活力推進局区連絡調整課長、平成 21 年 10 月 5 日

【表 11】平成 21 年度区編成予算区別一覧表

(単位：百万円)

	自主企画事業費予算額	区局連携事業予算額
鶴見区	121	0
神奈川区	114	16
西区	107	12
中区	118	4
南区	112	13
港南区	119	0
保土ヶ谷区	119	2
旭区	120	0
磯子区	113	6
金沢区	121	0
港北区	123	33
緑区	113	0
青葉区	121	0
都筑区	117	0
戸塚区	115	2
栄区	116	8
泉区	118	18
瀬谷区	114	9
合計	2,101	123

出所)横浜市「平成 21 年度予算案について」より抜粋。

この表のとおり、平成 21 年度においては、自主企画事業費は区局連携事業よりも予算規模は大きい。このことから、自主企画事業費は区局連携事業と同様に、積極的に活用することによる効果は大きいものと思われる。

各区での企画調整能力の強化(監査の意見)

新たに開始された補助金事業は少ないが、これにはさまざまな要因があり、その 1 つは、区役所における企画調整能力にも関係するものと思われる。区役所には区政推進課企画調整係や福祉保健課運営企画係といった事業を企画、調整する組織が整備されており、また中期計画においても区役所の政策調整・地域支援機能の強化を目指している。ただし、この分野における区役所の役割を重要だと認識するのであれば今後も更なる機能強化が必要と考える。

区を統括する部署の役割について(監査の意見)

次に、区を統括する部署が、自主企画事業費を含めた区づくり推進費を横並びで検討した上で、指導力を発揮しつつ、区間の調整機能を果たす必要がある。現状では、市民活力推進局が区全体を統括・調整する部署としての役割を担っているが、今後、更なる機能を発揮することが求められる。

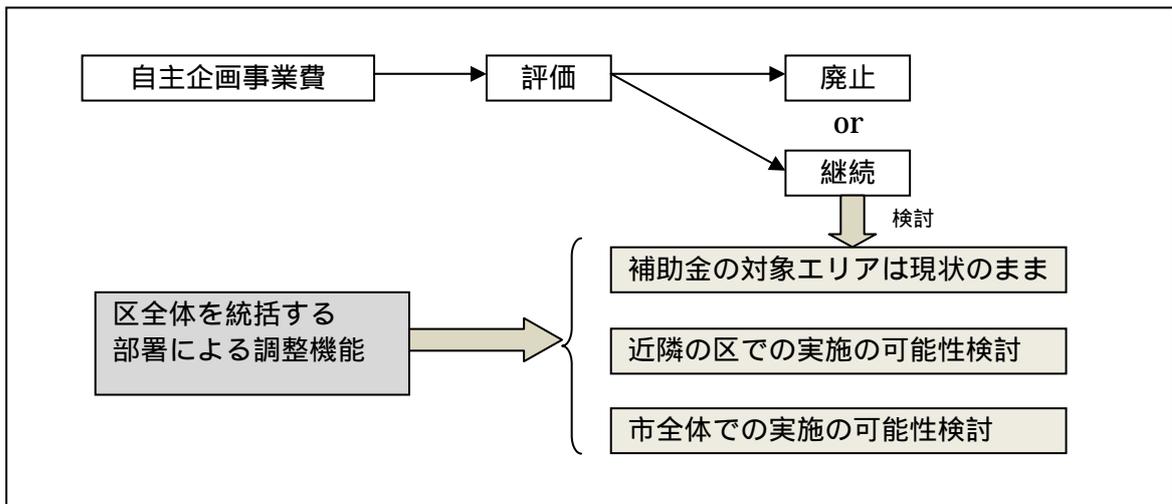
「個性ある区づくり推進費」は、もともとそれぞれの区独自の事業ではあるが、すべての事業がその区だけで完結するわけではない。場合によっては、ある区が現場感覚を発揮して発掘した

事業について、将来、市全体に波及するような事業があっても良いはずである。また、市全体には波及しなくても共通点を有する区間の連携や他の区での実施の可能性を検討する必要がある。たとえば、同じ私鉄が通っている区はその特徴を活かした連携事業を検討するなどである。

その際に重要となるのが、区全体を統括する部署による調整機能である。現在でも、市民活力推進局区連絡調整課において、地域課題に対する区局間の情報の共有化、課題解決を目指す地域ニーズ反映システムや全市的な視点で議論を行う区政調整部長会議を実施している。また、複数区に関係する案件については、都市経営局政策課や行政運営調整局財政課とともに調整している。しかしながら、今回の監査で6区を並列的に検討した結果、更なる調整の必要性も感じた。このような意味において、地域ニーズ反映システムなど、すでに整備されているシステムを、如何に運用において実効性を高めていくかが今後の課題である。

横浜市は、全国の政令指定都市の中でも大きな市であるが、18区それぞれが全く違う特徴を有しているというわけではない。よって、ある区において有効な事業は他の区においても有効となる場合も大いに考えられる。なお、青葉区の補助金である北部美術公募展に関する補助金の4区連合は面白い試みである。

【図 10】 自主企画事業費の検討スキーム(イメージ)



提案型の補助金の推進(監査の意見)

各区ならではの企画を強化するという意味で、提案型の補助金を今以上に活用することも1つの方法である。

提案型の補助金は、多様化する地域のニーズへの対応と市民協働の推進、市民活動の育成を目指している側面も持つ補助金である。

一方、提案型補助金の特性を活かすことにより、市民からのさまざまなアイデアを活用することにより、より一層各区の特性やニーズを反映させることができる。なお、提案型の補助金を十分に活用するためには、「港北ふるさとサポート補助金」の意見でも述べるように、申請者が申請し

やすいようなルール作りによって、多くの提案が集まるスキーム作りが必要となる。提案型の補助金に限ることではないが、補助金の申請手続きの簡素化や審査期間の短縮は今後の課題になるものと思われる。

2 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点

(1) 概要

補助金交付対象である実行委員会形式等の中には、地域振興課を始めとする区の所管課が実質的に事務局機能を担っているものが存在する。形式上、各課の課長が実行委員会等の事務局長等に就任している場合が多く、その指揮下で、各課職員が事務局機能を担うこととなる。実行委員会等の事務局機能としては、事業の企画、補助金交付申請/実績報告、役務/物品等の購入事務、資金管理(補助金の受領及びその他入出金管理)等多岐にわたり、そのうち、区がどの程度の役割を果たしているかは、各実行委員会等によって異なる。

【表 12】は、今回監査の対象とした 6 区における「個性ある区づくり推進費」に関する補助金のうち、補助金交付対象団体が実行委員会等(実行委員会もしくは協議会)となっている補助金を対象として、その事務局機能を区が担っているか否かについて監査人がアンケート調査を行い、集計したものである。

【表 12】 6 区における実行委員会等の実態

	青葉区	磯子区	神奈川区	港北区	中区	保土ヶ谷区	合計
事務局機能 (1)	9 (52.9%)	7 (77.7%)	9 (42.8%)	13 (100.0%)	13 (68.4%)	14 (100.0%)	65 (69.8%)
資金管理 (2)	6 (35.2%)	7 (77.7%)	7 (33.3%)	8 (61.5%)	13 (68.4%)	14 (100.0%)	55 (59.1%)
事業の企画 (3)	1 (5.8%)	5 (55.5%)	0 (0.0%)	2 (15.3%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	9 (9.6%)
合計	17	9	21	13	19	14	93

1: 区の所管課が実行委員会等の事務局機能を担っている団体。

2: 1 の団体のうち、資金管理機能について、区の所管課が担っている団体。

3: 1 の団体のうち、事業の企画機能について、区の所管課が担っている団体。事前の調整を事務局(区)が行い、実行委員会等が事後的に承認する形態も含む。

(2) 問題点及び対応策

公金外現金の存在について(監査の意見)

区の所管課が、補助金交付先団体の実行委員会等の事務局機能を担う場合、補助金を含めた資金管理全般を区が実施することが多い。地方自治法上、現金には、歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金及び基金に属する現金が含まれるが、実行委員会等の資金は地方自

治法上の公金にあたらぬ。これは、地方公共団体の所有に属しない資金を保管することを制度として予定していないことによる。このため、法律又は政令の規定によらない現金の保管がある場合、その現金の保管者自身が一般の私人の立場にて保管することとならざるを得ない。本件の場合、事務局長を務める所管課長等及びその指揮命令系統に属する課員が、私人の立場で管理する資金という位置付けとなる。

しかし、これらの資金は、職員がその業務の一環として保管していることから、性質上、公金と同様の取り扱いが求められるところである。横浜市においては、このような事情に配慮して、『公金外現金事務処理要領』を定め、『現金預金出納帳』の作成、『収入伝票』及び『支出伝票』の作成等を始めとして、統一的な管理方法を定めており、所管局区長は、「毎年 1 回以上所属職員の公金外現金の取扱について監査しなければならない。」としている点は評価できる。

ただし、公金に準じた管理方法を定めているとは言え、現金の取り扱いをほとんど行わない公金と比べ、所管課長が預金通帳及び銀行登録印を併せて保管する形態であり、盗難もしくは横領のリスクが相対的に高いものと言えることから、可能な限り、このような資金の取り扱いを少なくする努力が求められるものとする。

補助金事業の評価にかかる独立性及び客観性の担保について(監査の意見)

補助金の交付元(出し手)である所管課は、同時に、補助金交付対象事業の効果を評価し、当該補助事業を継続するか否かの判断を行う部署であるにも関わらず、同時に、補助金の交付先(受け手)の事務局を兼ねることは、自己の行った事業の評価を自ら行うこととなり、適切な補助金の評価及び見直しがなされないおそれがある。「3. 補助金の見直しの実効性確保について」に記載するように、横浜市においては、これまでも補助金の見直しが実施されているものの、十分な実効性が挙げられているか議論の余地がある。この要因の一つとして、補助金の評価結果に対する、所管課以外の部署の評価結果の反映が不十分であり、結果として、所管課の自己評価の域を超えていない面があるものとする。区が各種団体の事務局機能を務める実行委員会形式を採っている場合には、補助金の交付先(受け手)による自己評価となりかねず、尚更、その実効性に疑問を持たれるおそれがある。つまり、補助金の交付元である区は、毎年の補助事業が交付要綱等に基づき適切に執行されたか確認するとともに、補助事業自体の有効性を評価し、次年度以降の継続を含めて見直しを行う必要があるが、その機能が適切に発揮されているとの信頼感が阻害されるおそれがあると言える。

横浜市の場合、前述のとおり、『公金外現金事務処理要領』において、所管局区長は、「毎年 1 回以上所属職員の公金外現金の取扱について監査しなければならない。」とされているが、これは資金管理の側面からの管理方法を定めたものであり、補助事業自体の有効性の評価及び見直しについて、所管課に牽制をかける方策は取られていない。このため、補助金の交付元の部課が交付先団体の事務局機能を行うことを避けることが最も望ましいが、仮に行う場合には、補助金の評価及び見直しを所管課とは別個の部課が行うとともに、毎年の評価結果を市民(区民)に公表する等、独立性及び客観性を担保する仕組みを構築することが望ましいものとする。

る。

補助金事業の評価に際しての事務局運営コストの考慮について(監査の意見)

補助金事業を評価するにあたり、当該補助金事業のコストとしては、直接的な補助金額のみをコストとして把握した上で行われているが、区が事務局機能を務める場合においては、横浜市の職員が勤務時間内に当該業務を行っている。したがって、補助金事業のコストには、直接的な補助金額だけではなく、事務局として勤務した職員の人件費等も含めて評価を行うことが適切なものと考ええる。

例えば、港北区における「ふるさと港北ふれあいまつり」では区に実行委員会事務局を設置し、区職員がその事務を担当しており、職員1名が主担当として約2カ月間、当日は他の職員も応援している。この場合、港北区の職員1人当たりの職員給与費が約9,031千円であるから、専属の職員分に限ったとしても、当該事務にかかる機会費用は1,500千円を超えるものとも推計もできる。補助金事業の費用対効果を把握し、補助金事業の評価を行うに際しては、補助金交付額だけでなく、このような人件費等の事務コストも考慮に入れることが望ましいものと考ええる。さらに、区が事務局機能を務める実行委員会形式を継続するか否かについても、このような機会費用も考慮した上で、その効果と費用との比較を検討することが望ましい。

実行委員会形式を採用する場合の事務局機能について(監査の意見)

委託事業と異なり、補助事業は交付先の団体が独自に事業を実施することが前提となっているものと言え、当然に、事務局機能も当該団体の内部に保有することが期待される。一方、現実には、事務局機能を独自に担い得ず、区の所管課が事務局機能を代替している事例が多くみられる。特に、事業の企画機能自体を区の所管課が主導して担っているような場合、当該団体に事業実施主体としての自主性は認められず、本来、区の事務事業として実施すべき性質を強く有するものと推測される。

実行委員会が補助対象事業を自主的/自律的に実行するためには、企画機能は各団体が当然に有すべきであるが、事務局機能についても、可能な限り当該実行委員会の内部で担うことが望ましい。また、区が事務局機能を有している実行委員会について、その事務局機能のあり方については、横浜市において検討しているとのことであるが、今後、実行委員会に事務局機能を移管させ得るものは移管し、事業の性質によっては、区の事務事業として直接執行することを、時限を区切り検討する必要がある。

3 補助金の見直しの実効性確保について

(1) 概要

前述のとおり、横浜市は、平成 20 年度に行政システム改革課(現 行政運営調整局しごと改革推進課)によって「補助金に対する点検・見直しの検討」が実施されている。さらに、この見直しを引き継ぐ形で、平成 21 年 4 月に新たに設置された「しごと改革推進課」を中心として実施している「しごと改革」の 1 つの柱として、長期化している補助金や補助率が高い補助金などの「市独自の任意補助金の見直し」を行っている。この「市独自の任意補助金の見直し」は、1 件 100 万円以上 1 億円未満及び外郭団体への補助金を対象として実施されている。

平成 20 年度に実施した「補助金に対する点検・見直しの検討」では、検討対象となった全ての補助金について、行政システム改革課のコメントがリスト化されている。【表 13】は、そのリストの一部(神奈川区)である。

【表 13】平成 20 年度の補助金の見直しの状況(例:神奈川区)

補助金の名称 (交付先)	平成 20 年度 予算額 (千円)	交付基準・ 内容	行政システム改革課コメント
神奈川区文化協会事業 補助金 (神奈川区文化協会)	1,900	活動費補助	引き続き、自主財源の確保に努め、効率的・効果的な補助執行に努めてください。
神奈川区青少年指導員 協議会活動補助金 (神奈川区青少年指導員 協議会)	3,572	活動費補助、 ユニフォーム 補助、社会環 境健全化活 動補助	引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください。
学校・家庭・地域連携事業 補助金 (地区連合町内会等)	1,267	活動費補助	引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。
神奈川区体育指導委員 連絡協議会活動補助金 (神奈川区体育指導委員 連絡協議会)	2,126	活動費補助	引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、補助内容の精査を行い、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください。
神奈川区体育協会補助金 (神奈川区体育協会)	1,260	運営費補助	間接補助となっているので、最終的な補助金の使途について適切かどうか確認するとともに、補助対象事業について精査してください。
神奈川区民まつり補助金 (各地域まつり実行委員会)	4,990	地域まつり 開催費補助	引き続き、自主財源の確保に努め、効率的・効果的な補助執行に努めてください。

出所)横浜市行政運営調整局内部資料より抜粋

この「補助金に対する点検・見直しの検討」結果が、平成 21 年度に実施した「しごと改革」へと引き継がれ、さらに平成 22 年度の予算に反映されることになっている。

(2) 問題点及び対応策

見直し結果について(監査の意見)

【表 13】における神奈川区の例にもあるとおり、「見直しを行い、経費縮減に努めてください。」とか「効率的・効果的な補助執行に努めてください。」などといったコメントを踏まえて、どのような検討をしたのかが見えてこない。

このように出された見直しの結論に対して、ある程度の強制力を付与する必要がある。例えば廃止という結論になったにも拘わらず現状維持のままとなった場合には、所管課はそのような結果になった経緯を明確にすると同時に、見直しを行った行政システム改革課(現 行政運営調整局しごと改革推進課)は、その経緯及び結果をフォローする必要がある。

いずれにしても、「国の事業仕分け」のように、横浜市の補助金事業についても、以下のように明確な仕分けを行う必要がある。

- 1) 補助金事業として必要か、不要か(廃止、継続の検討)
- 2) 継続の場合、改善は必要か、現行どおりか(現状維持、縮小の検討)

なお、神奈川区では、【表 13】の補助金の 6 つの補助金の内 3 つの補助金について、行政システム改革課のコメントの後に予算削減を実施している。

運営費補助について(監査の意見)

運営費補助とは、特定の団体の人件費、施設管理費、その他各種経費に対して補助を行っている場合である。このような運営費補助は、時として既得権化しやすいのも事実であり、効果を測定しにくいといった運営上の問題点もある。なお、平成 21 年度のしごと改革における「市独自の任意補助金の見直し」では、このような「運営費補助は、原則として事業費補助へ転換する。」という方針が打ち出されている。

今後、運営費補助については、原則どおり事業費補助への転換を進めるとともに、運営費補助のままとする場合にも、以下のような条件を付けることを検討する必要がある。

- (条件 1) 現在、公益法人制度改革が進められており、平成 18 年 6 月に関係 3 法が公布され、平成 20 年 12 月に施行された。公益法人を取り巻くこのような状況を踏まえ、例外的に運営費補助を継続する団体においては、その条件として公益法人改革における公益認定を義務化する。なお、公益性の認定を受けられず、一般財団・社団となった法人の中にも、公益性が高い事業を行っている法人はある。このような法人に対しては、運営費補助ではなく、当該事業に対しての事業費補助へ転換する。
- (条件 2) 補助金がなければ財務的に存続が困難な場合には、補助金を交付する条件として、自立計画書の作成を義務付ける。これにより、運営費補助金は、あくまで時限的なものであることを明確にする。

新規の補助に対する考え方(監査の意見)

横浜市も含めて、財政が厳しい自治体においては、新規の補助金が原則認められない方針となりがちである。しかしながら、新規の補助を認めないことは、長期化、常態化している既存の補助金を保護する結果にもつながる危険性がある。また、新規の補助金を認めないことは、自治体運営自体が先細りになる危険性をはらんでいる。

このような自治体が行いがちなアクションとしては、まず第1に「新規の補助は、原則認めない」こと、次に、それでもなお財政が厳しい場合には、「既存の補助について、シーリングによる一斉カット」である。しかしながら、この方法では、どの補助金も中途半端となり、その効果も半減する可能性がある。新規の補助を認めないのではなく、既存の補助と同じ評価基準で評価すべきではないか(いわゆるゼロベース的発想)。

必要なことは、あまり効果のない補助金を廃止してでも、新規の補助金を行うという姿勢を維持することではないかと考える。

4 目標設定について(PDCAサイクルについて)

(1) 概要

一般的に、事業を遂行するには事前の計画策定と事後の成果評価が重要となる。この点は、マネージメントサイクルモデルとしてのPDCAサイクルで説明できる。このPDCAサイクルは補助金事業にも活用できる。

(参考)PDCAサイクルモデル

Plan (計画)	:従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する。
Do (実施・実行)	:計画に沿って事業を遂行する。
Check(点検・評価)	:業務の実施が計画に沿っているかどうか確認し、成果を測定する。
Act (処置・改善)	:実施が計画に沿っていない部分や十分な成果が得られなかった部分について修正を加え、新たな計画を作成する。

このモデルは、以下のように横浜市の補助金事業でも活用できる。

Plan (計画)	:補助金事業の目標(アウトカム指標)の設定、年度計画書等作成
Do (実施・実行)	:計画に沿った事業の遂行
Check(点検・評価)	:事業実施の合規性を確認し、効果を測定
Act (処置・改善)	:目標に達成していない場合、原因究明し、必要な修正追加。最終目標(アウトカム指標)に達していれば補助金事業の終了

一般的に、アウトカムとは「事業の効果」のことであり、アウトカム指標とは「ある政策等によりサービス等を提供した結果としての効果を指標で表したものと定義できる。補助金事業の場合、アウトカム指標とは「ある補助金事業により提供された補助金の結果として市民にもたらせる効果を指標として表したものと定義できる。つまり、アウトカム指標とは、事業目標を数値で表したものである。

(2) 問題点及び対応策

目標設定について(監査の意見)

【計画策定局面】

横浜市においては、ある事業を実施する場合「事業計画書」を作成し、その中で「事業の概要(目的)」を簡単に記載することになっているが、「事業計画書」の中に具体的なアウトカム指標(目標値)が示されていないものがある。また、年度ごとの目標値は記入されていても、最終的な事業の到達点(ゴール)を明示するような形にはなっていない。

計画であるからには、単年度ごとの計画を立てれば十分というわけではなく、複数年を通した全体の計画があり、そのゴールに向けた年度計画となっていなければならない。

【点検・評価局面】

横浜市では、平成 15 年度から民間度チェック(全職員による全事業・業務の健康診断)を実施しており、平成 18 年度には監査委員による行政監査(評価)のプロセスに組み込まれる仕組みを作って、評価の客観性や改革・改善の実効性を一層高めようとした。評価は「事業評価シート(自己評価)」に記載されている評価項目を4段階で評価し、それらの合計点数をもって総合評価する方式をとっていた(参考[表 14])。

【表 14】 防犯灯設置事業 平成18年度事業評価結果比較表

評価項目	内 容	評 点			
		青葉区	旭区	栄区	緑区
適応性	市民ニーズや社会経済情勢の現状に適合しているか	4	3	3	3
	事業を市が行う必要はあるか	4	3	3	3
有効性	事業の目的に照らして有効な手法か	3	4	3	3
	施策や運営方針等の目的の実現に寄与しているか	4	3	3	3
目標達成度	目標の水準は適切か	4	3	3	3
	計画どおりに目標を達成できたか	4	3	3	2
経済性	コストは縮減しているか	3	3	3	3
効率性	事務は効率的に行われているか	3	2	3	3
正確性	安全・正確を確保する手段が講じられているか	3	4	3	3
信頼性	説明責任を果たすために適切な情報提供がされているか	3	2	3	3
	合 計 点	35	29	30	29
	評価ランク	A	B	B	B

(注1) 各区ホームページで公開されている資料の中から、該当する事業がある区を抽出

(注2) 青葉区は地域安全支援事業の一環として防犯灯設置をあげているため、評価対象は防犯灯設置事業だけではない

平成 20 年度からは、より予算編成へ反映されるように実施時期や様式などの見直しを行い、予算編成過程の中で各事業の自己チェックを行うこととしている。(評価シートや改善計画書の作成は、4 年間にわたって、この取組を実施したことから、19 年度に廃止)

【処置・改善局面】

「事業計画書」は事業に対する自己評価を記載する様式となっている。しかし、自己評価結果の事業計画への反映が不明確である。このことを見る限り、PDCA サイクルの中で事業を遂行できていないのではないかと判断せざるをえない。

このことによる弊害は、アウトカム指標(目標値)がないので年度ごとの効果測定ができないことや、目標がないことより事業を終了するタイミングが明確ではなく、結果的に目標がないまま長期間継続している事業が多いことなどである。

横浜市においても、事業の終了時点でのアウトカム指標を明確にした上で、事後的な点検・評価の中でアウトカム指標と比べ、どの程度の達成度合いかについての効果測定を行う必要がある。

(例)防犯灯設置事業補助金

防犯灯設置事業補助金とは、街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るため、区内に防犯灯を設置することを目的として、横浜市防犯協会連合会が実施する防犯灯設置事業に対して補助金を交付するものである。具体的なスキームとしては、各区が地区の要望を聞いたうえで防犯灯の必要本数等を取りまとめ、その結果を横浜市防犯協会連合会へ伝える。横浜市防犯協会連合会は、各区からの要望本数に応じて防犯灯を設置し、それぞれの区から補助金が交付される。

防犯灯設置事業補助金においては、目標の達成に至る過程が示されておらず、目標値(つまりアウトカム指標)も単年度の目標に止まっており、最終的なゴールが示されていない。このことより、どのような場合にどこまで防犯灯を設置するかが不明確となり、予算の範囲内で設置していく状況となっている。また、最終目標が示されていないので、極端にいうと、永続的に本事業が実施されることになる。

5 確定通知書について

(1) 概要

横浜市補助金等の交付に関する規則によると、補助事業者等に確定通知書を通知することとなっている。

(横浜市補助金等の交付に関する規則)

(補助金等の額の確定等)

第 15 条 市長は、前条の規定による報告 (= 補助事業完了報告) を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

しかしながら、実際には、確定通知書を通知していない補助金が多くある。具体的には以下のとおりである。

(2) 問題点及び対応策

確定及び確定通知書について(監査の意見)

補助金の確定及びその通知を行っていない補助金がある。例えば、平成 20 年度の港北区の補助金では、33 件中、25 件が補助金の確定及びその通知を行っていない。よって、合规性の観点で規則に則って適切に確定事務及びその通知事務をする必要がある。

また、今回訪問した区の一部の補助金において、個別要綱により決定通知をもって確定通知とする規定をしているところがあった。しかしながら、規則第 15 条では補助事業の完了後にその適合性を確かめるよう規定されており、当該事業の完了前に確定することには無理がある。よって、このような要綱については内容の見直しなどの対策を行う必要がある。

なお、この問題は港北区等の個々の補助金事業の中で、監査の結果として記載している。

前金払い及び概算払いについて(監査の意見)

「補助金等規則」第 17 条では、補助金の交付は原則として事業が完了した後になされるものとされているが、同条ただし書きによれば、交付の目的を達成するため特に必要があると認められるときは事業完了前に交付することも認めている。

現実的には補助事業をスムーズに実施する等の理由から、事業の完了の前に交付を行う例外的な取扱いが一般的であり、その際、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」(以下、「会計規則」という。)の第 132 条における補助金の前金払いを適用している。

これらの補助事業のように、事業完了前に交付を要する場合でかつ交付金額の確定ができない場合、多くは事業完了後に戻し入れ等の精算を伴っている。複数の支払い方法を規定する会計規則の趣旨からして同第 131 条に規定する概算払いを適用することが望ましい。

ここまで、横浜市の補助金事業全般に関する意見を述べた。意見を述べるに当たっては、横浜市の財政の実態を把握した上で、補助金事業のあり方を検討した。「横浜市の財政と補助金のあり方」においては、このような監査手続きを行った過程を通じて見えてきた横浜市の補助金のあり方について意見を述べる。

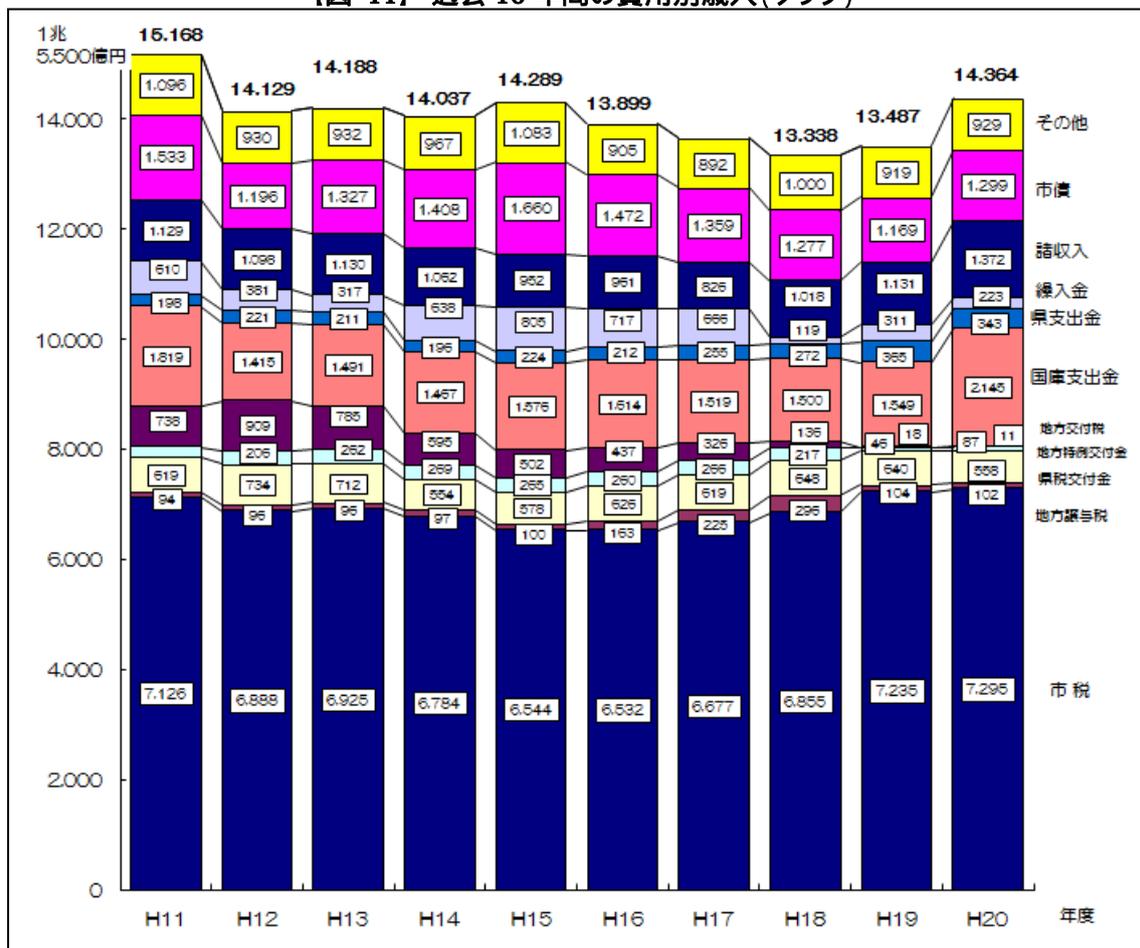
横浜市の財政と補助金のあり方について

横浜市の多額の借金と将来負担(監査の意見)

昨今の地方自治体の財政状況は厳しいといわれているが、これは横浜市も例外ではない。

過去 10 年間の横浜市の一般会計の歳入(収入)を見てみると、少子・高齢化の進展等によって主財源である市税の減少に悩む他の自治体と異なり、人口の流入や企業の進出等によって平成 15 年からの 5 年間は市税収入が増加してきた。しかしこの横浜市においても、最近の景気後退による企業業績の悪化を受けて法人市民税が減少するなど、当面、歳入全体の回復の見通しが立たない状況にあり、必要財源を賄うため、市債発行を前年度比 5%削減することを目指していた新市長の公約を撤回して、平成 22 年度予算においては市債(借金)を緊急的に増発することを余儀なくされるに至っている。

【図 11】 過去 10 年間の費用別歳入(グラフ)

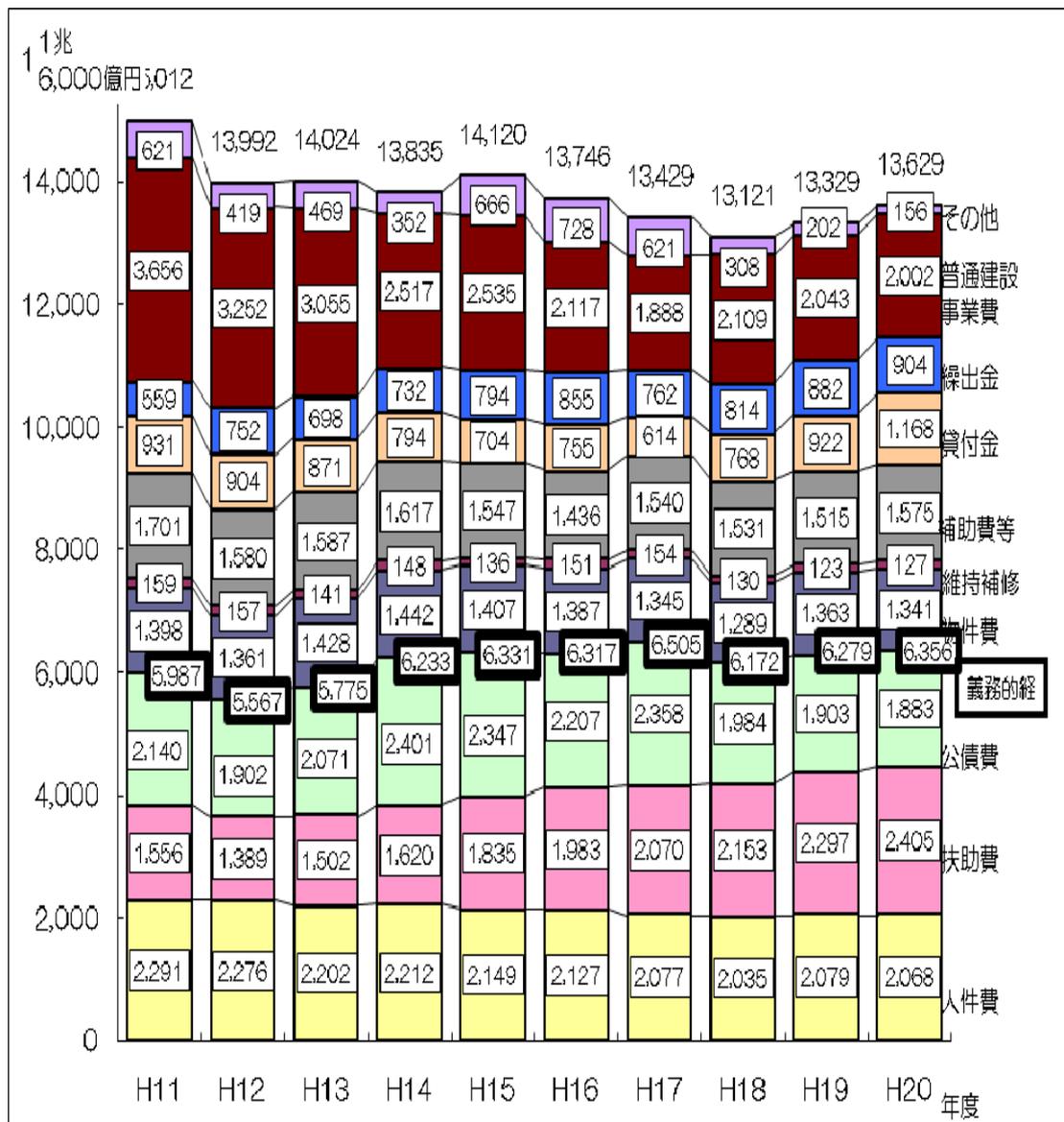


出所) 財政課資料

一方、歳出(支出)のほうをしてみると、これまでの財政改革によって公債費は年々減少してきており、また様々な努力や改善・改革によって人件費も若干減少しているものの、他方で高齢化や経済情勢の変化等に伴って扶助費が大幅に増加しており、結果として、全体として義務的経費(人件費、扶助費、公債費)は硬直的ないし増加傾向にある。

したがって、この歳入(収入)と歳出(支出)の状況から、結果的に義務的経費以外の経費(設備の維持・更新のための普通建設事業費など)の財源が圧縮されてきており、この傾向は今後しばらくは変わらないであろう。

【図 12】 過去 10 年間の費用別歳出(グラフ)



出所) 財政課資料

【表 15】 横浜市の過去 10 年間の費目別歳出

(単位：億円)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人件費	2,291	2,276	2,202	2,212	2,149	2,127	2,077	2,035	2,079	2,068
扶助費	1,556	1,389	1,502	1,620	1,835	1,983	2,070	2,153	2,297	2,405
公債費	2,140	1,902	2,071	2,401	2,347	2,207	2,358	1,984	1,903	1,883
(計)義務的経費	5,987	5,567	5,775	6,233	6,331	6,317	6,505	6,172	6,279	6,356
物件費	1,398	1,361	1,428	1,442	1,407	1,387	1,345	1,289	1,363	1,341
維持補修費	159	157	141	148	136	151	154	130	123	127
補助費等	1,701	1,580	1,587	1,617	1,547	1,436	1,540	1,531	1,515	1,575
貸付金	931	904	871	794	704	755	614	768	922	1,168
繰出金	559	752	698	732	794	855	762	814	882	904
普通建設事業費	3,656	3,252	3,055	2,517	2,535	2,117	1,888	2,109	2,043	2,002
その他	621	419	469	352	666	728	621	308	202	156
災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
積立金	456	296	276	206	424	425	381	114	51	42
投資及び出資金	165	123	194	146	241	302	241	194	151	114
前年度繰上充用金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	15,012	13,992	14,024	13,835	14,120	13,746	13,429	13,121	13,329	13,629

出所) 財政課資料

以上は、毎年の「フロー」からの観点であるが、一方、毎年の決算には表れてこない「ストック」のほうにも重要な問題が存在している。

平成 20 年度末現在、外郭団体を含む横浜市の借金(市債及び借入金)は 5 兆円以上にのぼるが、これ以外にも、公共施設の老朽化のため今後 20 年間にかかる保全費が 3 兆円に上ることが公表されており、また、近い将来実現する職員の退職金問題もある。

いま仮に、現在の借金約 5 兆円と設備更新コスト約 3 兆円を合わせた 8 兆円(=80,000 億円)を今後 20 年間で解決するとするならば、「今後 20 年間、毎年 4,000 億円の財源が必要」ということになる(80,000 億円 ÷ 20 年=4,000 億円/年)。

この 4,000 億円という金額は横浜市の一般会計予算約 1 兆 3,600 億円(平成 20 年度)の約 1 / 3 に相当するので、したがって市は、今後毎年、事務事業をこれまでの 2 / 3 の予算で賄わなければならないことになり、住民サービスの水準を維持できなくなる。また、この状態を放置しておけばおくほど問題解決にかけられる年数が少なくなるため、それ以降の毎年の必要財源はさらに大きくなってきて、解決はさらに困難になる。

住民からの要望には様々なものがあり、それはそれなりに理由のあることではあろうが、現在の横浜市の財政は個人や団体、地域住民のすべてのニーズを満たすことができる状況にはない。

今後の財政状況下における補助金のあり方(監査の意見)

現在、市からは様々な補助金がいりいろな団体等に支給されている。これらの補助金についてはどの補助金にもそれなりのニーズと理由があり(それがなければそれこそ問題である)、本報告書で指摘しているように「合規性」の観点からのいくつかの問題があるものの、基本的には現場の担当者は補助金が有効に活用されるように努力している。しかし、このような前例や現状を前提とした対応では、財政に寄与する抜本的な補助金改革を望むのは困難であろう。

できるだけ市民に近い現場に創意と工夫に任せるということは、実態を身近で把握し市民のニーズを的確に捉える上では大切な方向だと考える。しかし一方で、このやり方を推し進めていくと、逆に「部分最適」に陥ってしまっただけで限られた市の財政の中では合理性を欠いてしまう危険性もある。常に市全体からの視点に立った「全体最適」の観点からの考察も必要である。

財政が豊かであるならば住民の様々な要望にも応えられるかもしれないが、「1. 横浜市の多額の借金と将来負担」で述べたような市の厳しい財政下においては、「アレもコレも」という対応は許されず、多少の我慢を必要とする「アレかコレか」という選別をせざるを得ない(このような選別においては、単に廃止・減額だけでなく、重要と思われるものについては増額・新設もありうるであろう)。しかし、「アレかコレか」という選別をするにしても、人によって考え方やニーズが異なる中では、明確な基準を見出しにくい。まず、市の方向性を示す「ビジョン」が必要となるであろう。

現在の財政状況を前提に市全体から見た「全体最適」の観点から財政に寄与する補助金政策を行うためには、ニーズが異なるさまざまな市民の中での合意を得る必要があり、そのためには、市の財政状況を念頭に置いた上で、以下のような点に留意しながら各補助金への対応を検討することが必要であろうと考える。

住民の安全と安心」が行政の最重要項目

確なルールやゴールの設定、サンセット方式の採用

市の「ビジョン」から見て重要な目的を持つ補助金の増額

補助金が無くても(あるいはもっと少なくても)やっつけいける団体等への補助金廃止、縮減ないし当分の間中止

毎年ではなく、隔年あるいは数年毎の事業の実施と補助金支給

複数地域の協働・併合の可能性

もっと少ない予算で同じ効果が出ないか、あるいは同じ(ないしは少ない)予算でもっと効果が出ないか

補助金支給以外の支援方法

住民の参加・協力(ボランティア)の可能性

受給者の責任感、自己努力、自立の向上

定期的検証などによる市と受給者との「健全なる緊張関係」の醸成

第6 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(補助金別) -

1 概要

今回、「個性ある区づくり推進費」において、監査の対象とした補助金は以下のとおりである。

【表 16】 監査の対象として詳細な検討をした補助金一覧

区 項目	青葉区	磯子区	神奈川区	港北区	中区	保土ヶ谷区	
青少年指導員	青葉区青少年指導員事業交付金	磯子区青少年指導員活動費補助金	神奈川区青少年指導員協議会活動補助金	青少年指導員活動費交付金	青少年指導員活動補助金	青少年指導員事業補助金	第6 2へ
地域連携	青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金	磯子区学校家庭地域連携事業交付金					
体育指導委員	青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金	磯子区体育指導委員地区活動費補助金	神奈川区体育指導委員連絡協議会活動補助金	体育指導委員連絡協議会補助金	体育指導委員活動補助金	体育指導委員事業補助金	第6 3へ
青少年育成		青少年育成活動補助金					
まつり	青葉区民まつり事業補助金	磯子まつり補助金	神奈川区民まつり補助金	ふるさと港北ふれあいまつり補助金	ハローよこはま補助金	ほどがや区民まつり補助金	
防犯活動					中区地域防犯活動支援補助金	防犯商店街活動支援事業補助金	
芸術文化振興	青葉区民芸術祭事業補助金	磯子区地域文化振興事業補助金	神奈川区文化協会事業補助金	港北芸術祭事業補助金	中区文化活動等支援事業補助金	保土ヶ谷区民文化祭補助金	第6 4へ
介護予防			神奈川区高齢者介護予防事業補助金		介護予防デイ銭湯事業補助金		
防犯灯設置	青葉区防犯灯設置事業補助金		防犯灯設置費補助金	港北区防犯灯設置補助金			第6 5へ
提案型	協働による地域力アップ事業補助金		かながわ区民力発揮プロジェクト補助金	港北ふるさとサポート事業補助金	街の再活性化事業補助金	保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金	
地域福祉		豊かな地域社会に向けた活動支援事業補助金		地域福祉保健計画推進事業補助金			
スポーツ大会				港北駅伝大会補助金			
施設管理	青葉区民文化センター管理運営助成金						
障害者支援	青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金						
環境					中区地区 G30 活動委員会活動助成金		
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	第7へ

今回の監査では、まず、各区の所管となっている補助金、つまり「個性ある区づくり推進費」の中で支出される補助金について監査を実施することとした。監査の対象とした補助金は【表 16】のとおりであるが、この表のとおり、各区で類似の補助金が交付されていることがわかる。

たとえば、青少年指導員により構成する青少年指導員協議会の活動に対しての補助金は、どの区においても一律実施されており、また、横浜市防犯協会連合会が設置する防犯灯の経費に対しての補助金も同様である。これらは、補助金の内容が同じであると同時に、問題点も類似している。

そこで、「第 5 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(補助金別)」では、これらの類似の補助金について項目別に捉えて検討することとし、一方、「第 6 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(区別)」では、区ごとにそれぞれ選定した補助金の内容を検討することとする。具体的には、【表 16】のとおり、監査の対象とした補助金を区別と項目別にマトリックスに捉えて検討することとする。

なお、【表 16】でも明らかなように、区民まつりに対する補助金も各区それぞれ実施しているが、交付先である実行委員会の状況(現金等の管理の仕方、まつりの企画への関与等)は区によって異なっている。よって、区民まつりに対する補助金については、「第 6 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(区別)」で、区ごとに検討することとする。

2 青少年指導員(協議会)活動補助金

(1) 概要

青少年指導員は、「横浜市青少年指導員要綱」の規定に基づき、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより青少年の健全育成をはかることを目的として設置されるものであり、その主たる任務は以下のとおりとされている。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

また、青少年指導員は、青少年の指導に理解と情熱を持ち育成活動のできる者として自治会・町内会等から推薦された者の中から市長が委嘱した者であって、基本的にボランティアの活動である。その活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会を設置し、その下部組織として地区協議会が設置されている。

当該補助金は、区協議会の活動に対して円滑な運営と効率的な活動を推進するために交付される補助金である。

今回、監査の対象とした6区における過去5年間の補助金支出状況は、次のとおりである。

【表 17】 6区における青少年指導員補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中区	2,824	1,202	2,333	1,159	1,961
青葉区	3,057	1,870	2,870	1,870	2,980
磯子区	4,010	2,271	3,190	2,224	2,828
保土ヶ谷区	4,710	1,520	2,850	1,520	2,850
神奈川区	4,169	2,102	3,807	2,074	3,404
港北区	3,600	1,920	3,360	1,920	3,360

「要綱」によれば、市長が委嘱する青少年指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整を図るため、区ごとに区青少年指導員連絡協議会(以下「区協議会」という)を置き、さらに、区協議会の円滑な運営を図るため、地区青少年指導員連絡協議会(以下「地区協議会」という)を置くことができることされている。本補助金は、青少年指導員の活動を補助するために区協議会に対して交付されている。

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、各区とも「引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」というものであった。

検討結果を受けての平成 21 年度予算への反映については、各区とも地域貢献事業への積極的な推進が期待されることとして見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

各区ともユニフォームの支給を原則として新規委嘱年度のみに限るなどとしているため、ここ数年、ユニフォームを支給する年度は増加するものの、補助金額は全体的には各区とも一様に減少傾向にある。

(2) 監査の結果及び意見

交付要綱に定める確定通知書について(監査の意見)

補助金等規則第 15 条によれば、補助金の実績報告後、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金等の額を決定して当該補助事業者等に通知するものとされている。

「補助金等の額の確定等」の規定は、補助金の成果を確かめるためのものであるから、補助金事業を効率的に行うための手段のひとつとして重要であると考えられる。しかし、調査の対象とした6つの区の中にある補助金の交付要綱には、この規則の内容を欠くものがあり、確定通知

が行われていないものがあつた。その場合は、上位法である規則の規定に従うべきであり、確定通知を行うべきである。

規則第 15 条に定められた「補助金等の額の確定等」の規定は補助金の成果を確かめるためのものであるから、補助金事業を効率的に行うための手段の一つとして重要であると考えられる。また、市全体の規定と各区の要綱の内容に差異があるのは不自然であるから、横浜市の規則の内容に則して各区の交付要綱を改正することが望ましい。

事業報告書について(監査の意見)

区協議会へ交付された補助金の一部は、各地区の青少年指導員協議会の活動費として支出されている。各地区協議会では、毎年の活動内容について収支決算書と事業(活動)報告書を作成し、区協議会へ提出している。

実際の活動は地区協議会に負うところが大きく、ある意味で青少年指導員活動のメインともいえるのであるが、各地区で行われた活動報告の様式及び記載内容は各区でばらばらで、現状では、何か事業を実施したということしか判断できない報告書もある。

実施した事業の効果を評価するためには、少なくともその事業の実施内容、参加者数、参加者内訳等についての報告を求める必要があるのではないかと考える。その場合、統一的な様式があつたほうが便利であろう。

ユニフォームの補助について(監査の意見)

青少年指導員活動補助金については、行政システム改革課(現 行政運営調整局しごと改革推進課)からの「引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」とのコメントが出されていることもあり、ほとんどの区でユニフォームの貸与見直しを図ることとしていることは評価できる。

なお、「継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しない」とは、継続委員にはユニフォームを支給しないということではなく、継続委員の内、ユニフォームの減耗が激しい場合には補助するという意味である。

3 体育指導委員(協議会)活動補助金

(1) 概要

体育指導委員協議会補助金は、スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)第 19 条の規定に基づいて任命された体育指導委員が、横浜市体育指導委員規則(昭和 38 年教委規則第 6 号、以下「規則」といふ)第 2 条の職務を行うための活動補助金を交付することにより、区内におけるスポーツの普及・振興を図ることを目的として交付される。

「規則」の規定によれば、体育指導委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を

行うこととされている。

- 1) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- 2) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- 3) 行政機関又はスポーツ関係団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関し協力すること。
- 4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツの振興のための指導及び助言を行うこと。

「規則」によれば、市長が定める区域の体育指導委員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区体育指導委員連絡協議会(以下「地区協議会」という)を置き、さらに、地区協議会相互の連絡及び協議を行うため、区の区域ごとに区体育指導委員連絡協議会(以下「区協議会」という)を置くこととされている。本補助金は体育指導委員の活動を補助するために当該区協議会に対して交付されている。

今回、監査の対象とした6区における過去5年間の支出状況は、次のとおりである。

【表 18】 6区における体育指導委員連絡協議会補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
中区	1,740	2,555	1,586	2,661	1,619
青葉区	1,842	2,980	1,870	3,197	1,870
磯子区	2,310	3,941	2,271	3,023	2,044
保土ヶ谷区	2,260	3,420	1,520	2,850	1,520
神奈川区	2,326	4,176	2,184	3,773	2,126
港北区	2,002	3,234	1,848	3,234	1,848

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、各区とも「引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、補助内容の精査を行い、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」というものであった。一方、これに先立って実施した調査では、多くの区では「現状維持」という方針を打ち出している。

実際には、ここ数年の補助金額はユニフォームを支給する年度は増加するものの、支給を新規委嘱年度に限ることとしているため、全体的には各区とも同様に減少傾向にある。このことに関しては、活発な事業展開のためには現状の予算規模では限界があるとして、予算の増額を希望する区も出ているようである

(2) 監査の結果及び意見

交付要綱に定める確定通知書について(監査の意見)

補助金等規則第 15 条によれば、補助金の実績報告後、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められたときは交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとされている。

「補助金等の額の確定等」の規定は、補助金の成果を確かめるためのものであるから、補助金事業を効率的に行うための手段のひとつとして重要であると考えられる。しかし、調査の対象とした 6 つの区のなかにある補助金の交付要綱には、この規則の内容を欠くものがあり、確定通知が行われていないものがあった。その場合は、上位法である規則の規定に従うべきであり、確定通知を行うべきである。

規則第 15 条に定められた「補助金等の額の確定等」の規定は補助金の成果を確かめるためのものであるから、補助金事業を効率的に行うための手段のひとつとして重要であると考えられる。また、市全体の規定と各区の要綱の内容に差異があるのは不自然であるから、規則の内容に則して交付要綱を改正することが望ましい。

ユニフォームの補助について(監査の意見)

体育指導委員活動補助金については、行政システム改革課(現 行政運営調整局しごと改革推進課)からの「継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」とのコメントが出されていることもあり、ユニフォームは新規委嘱年度しか支給しないなど、補助金額の縮減が行われていることは評価できる。

なお、「継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しない」とは、継続委員にはユニフォームを支給しないということではなく、継続委員の内、ユニフォームの減耗が激しい場合には補助するという意味である。

4 芸術・文化振興に関する補助金

(1) 概要

個性ある区づくり推進費の自主企画事業では「芸術及び文化の振興」を目的とした補助金が各区にある。中には、伝統文化、こどもアートフェスティバルやコンサート等個別の芸術活動に対して補助金で支援している区もある。どの区にもほぼ共通してあり件数が多いものは、地域活動を行う文化協会や実行委員会に交付する文化祭事業補助金である。

平成 20 年度の芸術・文化活動に対する補助金で主なものは以下のとおりである。旭区や緑区は相対的に高額な交付を行い、青葉区は区民芸術祭以外にも 3 件の芸術文化活動に対する事業の補助金がある等、区によって金額の幅がある。また、文化芸術祭の開催や内容の取り組み方には各区の個性が出ている。

【表 19】各区の芸術・文化活動に対する補助金一覧

区	補助金	金額(千円)
鶴見区	鶴見区民文化祭補助金	2,990
神奈川区	神奈川区文化協会事業補助金	1,900
西区	西区文化協会補助金	500
中区	中区文化活動等支援事業補助金	2,661
南区	南区文化祭支援事業補助金	1,300
港南区	港南区文化活動推進事業補助金	700
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区民文化祭補助金	1,822
旭区	旭区文化事業補助金	7,157
磯子区	磯子区地域文化振興事業補助金	949
金沢区	金沢区民文化祭補助金	716
港北区	港北芸術祭事業補助金	4,750
緑区	緑芸術・文化振興事業補助金	6,525
青葉区	青葉区民芸術祭事業補助金	3,100
都筑区	区民文化祭補助金	1,082
戸塚区	戸塚区地域文化振興事業補助金	853
栄区	栄区民芸術祭事業補助金	3,400
泉区	泉区民文化祭補助金	1,040
瀬谷区	該当なし	-
	合計	41,445

出所) 横浜市各種補助金一覧表より

(2) 監査の結果及び意見

芸術祭等芸術文化活動事業における事業計画の重要性(監査の意見)

芸術や文化は市民にとって心豊かな生活を実現するために必要であり、それは、地域の社会基盤として育成させることが市にとって重要なものであると複数の区政運営評価においても言及されている。

実績報告では、文化祭や団体運営で「計画通りに遂行された」かどうかについて報告されているが、この点、個別要綱に沿って目的が達成されているのであれば、合規性の観点からの問題は無いと言える。

また、来場者など活動の市民参加数を、有効な補助事業であったかどうかの目安として実績報告がされているケースが多いが、これは、芸術や文化の範囲は広く、各人の価値観によっては互いに相違するものであり、したがって、それら活動の客観的評価は非常に難しいものであるからである。これと同様に、文化芸術補助金の事業が有効であったかどうかの評価も容易でない。このような中、補助事業が「計画通りに遂行された」という報告をもってその妥当性判断の手段とすることはやむを得ないとする。

しかし、本来は補助事業の有効性を高める工夫を事業実施の前から計画的に組み込むことが重要であり、この点では、計画の段階から有効な事業を目指している港北区と神奈川区の取り組み方は参考になる。

- 港北区では、芸術祭の実行委員会を組織し、自治会の代表や芸術家から幅広く意見を求めて区民の意向を汲みながら計画的に事業を実施している
- 港北区では、補助金のあり方や個別交付要綱に沿った、事業の基本方針を設定し、ボランティアの育成等当該活動の自立性を育成しようとしている。
- 神奈川区では、補助金の上限を定めるとともに事業経費の80%を補助することで自主財源の確保も求めている。
- 神奈川区では、カルチャー講座などの区民ニーズに対応するために他の補助金との統合等を検討している。

鑑賞型芸術文化祭事業(監査の意見)

鑑賞イベントについては、著名な芸術家へ公演依頼交渉を要するため、補助交付決定前の早い段階で準備にかかる必要となる傾向がある。そのため、補助交付を受ける前から支出の交渉をしなければならない。

この場合、補助事業を行う実行委員会において仮契約を行うこともあるが、補助決定の前から行うことは適切ではない。

また、鑑賞イベントの収入予算としては、入場料収入も財源とすることとなるが、入場者数が見込よりも少なくなれば、他の補助事業を断念してイベントの赤字部分に予算を補てんしなければならなくなるおそれもある。区の担当からのヒアリングでは、以上のこれらのリスクを負担してまで、当該事業を区民に提供するメリットがあるのか明確にはならなかった。そこで、補助交付においては費用対効果を勘案して補助事業の妥当性を検討することが望ましい。

補助金の年度繰越(監査の意見)

上記で言及したように、鑑賞イベントにおいて入場者数が当初見込よりも少なくなった場合には、他の補助事業に影響するというリスクがある。そのため、一部の区の実行委員会では、前年度から蓄えた繰越金をバッファーとしているところがある。

しかし、各区の記述の中でも指摘事項としているように、合理的な事由のない繰越金は補助金規則の趣旨に合うものでないため、年度末で戻入する必要がある。

また、前金払を含め補助金の交付が7月などになる場合では、年度初めの通信事務等に支

障がある。その際、交付先である実行委員会(市職員が事務局)が前年度の予算で購入している郵便切手等を活用することがある。この場合、交付を早期化する等事務を改善する必要がある。

鑑賞型芸術文化祭事業の公益性の問題点(監査の意見)

芸術文化に関する補助事業は公益性の評価が難しく、特に、芸術祭での行事に織り込む著名人の鑑賞型公演が難しいといえる。これらの公演は、実際には区民を代表した実行委員会が決定したプログラムであるので公益性がある面もあり、また、公的な依頼に応じる芸術家の謝礼はボランティア的な意味合いで割安になるため、区民は低廉な入場料で公演を享受できるメリットもある。

しかしながら、これらの公演は、一般に市民が趣味で鑑賞するために自費で参加料を負担するコンサート等のイベントとの違いが明確でない。

区や実行委員会が主催する鑑賞型事業においては、区民にイベントを提供する意義や他によりよい方法がないか等、上記の問題点と同様に事業計画を吟味することが望ましい。

規模を要する事業の経済的な運営(監査の意見)

個性ある区づくり推進費に関する補助金は、区の個性を発揮するために区に自律性を与えたスキームであり、区が窓口となって補助事業の支援を行う仕組みのため、区職員が区民に近いため区民のニーズを汲みやすく機動的に事務を行えること等などのメリットが多いと考えられている。

しかしながら、現行の枠組みでは区単位でしか実施できない面もあり、音楽コンサートや著名人の公演等、入場者数や開催予算に一定の規模を必要とする鑑賞型事業においては、事業自体の入場料収入に限界があるため、入場者数が想定より少なかった場合には補助金負担が生じるというようなデメリットもある。

より安定的な自立的運営が期待できるのであれば、例えば、交通の利便性等を加味した上で区の垣根を越えた企画事業があってもよいと考える。この点、[図 10](61ページ)で記載したスキームを参考にすることができると思われる。

確かに区は公会堂等の施設を有するが、事業の経済性や有効性の観点から見ると、ある程度の規模の確保が必要な場合もあり、補助事業予算編成、補助事業方針決定の際に近隣区との合同事業や市全体として実行することなどを検討することが必要だと考える。

費用対効果の検証(監査の意見)

各区の担当職員へのアンケートやヒアリング結果、あるいは事業評価に関する文書において、芸術文化祭等のイベントに関する補助事業について以下のような疑問が区の中にもあることが判明した。

- 参加者の負担だけでは成り立たないなど自立に時間がかかり長期補助となってしまっていること
- 区民の要望を受け入れ少額広範な交付となってしまっている。また一方で、要望を汲み取っていない面があること

補助金実績報告資料の閲覧した結果、芸術祭での音楽や芸能、美術などの分野やサークルごとの収支や参加者・来場者の実績が確認できなかった区もあった。資金負担の程度や補助金交付の効果を確かめるとともに将来的に自立を促し、区民ニーズに対応するためには、詳細に分析検証できる情報を確保することが望ましい。

また、一定の期間を設けて一斉に催しをする芸術祭というやり方が、区民に芸術活動の発表・鑑賞の場を提供して地域文化の振興を図るという目的に照らして最適かどうか、また、ある区ではもっとも参加したい事業の一つというアンケート結果が出ている一方で文化振興事業の認知が低いという結果もあるので、少なくとも芸術文化活動を波及させ自立的な活動を育成するという点からみて、芸術祭開催そのものの是非を検討することが望ましい。

5 防犯灯設置補助金

(1) 趣旨

昭和 36 年に、街灯等の整備が不十分で、暗い街路等において犯罪が頻発していたため、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図る防犯灯の整備を促進するため、次の措置を講ずる「防犯灯等整備対策要綱」が閣議決定された。

地方公共団体等に対し下記の措置をとるよう強力に勧奨すること。

市町村及び特別区は、犯罪を誘発する不良有害環境排除の見地から緊急に整備を必要とする防犯灯等(以下「緊急に整備を要する防犯灯等」という。)の整備について努めて次の各号に掲げる措置をとること。

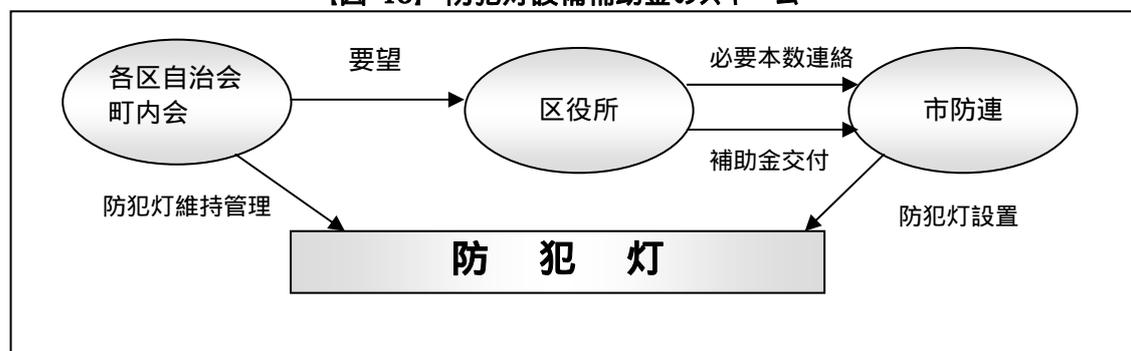
(ア) 緊急に整備を要する防犯灯等を自ら設置するよう努めること。ただしその設置の費用については受益者の負担とすることができるものとする。

(イ) 防犯灯等を設置する者に対し、その設置の費用の一部を補助すること。なお、一般民間人の負担においてその維持管理にあたっている防犯灯等については、努めてその維持管理に要する費用を負担するように措置すること。

この閣議決定を受け、横浜市においても防犯灯の整備のための仕組みとして、「横浜市防犯協会連合会」(以下、「市防連」という。)が再編され、設置は市防連が行い、その後の維持管理は自治会・町内会が行う制度が開始された。

具体的なスキームとしては、各区が自治会・町内会からの要望を聞いたうえで防犯灯の必要本数等を取りまとめ、その結果を市防連へ伝える。市防連は各区からの要望本数に応じて防犯灯を設置し、設置数に応じた補助金が各区から市防連に対して補助金が交付される。設置された防犯灯は自治会・町内会が維持管理する。

【図 13】 防犯灯設備補助金のスキーム



監査の対象とした 6 区における過去 5 年間の防犯灯設置補助金の決算額と設置灯数は【表 20】のとおりとなっている。

【表 20】 6 区における過去 4 年間の防犯灯設置補助金の決算額と設置灯数

(単位:千円)

区	項目	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
港北	決算額	1,706	2,295	2,250	2,452
	設置灯数	162	218	197	161
青葉	決算額	3,424	2,883	2,793	2,489
	設置灯数	330	299	229	165
神奈川	決算額	1,028	1,023	1,144	1,397
	設置灯数	90	92	112	98
保土ヶ谷	決算額	978	945	1,041	1,202
	設置灯数	91	89	88	87
中	決算額	428	349	469	515
	設置灯数	38	29	43	29
磯子	決算額	1,130	924	1,048	1,024
	設置灯数	80	94	75	55

出所) 各区の内部資料に基づいて、監査人が作成。

北部の新興住宅地域で防犯灯の設置件数が多くなっている一方で、古くからの街で、商店街・繁華街の多い地域では新たな設置は多くないなど、地域によって新規設置数は異なっている。

(2) 最近の動向

防犯灯のあり方検討会の設置

横浜市では、市内に約 17 万灯ある防犯灯の設置基準などを検討するにあたり、専門的な見地と市民の意見を取り入れることを目的として、平成 21 年度に「防犯灯のあり方検討会」を設置した。この防犯灯のあり方検討会は、9 名の外部有識者で構成されており、平成 22 年 2 月までに取りまとめを行うことになっている。この検討会での主な検討事項は以下のとおりである。

- ア 市民の安全・安心を確保するために必要な防犯灯の設置基準の検討
- イ 防犯灯の設置及び維持管理のあり方の検討
- ウ その他、長寿命かつ省エネルギーの照明管に必要な事項の検討

LED防犯灯について

横浜市は、平成21年度の当初予算において導入する予定であった1,000灯のLED防犯灯に加え、急きょ国からの経済危機対策臨時交付金が7億円公布されたことより、10,000灯が加えられ、合計で11,000灯のLED灯が平成21年度に導入されることとなった。導入にあたっては、既存の防犯灯の取替を原則として、地域の状況に応じて新規での設置もできるとしている。具体的な、区ごとの配分方法及び配分数は以下のとおりである。

【表 21】 LED防犯灯配布数内訳

	維持管理灯数 (平成20年度末)	構成比	構成比×11,000		維持管理灯数 (平成20年度末)	構成比	構成比×11,000
鶴見区	10,484	0.060	655	金沢区	10,693	0.061	668
神奈川区	10,150	0.058	635	港北区	13,711	0.078	857
西区	3,471	0.020	217	緑区	8,472	0.048	530
中区	6,566	0.037	411	青葉区	16,419	0.093	1,026
南区	9,358	0.053	585	都筑区	9,539	0.054	596
港南区	10,726	0.061	671	戸塚区	12,084	0.069	755
保土ヶ谷区	10,649	0.061	666	栄区	6,733	0.038	421
旭区	13,594	0.077	850	泉区	9,183	0.052	574
磯子区	7,230	0.041	452	瀬谷区	6,892	0.039	431
				計	175,954	1.000	11,000

出所)横浜市安全管理局作成資料

このLED防犯灯の設置は、横浜市安全管理局が一括で工事契約を発注している。一方、これに伴い、防犯灯設置補助金で対応していた通常の防犯灯の設置は、一部を除き平成21年度は見送っている。さらに、平成22年度以降は、防犯灯設置補助金は廃止し、LED防犯灯に関する新たなスキームを検討するとしている。

(3)防犯灯設置の課題

防犯灯設置の課題はあり方検討会でも議論となっているが、主に次の点にある。

- 1) LED防犯灯スキームへのスムーズな移行
- 2) 防犯灯設置基準がなく、総数は毎年増加。電気料金も自動的に増加。
- 3) 温室効果ガス排出量の増加
- 4) 維持管理費が自治会の財務を圧迫

- 5)街路灯整備地区との不公平感の増大
- 6)防犯灯の老朽化、落下事故の発生

(4) 監査の結果及び意見

防犯灯設置基準の不明確さについて(監査の意見)

防犯灯設置事業補助金の目的は、「街を明るくすることによって、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の安全を図る」ことであるが、どの程度の明るさなら犯罪を防止できるのかについての具体的な目標値が示されておらず、どのような場合に防犯灯を設置するのか基準が不明確である。予算の範囲内であれば住民の要望に応じて防犯灯は設置されつづけるので、防犯灯は増加する一方である。また、防犯灯の設置が増えればその後の維持管理に要する自治会・町内会の費用も増大する。増え続ける防犯灯に対しどの程度の明るさなら犯罪防止の効果があるのか不明確である。

本来、予算制約の範囲内で最大の効果を挙げるためには必要性(効果)の高い場所から設置(予算配分)を行う必要がある。設置場所の選定については、「区は、所轄警察署、防犯協会等と協議のうえ、防犯上緊急を要するものから順次、設置場所を選定するものとする」となっているが、実際には設置基準が明確にされていないため、設置場所の決定理由が曖昧なものにならざるを得ず、各区への予算配分額は必要性に応じたものとはなっていない。

平成 22 年度以降、既存の防犯灯設置補助金は廃止しLED防犯灯に関する新たなスキームを検討するとしているが、その際には、予算制約の範囲内で最大の効果を挙げるスキームとする必要がある。

また、現在あり方検討会では「横浜市防犯灯設置基準(案)」が検討されているが、この基準においては、設置間隔だけではなくどの程度の明るさまで防犯灯の設置が必要かの検討など、できるだけ多角的な基準を設けることにより、防犯灯の無意味な増加を防ぐ基準とする必要がある。

犯罪と防犯灯との関係についての検討(監査の意見)

防犯灯の設置基準は数値基準で明確に定める必要があるが、その際、防犯灯設置による犯罪抑止の効果の有無と程度(防犯灯数と犯罪件数等の関係)、効果があるとして、防犯灯以外の他の照明も勘案のうえ、どの程度の間隔で設置すれば効果があるのか(数値基準)、そもそも公費で設置(補助金を交付)することの必要性、を検討する必要がある。

現在、防犯灯のあり方検討会でも前述したような「横浜市防犯灯設置基準(案)」が作成され、防犯灯の設置間隔が 25 メートル以上など具体的に定められつつあるが、さらに、何ルクスあれば犯罪が少なくなるのかの明るさと犯罪の関係を基にした基準も欲しいところである。また、暗くても犯罪がないこともあり得るので、通行量との関係の検討も必要と考える。

設置費の住民の一部負担の検討(監査の意見)

現状では設置にかかる住民負担はないが、「受益者負担」として、設置費の一部を住民に負担してもらうことについても検討の余地があると考える。

交付要綱の様式の統一(監査の意見)

18 の区ごとに交付要綱が別々に定められ、おおむね同じであるが、提出や保管の必要があると定められた書類の種類や様式が様々である。交付先がすべて市防連であるなど、補助金のスキームは同じなので、事務の適正化、効率化の点からも書類や様式は統一することが望ましい。

防犯灯単価の遡増(監査の意見)

防犯灯を設置するまでのスキームは、【図 13】(86 ページ)にもあるとおり、区役所が市防連へ必要本数を連絡した上で市防連が設置する。よって、どのような単価で防犯灯を設置するかについては、市防連に任されている状況である。【表 22】は、過去3年間の防犯灯単価(電柱、ポール)の推移である。

【表 22】 過去3年間の防犯灯単価の推移

(単位:円)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
電 柱	6,850	7,875	10,500
ポ - ル	25,800	29,715	36,750

出所)港北区よりデータを入手して作成

(注) 表中の単価には消費税が含まれている。

この表のとおり、防犯灯単価は急激に高騰しているため、今後、単価の上昇を抑える何らかの対応が必要である。

第7 外部監査の結果 - 個性ある区づくり推進費(区別) -

青葉区

1 区の特徴¹



 (区のシンボルマーク)

- 平成 6 年 11 月 6 日設置
- 人口:300,635 人
- 世帯数:118,382 世帯
- 面積:35.06k m²

(以上平成 21 年 3 月 1 日現在)

昭和 41 年の田園都市線の開通を機に、急激に人口が増加した地域である。その後、昭和 44 年には港北区から分区して緑区に、昭和 61 年に北部支所開設、平成 6 年 11 月 6 日に行政区再編成で青葉区が誕生した。

青葉区の特徴として、私鉄の沿線を中心に計画的に整備された美しい街並みが挙げられる。また、東京に近くアクセスが良いことなどより市外からの転入者が多く、その多くが東京圏からの転入となっている。その結果、人口は増加し続けており、現在市内 18 区では第 2 位となっている(面積でも第 2 位)。

一方、平成 20 年 4 月に厚生労働省から発表された「平成 17 年市区町村別生命表」では、青葉区男性の平均寿命は 81.7 歳で全国第 1 位、女性の平均寿命は 88.0 歳で全国第 7 位になり、日本有数の長寿の地域でもある。さらに、15 歳未満の人口は市内で最も多くなっていることも特徴となっており、子育て支援や保健施策など、そのためのきめ細やかな対策が求められている。

平成 20 年度における青葉区の区政運営方針における重点推進施策は、次の 5 つとなっている。

- 子育てを支援し、福祉を充実する。
- 健康でうれしい暮らしを支援する。
- 環境を守り、まちづくりを進める。
- 暮らしの安全・安心を支える。
- 青葉らしいサービスを提供する。

¹ 横浜市ウェブサイト、「平成 20 年度青葉区予算編成方針」、「平成 20 年度青葉区区政運営方針」を参考に記載。

2 監査の対象とした補助金一覧

青葉区において、監査の対象として選定した補助金の一覧は、【表 23】のとおりである。

【表 23】 青葉区において監査の対象とした補助金

No.	件 名	注	事業分類	平成 20 年度 決算額(千円)
青-1	青葉区防犯灯設置事業補助金	一般	防犯・防災安全対策費	2,415
青-2	青葉区民芸術祭事業補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	3,100
青-3	青葉区民まつり事業補助金	自主	地域コミュニティ費	4,116
青-4	青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金	一般	文化・スポーツ・学習振興費	1,809
青-5	青葉区青少年指導員事業交付金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	2,919
青-6	青葉区民文化センター管理運営助成金	施設	区庁舎・区民利用施設管理費	64,231
青-7	協働による地域力アップ事業補助金	自主	街づくり推進費	4,025
青-8	青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金	自主	地域福祉保健推進費	2,000
青-9	青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	1,460
合計(A)				86,075
平成 20 年度青葉区補助金合計(B)				100,010
監査実施率(A / B)				86%

出所) 横浜市内部資料に基づき監査人が作成

(注) 「自主」...自主企画事業費

「一般」...一般事業費

「施設」...区庁舎・区民利用施設管理費



青葉区民まつり (平成 21 年 11 月 3 日監査人撮影)

毎年 11 月 3 日(文化の日)に青葉区の総合庁舎周辺で実施されている。平成 20 年度は約 40,000 人の入場者があった。青葉区では、区の職員ではなく「青葉区民まつり運営委員会」が、自主的にまつりの企画を行っていることが特徴となっている。

3 青葉区防犯灯設置事業補助金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課地域活動係

(2) 補助金交付要綱

青葉区防犯灯設置事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

犯罪の防止又は治安の維持

(5) 補助金の概要

横浜市防犯協会連合会が設置する防犯灯の経費に対して補助金を交付することにより、街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的としている。

補助対象となる事業は、横浜市防犯協会連合会が実施する防犯灯事業で、青葉区内に設置する電柱利用灯及び鋼管ポール灯の新設及び更新()に直接要する経費とされており、補助単価は、電柱利用灯が1本 10,000円、鋼管ポール灯が1本 35,000円である。平成20年度においては、電柱利用灯139灯及び鋼管ポール灯26灯が補助対象防犯灯として設置されている。

更新とは、既存の防犯灯が老朽化又は不具合等により使用できない場合の設置。

また、設置場所については、町内会もしくは自治会から青葉区に出される防犯灯の設置要望を受け、青葉区地域振興課が調整して決定する。その結果を踏まえて、横浜市防犯協会連合会が実際の防犯灯設置を行い、設置した後、設置数に応じた補助金が青葉区より横浜市防犯協会連合会に交付される。

(全般的な概要は、「第6 5 防犯灯設置補助金」(86ページ)参照。)

【表 24】平成20年度における青葉区における補助金額及び内訳

種別	金額	内訳
電柱利用灯	1,459,500円	@10,000円×139灯×1.05
鋼管ポール灯	955,500円	@35,000円×26灯×1.05
合計	2,415,000円	

【年間スケジュール】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防犯灯の設置		希望数調査		配分灯数決定		←		設置		→		補助金交付

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度より、個性ある区づくり推進費として補助金交付を開始している。

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	3,358	2,882	2,742	2,415

(8) 補助金の交付先

横浜市防犯協会連合会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 21 年度については、当初予算として 2,000 千円を計上しているものの、年度末まで執行の予定はない。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	設置された防犯灯について現地調査を実施し、補助金の適切な執行について確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:同上 結果:防犯灯の設置をもって事業の効果が出たものと認識している。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

防犯灯設置補助金の問題点について(監査の意見)

防犯灯設置補助金の問題点については、「第 6 5. 防犯灯設置補助金」にまとめて記載している。青葉区内は、全市で最も多い、約 16,000 灯の防犯灯が既に設置されており、また平成 20 年度においても電柱利用灯 139 灯、鋼管ポール灯 26 灯が設置されているという状況である。一方、青葉区以外の区においては青葉区ほど防犯灯が設置されてはいないが、全ての区において同様の補助金によって防犯灯が設置されている。したがって、青葉区も含めて全ての区(今回対象となった 6 区以外も含む)において、「第 6 5. 防犯灯設置補助金」の意見を踏まえて検討することを期待する。なお、今回監査を実施した他の区においては、防犯灯設置補助金については記載を省略する。

4 青葉区区民芸術祭事業補助金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課文化・コミュニティ係

(2) 補助金交付要綱

青葉区区民芸術祭事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興

(5) 補助金の概要

区民に芸術活動の発表・鑑賞の場を提供し、地域文化の振興を図ることを目的とし、青葉区民芸術祭の事業経費を補助するものである。毎年度、所要の交付額を算定しているが、交付要綱上、3,500,000 円を最高額と定めている。青葉区民芸術祭は、平成 20 年度においては、7 月から 12 月にかけて、青葉コーラスのつどい、青葉区民音楽祭(吹奏楽等)、青葉区民芸術祭(絵画展、書道展、写真展、華道展等)、芸能祭(詩吟、舞踊、民謡、謡曲等)を開催している。

【年間スケジュール】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青葉区民芸術祭事業	運営委員会の開催（年間を通して）											
		総会	補助金 交付	コーラ スのつ どい					作品展 音楽祭	芸能祭		

【青葉区民芸術祭事業補助金交付要綱】抜粋
 (補助対象事業)
 第3条 この要綱において、補助の対象となる事業は、運営委員会が主催する青葉区民芸術祭とする。

(補助対象経費)
 第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に要する経費とする。

(補助額)
 第5条 この要綱においての補助金の限度額は、3,500,000円とする。

(6) 交付開始年度等

平成6年度交付開始。

(7) 補助金の支出状況

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	4,800	3,081	3,500	3,330	3,100

(8) 補助金の交付先

青葉区区民芸術祭運営委員会

(9) 点検・見直しの検討について

平成20年度に実施された「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、自主財源の確保に努め、効率的・効果的な補助執行に努めてください。」というものであった。一方、青葉区としては、「事業内容の変更等も踏まえ、補助の内容の検討が必要」としている。具体的には、作品展を平成20年度までと異なり二期に分けて開催することとし、これに伴い見込まれる会場設営費及び印刷費の増加に対しては、その他運営費等の見直しにより経費縮減を図ることで対応するというものである。結果的に、平成21年度の補助金額については、当初予算ベースで2,900千円としている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	区役所担当が現場にて事業が計画通り行われていることを確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 出品者・出演者数、来場者数 結果: 出品・出演者、来場者ともに増加しており、多くの区民の文化活動の成果の発表、鑑賞の場を提供でき、文化を通じた地域交流を深めることができた。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助対象経費と自主財源経費との峻別について(監査の意見)

平成 20 年度青葉区民芸術祭の収支状況及び郵便切手等の在庫状況は以下のとおりである。総収入 3,714 千円に対して、同額を支出しており、現預金の残額は 0 円である。一方、郵便切手及び葉書については、平成 20 年度中に 228 千円を購入した内、使用したのは 181 千円分であり、結果として、前年度からの繰越分と合わせて 165 千円と相対的に多額な郵便切手及び葉書を翌年度に繰り越している。

【収支状況】

(現金預金出納帳より作成)

収入	金額	支出	金額
市からの補助金	3,100,000 円	会場設営費等	3,471,731 円
参加料/出品料	614,750 円	雑費()	243,019 円
合計	3,714,750 円	合計	3,714,750 円

雑費には、郵便切手等の購入代金が含まれる。

【郵便切手等】

(郵便管理簿より作成)

年月日等	摘要	金額
平成 20 年 4 月 1 日	前期繰越	118,988 円
年度内購入		228,109 円
年度内使用		181,540 円
平成 21 年 3 月 31 日	次期繰越	165,557 円

『青葉区民芸術祭事業補助金交付要綱』においては、補助対象経費を、「青葉区民芸術祭事業の実施に要する経費」と定めており、平成 20 年度においては、補助金交付額以上の支出があったため補助金の返還(精算)は不要である旨、青葉区民芸術祭運営委員会より実績の報

告を受けている。確かに、青葉区民芸術祭運営委員会の『現金預金出納帳』上、横浜市(青葉区)からの補助金を含めた総収入額と同額を支出していることが確認できるが、一方、郵便切手及び葉書の使用状況を記録する『郵券管理簿』上においては、165千円の郵便切手及び葉書が使用されずに翌年度に繰り越されている。また、年度内購入のうち129千円(129,109円)は、既に事業が完了している年度末(平成21年3月27日以降)購入であるとともに、当該日における使用実績はなく、繰り越すために購入したものとは判断できない。

当該補助金は、毎年度の予算の中で措置され交付しているものであり、交付要綱上に明記はされていないが、当然に、補助対象年度の芸術祭の実施に要した経費に充当されることが予定されているものである。少なくとも、年度末に購入した129千円分については、補助対象経費としての性質は有さないものと言える。また、平成21年3月末における繰越残高165千円のうち、129千円以外のものについても同様の性質と言える。現状、実績報告書及びこれに添付される収支決算書上、この区別なく報告されており、交付された補助金の一部が郵便切手及び葉書の形態にて繰り越されているかのような誤解を与えるおそれがある。担当職員によれば、例年、5月頃から各種部会への通知等を行い始めるが、補助金の交付時期が例年7月頃となることから、それまでのつなぎとして、前年度のうちに郵便切手及び葉書を購入しておくとの説明であった。しかし、実務上の必要性は理解できるものの、補助対象経費で購入した郵便切手及び葉書を翌年度に繰り越す根拠とはならないものとする。

ただし、青葉区民芸術祭運営委員会には、参加料及び出品料といった自主財源を有している。このため、今後は、年度内に購入し、かつ実際に使用した郵便切手及び葉書については補助対象経費に算入し、年度内に購入したものの使用せず繰り越した葉書及び切手については、少なくとも参加料及び出品料といった運営委員会の自己収入を財源として支出(補助対象外経費)として峻別した報告を受けることが望ましい。

分野ごとの収支実績の把握の必要性について(監査の意見)

青葉区民芸術祭は、青葉コーラスのつどい、青葉区民音楽祭(吹奏楽等)、青葉区民芸術祭(絵画展、書道展、写真展、華道展等)、芸能祭(詩吟、舞踊、民謡、謡曲等)といった複数の事業から構成されており、各部会が別個に企画を立案し、各々異なった時期に実施されている。一方、現状の実績報告書及びこれに添付された収支決算書上、各事業の収支実績については記載されていない。今後、各事業における補助金交付にかかる費用対効果を検証するためにも、実績報告書及びこれに添付される収支決算書において、各事業収支内訳等の情報を報告させることが望ましい。

事業実施形態の見直しについて(監査の意見)

『青葉区民芸術祭事業補助金交付要綱』上、「区民に芸術活動の発表・鑑賞の場を提供し、地域文化の振興を図ることを目的」としているが、そのためには、青葉区民芸術祭の開催を契機として、区内で芸術活動が活発化させる波及的な効果が出てこなければ、補助金交付の効果は低くならざるを得ないものと言える。青葉区地域振興課としては、出品者・出演者数及び来場

者数が増加していることをもって、「多くの区民の文化活動の成果の発表、鑑賞の場を提供でき、文化を通じた地域交流を深めることができた。」としているが、一方、平成 21 年 9 月に青葉区が実施した『平成 21 年度青葉区区民意識調査』においては、調査対象者の 6 割が、青葉区民芸術祭を含む「青葉区が実施または今年度実施予定の文化振興事業」を「知らない」と回答しており、その限りにおいては、「文化を通じた地域交流を深めることができた」とするコメントを額面通り受け取ることに疑問を感じる。区民の中における認知度及び聴衆も含めた参加が広がりを持たなければ、たとえ、出品者・出演者数及び来場者数が増加していたとしても、一定の同好の士の発表の場としての性格が強くならざるを得ない。この場合、公益上必要がある場合に限定される補助金の交付根拠が希薄となるおそれがある。

現状、青葉コーラスのつどい、青葉区民音楽祭(吹奏楽等)、青葉区民芸術祭(絵画展、書道展、写真展、華道展等)、芸能祭(詩吟、舞踊、民謡、謡曲等)とを個別に開催しているが、今後、時期を近づけて開催することや、区民まつりとリンクさせ、その前後で開催すること等、区民一般への周知を図るとともに、出向くきっかけとなる何らかの仕掛けを検討することが望ましい。同時に、現在、青葉区、港北区、緑区及び都筑区の共催として行っている「横浜北部美術公募展」と同様に、近隣区との共催による開催規模の拡大等も検討することが望ましい。

区が実行委員会の事務局機能を担う場合における補助金評価について(監査の意見)

青葉区民芸術祭事業補助金は、青葉区地域振興課が補助金の交付元となっており、交付先団体からの申請の受付、交付要件の審査、補助金の交付、実績報告の受領及び実績の審査等を担っている。一方、補助金の交付先である青葉区民芸術祭運営委員会の事務局は青葉区地域振興課におかれており、地域振興課文化・コミュニティ担当課長が事務局長を担っている。このため、預金通帳及び銀行登録印の管理を始めとした資金管理並びに物品等の購入を始めとする事業遂行の全般を青葉区地域振興課が行っており、結果として、補助金の交付元と交付先とが同一主体となっている。

確かに、青葉区民芸術祭運営委員会に交付された補助金並びに参加料及び出品料等については、「公金外現金」として、横浜市の『公金外現金事務処理要領』に基づいて管理されており、『現金預金出納簿』を閲覧した限りにおいては、明確な目的外の用途等は検出されなかった。また、青葉区民芸術祭の企画自体は、青葉区民芸術祭運営委員会が行っており、事務局はサポート機能にすぎないとの説明を受けている。しかし、青葉区地域振興課は、補助金の交付元(出し手)であり、補助金の効果を評価し、当該補助事業を継続するか否かの判断を行う部署であるにも関わらず、同時に、補助金の交付先(受け手)の事務局を兼ねることは、自己の行った事業の評価を自ら行っているように取られかねず、適切な補助金の評価及び見直しがなされていることを外観的に阻害するものと考えらる。

本来、補助金の交付元の部署が交付先団体の事務局機能を行うことを避けることが望ましいが、仮に行わざるを得ない場合には、当該部署が行った補助金の評価及び見直しの結果について、総務課等の他の部署が検証作業を行うとともに、毎年の評価結果を市民もしくは区民に

公表する等、補助金の効果を評価するにあたっての独立性及び客観性を担保する仕組みを構築することが望ましい。

区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点については、「第 5 2. 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点」にまとめて記載している。これは、実行委員会の問題については、大部分の区が類似した状況にあると推測されるためである。したがって、青葉区以外の区(今回対象となった 6 区以外も含む)においても、同様の補助金について「第 5 2. 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点」の意見を踏まえて検討することを期待する。なお、今回監査を実施した他の区においては、実行委員会形式の問題点については記載を省略する。

5 青葉区民まつり事業補助金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課地域活動係

(2) 補助金交付要綱

青葉区民まつり事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(5) 補助金の概要

誰もが楽しめるイベントを通じて、区民相互のふれあいを推進することにより、良好な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とし、青葉区民まつりの開催費等を補助するものである。毎年度、所要の交付額を算定しているが、交付要綱上、4,440,000 円を最高額と定めている。

なお、平成 20 年度の青葉区民まつりは、11 月 3 日(文化の日)に開催されている。

【年間スケジュール】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
区民まつり運営補助金			補助金 交付	運営 委員会			運営 委員会	区民 まつり				補助金 報告

【青葉区民まつり事業補助金交付要綱】抜粋

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、運営委員会が主催する青葉区民まつり事業とする。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に要する経費であつて、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 青葉区民まつり事業の開催費
- (2) その他区長が必要と認めた経費

(補助額)

第5条 補助金の限度額は、4,440,000円とする。

(6) 交付開始年度等

平成7年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	5,087	4,434	4,739	4,194	4,116

(8) 補助金の交付先

青葉区民まつり運営委員会

(9) 点検・見直しの検討について

平成20年度に実施された「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「21年度は拡大を検討しているようですが、限られた個性ある区づくり推進費の中で、内容を精査し、区民にとって効果的な補助金となるよう検討してください。」というものであった。一方、青葉区としては、「設営等委託内容の見直しによりコスト削減を図りつつ、開港150周年・区制15周年関連を盛り込み、事業を拡大し予算計上した」としており、具体的な平成21年度の補助金額は、当初予算ベースで4,200千円である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	区民まつり当日に、事業実施規模、来場者等の確認を行うとともに、事業終了後に補助事業実施の必要性と事業効果の検証を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 同上。 結果： 平成 20 年度の来場者数は約 40,000 名、出展数 63 団体となっており、事業効果が上がっている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助対象経費と自主財源経費との峻別について(監査の意見)

平成 20 年度青葉区民まつりの収支状況及び郵便切手等の在庫状況は以下のとおりである。総収入 6,959 千円に対して、同額を支出しており、現預金の残額は 0 円である。なお、青葉区民まつり補助金は、精算時に横浜市に対して 2 千円(2,040 円)を戻入しており、下表の数値は精算後の金額である。一方、郵便切手及び葉書については、平成 20 年度中に 85 千円を購入し、前年度からの繰り越し分と合わせて 111 千円分を使用している。ただし、結果として、17 千円分の郵便切手及び葉書を翌年度に繰り越している。

【収支状況】

(現金預金出納帳より作成)

収入	金額	支出	金額
市からの補助金	4,115,960 円	会場設営委託費	4,012,575 円
市からの補助金	1,280,000 円	郵券の購入	85,710 円
その他自己収入	1,563,330 円	その他経費	2,861,005 円
合計	6,959,290 円	合計	6,959,290 円

市からの補助金 : 青葉区民まつり事業補助金(精算後金額:戻入額 2,040 円)

市からの補助金 : 150-15 記念イベント等開催事業費補助金

【郵便切手等】

(郵券管理簿より作成)

年月日等	摘要	金額
平成 20 年 4 月 1 日	前期繰越	42,550 円
年度内購入		85,710 円
年度内使用		111,040 円
平成 21 年 3 月 31 日	次期繰越	17,220 円

『青葉区民まつり事業補助金交付要綱』においては、補助対象経費を、「(1)青葉区民まつり事業の開催費」及び「(2)その他区長が必要と認めた経費」と定めている。青葉区民まつり運営委員会の『現金預金出納帳』上、横浜市(青葉区)からの補助金を含めた総収入額と同額を支出していることが確認できるが、一方、郵便切手及び葉書の使用状況を記録する『郵券管理簿』上においては、17千円の郵便切手及び葉書が使用されずに翌年度に繰り越されている。

当該補助金は、毎年度の予算の中で措置され交付しているものであり、交付要綱上に明記はされていないが、当然に、補助対象年度の区民まつりの実施に要した経費に充当されることが予定されているものである。また、郵便切手及び葉書については、翌年度以降に使用する分についても当該年度の補助対象経費として、区長が認めている訳ではない。このため、平成21年3月末における郵便切手及び葉書の残高17千円分については、事業に充当されていないことから、補助対象経費としての性質は有さないものと言える。現状、実績報告書及びこれに添付される収支決算書上、この区別なく報告されており、前述した「青葉区民芸術祭事業補助金」における繰越額より僅少であるものの、交付された補助金の一部が郵便切手及び葉書の形態にて繰り越されているかのような誤解を与えるおそれがある。しかし、青葉区民まつり運営委員会は、平成20年度実績において1,563千円の自主財源を有している。このため、年度内に使い切ることができずに、翌年度以降に繰り越した郵便切手及び葉書については、運営委員会の自己収入を財源として支出(補助対象外経費)として峻別した報告を受けることが望ましい。

青葉区民まつり運営委員会の事務局機能について(監査の意見)

「4 青葉区区民芸術祭事業補助金 (11) 」(99ページ)を参照。

6 青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金/青葉区体育指導委員ユニホーム購入補助金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課文化・コミュニティ係

(2) 補助金交付要綱

青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金交付要綱

青葉区体育指導委員ユニホーム購入補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養すること。

(5) 補助金の概要

青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金

スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条の規定に基づいて任命された体育指導委員により構成される青葉区体育指導委員連絡協議会が実施する事業に要する経費を補助するもの。交付要綱上、1,870,000円を最高額と定めている。

【年間スケジュール】

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体育指導委員 連絡協議会				講習会			スホ・レク まつり	横浜 マラソン			国際 女子 駅伝	ツィワーク

なお、平成20年度においては、7月及び3月に補助金の交付がなされている。

【青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金交付要綱】抜粋

(補助対象事業)

第3条 この要綱において補助の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) 地区住民に対してスポーツについての理解と関心を高めるための普及活動
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成・指導を図る活動
- (3) 県・市・区・地区のスポーツ振興事業の企画に参画し、その推進を図る活動
- (4) 各種スポーツ団体その他関係団体の事業に協力する活動
- (5) 後継指導者の育成・発掘を図る活動

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、前条に定める事業の実施に要する経費とする。

(補助額)

第5条 この要綱においての補助金の限度額は、1,870,000円と補助対象事業費のいずれか低い方とする。

青葉区体育指導委員ユニホーム購入補助金

スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条の規定に基づいて任命された体育指導委員が、定められた職務を行う際に着用するユニホームの購入に関する経費を補助するもの。交付要綱上、1,377,000円と定められているが、新規委嘱者を対象としており、平成20年度は委嘱換の年ではなかったことから執行されていない。

(全般的な概要は、「第6 3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(79 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 7 年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,842	2,980	1,870	3,197	1,809

(8) 補助金の交付先

青葉区体育指導委員連絡協議会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度に実施された「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、補助内容の精査を行い、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください。」というものであった。一方、青葉区としては見直しが必要との認識を示しながらも、現状維持で予算計上しており、具体的な平成 21 年度の補助金額は、当初予算ベースで 3,244 千円である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	局からの要請による競技等警備への動員時における職員の随行や、自主企画によるスポーツイベントや研修会の開催を区職員が補助している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 地域で行われている活動について、事業計画及び事業報告を書面で提出。また、広報誌を発行し、体育指導委員の活動を地域に紹介している。 結果: 地域住民のスポーツに対する関心と理解を高めるための普及活動の一助となっている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11)監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(81 ページ)参照。)

補助対象経費と自主財源経費との峻別について(監査の意見)

平成 20 年度青葉区体育指導委員連絡協議会の収支状況及び郵便切手等の在庫状況は以下のとおりである。総収入 1,955 千円に対して、同額を支出しており、現預金の残額は 0 円である。なお、青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金については、精算時に横浜市に対して 60 千円(60,771 円)を戻入しており、下表の数値は精算後の金額である。一方、郵便切手及び葉書については、平成 20 年度中に 95 千円を購入し、前年度からの繰り越し分と合わせて 84 千円分を使用しているものの、結果として、252 千円分の郵便切手及び葉書を翌年度に繰り越ししている。

【収支状況】

(現金預金出納帳より作成)

収入	金額	支出	金額
市からの補助金	1,809,229 円	地区活動費等	1,860,229 円
市からの補助金	0 円	郵券の購入	95,000 円
その他自己収入	146,000 円		
合計	1,955,229 円	合計	1,955,229 円

市からの補助金 : 青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金
(精算後金額: 戻入額 60,771 円)

市からの補助金 : 青葉区体育指導委員ユニホーム購入補助金

【郵便切手等】

(郵券管理簿より作成)

年月日等	摘要	金額
平成 20 年 4 月 1 日	前期繰越	241,895 円
年度内購入		95,000 円
年度内使用		84,240 円
平成 21 年 3 月 31 日	次期繰越	252,655 円

『青葉区体育指導委員連絡協議会活動補助金交付要綱』においては、補助対象経費を、交付要綱第 3 条に定める補助対象事業の実施に要する経費と定めている。青葉区体育指導委員連絡協議会の『現金預金出納帳』上、横浜市(青葉区)からの補助金を含めた総収入額と同額を支出していることが確認できるが、一方、郵便切手及び葉書の使用状況を記録する『郵券管理簿』上においては、252 千円の郵便切手及び葉書が使用されずに翌年度に繰り越されている。また、年度内購入の全額が、既に事業が完了している年度末(平成 21 年 3 月 31 日)における購入であるとともに、当該日における使用実績はなく、繰り越すために購入したものとは判断できない。

当該補助金は、毎年度の予算の中で措置され交付しているものであり、交付要綱上に明記はされていないが、当然に、補助対象年度の事業の実施に要した経費に充当されることが予定

されているものである。平成 20 年度分における購入額 95,000 円については、補助対象経費としての性質は有さないものと言える。また、平成 21 年 3 月末における繰越残高 252 千円のうち、95 千円以外のものについても同様の性質と言える。現状、実績報告書及びこれに添付される収支決算書上、この区別なく報告されており、交付された補助金の一部が郵便切手及び葉書の形態にて繰り越されているかのような誤解を与えるおそれがある。特に、平成 20 年度実績で見た場合、年間の使用実績の 3 倍近い金額の在庫を翌年度に繰り越すことは不自然である。

今後は、年度内に購入し、かつ実際に使用した郵便切手及び葉書については補助対象経費に算入し、年度内に購入したものの使用せず繰り越した葉書及び切手については、少なくとも連絡協議会の自己収入を財源として支出(補助対象外経費)として峻別した報告を受けることが望ましい。また、郵便切手及び葉書は金券同等物であることから、実質的には剰余金が生じていることと同義に近い。青葉区体育指導委員連絡協議会においては、繰越額の割合が相対的に高いことから(平成 20 年度の収入額に対して 13%弱:252,655 円÷1,955,229 円)、平成 22 年度以降における補助金交付額の決定に際して考慮することが望ましい。

青葉区体育指導委員連絡協議会の事務局機能について(監査の意見)

「4 青葉区区民芸術祭事業補助金 (11) 」(99 ページ)を参照。

7 青葉区青少年指導員事業交付金/青葉区青少年指導員ユニフォーム交付金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課文化・コミュニティ係

(2) 補助金交付要綱

青葉区青少年指導員事業・ユニフォーム交付金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成。

(5) 補助金の概要

『横浜市青少年指導員要綱』に基づき、青葉区青少年指導員協議会の円滑な運営と効果的な活動を推進するため、実施する事業の経費を補助するもの。併せて、青少年指導員のユニフォームの購入に関する経費を補助するもの。交付要綱上、事業交付金は 1,870,000 円を最高額と定め

ており、ユニフォーム交付金は 1,105,000 円を最高額と定めている。

【年間スケジュール】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
青少年指導員補助金			補助金交付					補助金交付				
社会環境健全化活動	地域パトロール 随時			全市一斉夜間パトロール			有害環境調査 上半期報告	全市一斉キャンペーン			有害環境調査 下半期報告	

なお、ユニフォーム交付金は、平成 20 年度においては 7 月に交付されている。

【青葉区青少年指導員事業・ユニフォーム交付金交付要綱】抜粋

(補助対象事業)

第 3 条 この要綱において補助の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 区協議会運営事業

横浜市青少年指導員要綱第 6 条に基づく、区・地区協議会、研修会の開催等、協議会の運営に関する事業

(2) 地区協議会運営事業

横浜市青少年指導員要綱第 2 条に掲げる事業

(交付金額)

第 4 条 交付金額は次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業交付金は 1,870,000 円と補助対象事業経費のいずれか低い方とする。

(2) ユニフォーム交付金は 1,105,000 円と補助対象事業経費のいずれか低い方とする。

(3) ユニフォーム交付金については、青少年指導員の改選年次のみ交付する。

(全般的な概要は、「第 6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(77 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	3,057	1,870	2,870	1,870	2,919

(8) 補助金の交付先

青葉区青少年指導員連絡協議会

(9)点検・見直しの検討について

平成 20 年度に実施された「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください。」というものであった。一方、青葉区としては、特にユニフォーム交付金について見直しが必要との認識を示しながらも、平成 21 年度は改選年次ではないことから現状維持で予算計上しており、具体的な平成 21 年度の補助金額は、当初予算ベースで 1,870 千円である。

(10)実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	全市一斉のパトロール及びキャンペーンには区の職員も同行し、活動を確認している。また、年に一度必ず行っている救急法講習会は、職員も一緒に参加し、熱心に取り組む様子を確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 事業実施回数等の事業実施報告及び年 2 回の広報印刷物の発行確認。 結果： 各地区での事業実施状況の報告により、多くの地域住民が参加し活発な活動がなされていることが確認できた。また、広報印刷物の発行により、住民の方への青少年育成に関する取り組みへの理解及び普及に寄与している。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11)監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第 6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(78 ページ)参照。)

補助対象経費と自主財源経費との峻別について(監査の意見)

平成 20 年度青葉区青少年指導員連絡協議会の収支状況及び郵便切手等の在庫状況は以下のとおりである。総収入 2,924 千円に対して、同額を支出しており、現預金の残額は 0 円である。なお、青葉区青少年指導員ユニフォーム交付金については、精算時に横浜市に対して 56,365 円を戻入しており、下表の数値は精算後の金額である。一方、郵便切手及び葉書については、平成 20 年度中に 83 千円を購入し、前年度からの繰り越し分と合わせて 50 千円分を使用しているものの、結果として、76 千円分の郵便切手及び葉書を翌年度に繰り越している。

【収支状況】 (現金預金出納帳より作成)

収入	金額	支出	金額
市からの補助金	1,870,000 円	地区活動費等	1,792,535 円
市からの補助金	1,048,635 円	郵券の購入	83,465 円
その他自己収入	6,000 円	ユニフォーム代金	1,048,635 円
合計	2,924,635 円	合計	2,924,635 円

市からの補助金 : 事業交付金(戻入なし)

市からの補助金 : ユニフォーム交付金(精算後金額: 戻入額 56,365 円)

【郵便切手等】 (郵券管理簿より作成)

年月日等	摘要	金額
平成 20 年 4 月 1 日	前期繰越	43,826 円
年度内購入		83,465 円
年度内使用		50,700 円
平成 21 年 3 月 31 日	次期繰越	76,591 円

『青葉区青少年指導員事業・ユニフォーム交付金交付要綱』においては、補助対象経費を、区協議会運営事業及び地区協議会運営事業に要する経費と定めている。青葉区青少年指導員連絡協議会の『現金預金出納帳』上、横浜市(青葉区)からの補助金を含めた総収入額と同額を支出していることが確認できるが、一方、郵便切手及び葉書の使用状況を記録する『郵券管理簿』上においては、76 千円の郵便切手及び葉書が使用されずに翌年度に繰り越されている。また、年度内購入額のうち、47 千円(47,815 円)が、既に事業が完了している年度末(平成 21 年 3 月 31 日)における購入であるとともに、当該日における使用実績はなく、繰り越すために購入したものとし判断できない。

当該補助金は、毎年度の予算の中で措置され交付しているものであり、交付要綱上に明記はされていないが、当然に、補助対象年度の事業の実施に要した経費に充当されることが予定されているものである。平成 20 年度分における購入額 83 千円(83,465 円)のうち 47 千円(47,815 円)については、補助対象経費としての性質は有さないものと言える。また、平成 21 年 3 月末における繰越残高 76 千円のうち、47 千円以外のものについても同様の性質と言える。現状、実績報告書及びこれに添付される収支決算書上、この区別なく報告されており、交付された補助金の一部が郵便切手及び葉書の形態にて繰り越されているかのような誤解を与えるおそれがある。特に、平成 20 年度実績で見た場合、年間の使用実績の 1.5 倍程度の金額の在庫を翌年度に繰り越すことは不自然である。また、郵便切手及び葉書は換金可能な現金同等物であるから、この繰越額は、実質的に剰余金が発生しているものと同義である。特に、青葉区青少年指導員連絡協議会においては、横浜市(青葉区)からの補助金以外の自己収入が 6 千円と僅少であることから、少なくとも、これを控除した 41 千円(41,815 円)分については、横浜市(青葉区)からの補助金を充当したものと判断せざるを得ない。

今後は、年度内に購入し、かつ実際に使用した郵便切手及び葉書については補助対象経費に算入し、年度内に購入したものの使用せず繰り越した葉書及び切手については、少なくと

も連絡協議会の自己収入を財源として支出(補助対象外経費)として峻別した報告を受けることが望ましい。

青葉区青少年指導員連絡協議会の事務局機能について(監査の意見)

「4 青葉区区民芸術祭事業補助金 (11) 」(99 ページ)を参照。

8 青葉区民文化センター管理運営助成金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課地域安全支援担当

(2) 補助金交付要綱

横浜市青葉区民文化センター管理運営助成要綱

(3) 補助金の種類

区庁舎・区民利用施設管理費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興。

(5) 補助金の概要

横浜市は、『よこはま 21 世紀プラン』に基づき、主として地域における文化振興を図るために「区民文化センター」の整備を行っていたが、東京急行電鉄株式会社が田園都市線青葉台駅に隣接して商業施設を建設する予定であったことから、その施設の一部(「フィリアホール」)に区民文化センター機能を取り入れることとなり、平成 5 年度に開業した。「フィリアホール」(青葉区民文化センター)の日常的な管理運営自体は東京急行電鉄株式会社の子会社である株式会社東急モルズデベロップメントが行っており、青葉区民文化センターとして機能している部分について、『横浜市青葉区民文化センター管理運営助成要綱』に基づき管理運営助成を行うものである。

横浜市と東京急行株式会社との間に締結された『基本協定書』において、フィリアホールに「区民文化センター」の機能を取り入れる期間は開業日より 20 年間とされており、以後については、両者で協議することとされている。

(6) 交付開始年度等

平成 5 年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	69,543	70,257	63,231	63,231	64,231

(8) 補助金の交付先

東京急行株式会社

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度に実施された「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、財源の確保に努め、効率的・効果的な補助執行に努めるとともに、平成 25 年度以降の方向性について検討を進めてください。」というものであった。一方、青葉区としては、特段の見直しは不要との認識であり、具体的な平成 21 年度の補助金額は、当初予算ベースで 64,231 千円である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	毎月、収支状況及び利用者数等を確認し、年度末には収支実績を確認しているが、全て書面での検査である。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 事業完了報告等により確認している。結果: クラシック音楽行事等に利用され、ホール稼働率は 75%、リハーサル室・練習室の稼働率は概ね 93%となっている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

本補助金のスキーム(監査の意見)

青葉区民文化センター(フィリアホール)は、東急グループが運営し、それに対して横浜市が補助を行うというスキームとなっており、通常の区民文化センターとは違う運営方法が採られている。運営に民間のノウハウが活かされた例として評価できる。本補助金の場合、私鉄会社と自治体の目的が合致した例であり、どの地域でも同様のスキームができるというわけではない。ただし、このスキームを他の区へも活用できないかについて検討は必要である。

9 協働による地域力アップ事業補助金

(1) 担当部課

青葉区区政推進課企画調整係及び青葉区福祉保健課事業企画担当(共管)

(2) 補助金交付要綱

協働による地域力アップ事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展。

(5) 補助金の概要

協働による地域力アップ事業における協働事業における協働事業についての補助金を交付することにより、地域課題の解決を図り青葉区の魅力を高めることを目的としたもの。

【年間スケジュール】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 協働事業の実施	実施							中間報告 募集周知	募集	募集 審査	審査 事業決定	最終報告
2 報告会・説明会の実施								中間報告 説明会				
3 審査・推進委員会の運営	○						○	○	○	○	○○	○
4 事業啓発	ポスター 等啓発						啓発		啓発	啓発		

補助金の交付は、各団体からの申請等に基づき、4月から10月の間に実施。

(6) 交付開始年度等

平成18年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額			2,903	4,253	4,025

(8) 補助金の交付先

平成 20 年度においては、13 団体へ交付。

(9) 点検・見直しの検討について

青葉区の担当者からは、毎年度審査を行い、3 ヶ年度を限度とすることとしているとともに、毎年度の審査の中で継続の可否について見直しを行っているとのコメントを得ている。また、平成 21 年度の補助金額は、当初予算ベースで 4,450 千円である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	各団体の担当職員が、実際に現場での活動を随時確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 協働事業結果報告書による。 結果： 例えば、『外国人のためのくらしのガイド』を4ヶ国語(やさしい日本語版、英語版、中国語版、韓国朝鮮語版)で作成し、区役所の外国人登録窓口へ来庁した外国人に対して積極的に配付することで、外国人のための利便性向上につなげる等、地域課題の解決のため効果を挙げている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

10 青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金

(1) 担当部課

青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金

(2) 補助金交付要綱

青葉区精神障害者生活支援拠点事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

精神障害者等の支援。

(5) 補助金の概要

青葉区精神障害者生活支援センターの円滑な開所を支援するとともに、精神障害者が安心して生活できる地域社会の醸成を図ることを目的とし、青葉区精神障害者生活支援拠点事業について補助金を交付するもの。

(6) 交付開始年度等

平成 19 年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	3,000	2,000

(8) 補助金の交付先

青葉区精神障害者生活支援拠点運営委員会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度にて事業を終了している。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	運営委員会へ参加し、運営支援を行った。 また、普段から、拠点へケースを紹介・同行することにより、実施状況や事業の様子について確認した。

2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 利用状況報告の確認。 結果： 電話相談については、着実に伸びが見られた。 来所については、生活支援センター開所工事のため利用が不便になったこと等のため減少に転じた。生活支援センター開所となつてからは、電話相談・来所共に利用の著しい伸びが見られた。
---	----------------------------	---

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

11 青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金

(1) 担当部課

青葉区地域振興課文化・コミュニティ係

(2) 補助金交付要綱

青葉区学校・家庭・地域連携事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成。

(5) 補助金の概要

青葉区学校・家庭・地域連携事業推進要綱に基づき組織された団体の活動を効果的に推進し、充実を図るため、補助金を交付するもの。

【年間スケジュール】

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学校・家庭・地域 連携事業			補助金 交付								交流会 開催	

(6) 交付開始年度等

平成 7 年度

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,457	1,460	1,460	1,460	1,460

(8) 補助金の交付先

平成 20 年度においては、青葉台中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会をはじめ 11 団体。

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度に実施された「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。」というものであった。一方、青葉区としては、「金額の見直しは行っていないが、補助金の管理について助言・指導を行っている。」とし、平成 21 年度の補助金額は、当初予算ベースで 1,460 千円としている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	いくつかの交流会等、事業に参加し確認をしている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 書面の実施報告による交流会の開催実績等の確認。 結果: 実行委員会ごとに独自に、学校、家庭、地域の3者が連携して青少年の健全育成に取り組んでいる様子がうかがえた。

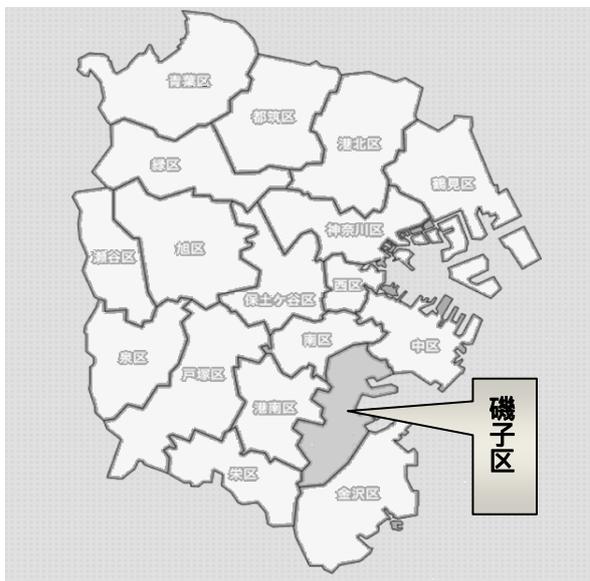
実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11)監査の結果及び意見

監査の結果及び意見として記載すべき事項はない。

磯子区

1 区の特徴¹



(区のシンボルマーク)

● 昭和 2 年 10 月 1 日設置

● 人口:163,887 人

● 世帯数:71,087 世帯

● 面積:19.02k m²

(以上平成 21 年 3 月 1 日現在)

昭和 2 年に人口約 3 万人で誕生し、その後、昭和 23 年に金沢区が分区して現在に至っている。昭和 34 年に始まった根岸湾の埋め立てにより、臨海部は京浜工業地帯の一翼を担うようになった。

また、30年代から40年代にかけて根岸線の延伸に伴い丘陵部の造成が進み、人口が急増した結果、古くからの町並みと高度経済成長期に開発された新興住宅地、また臨海部の工業地帯と丘陵地・斜面緑地といった多様性を持つ区へとなった。

磯子区では、平成 15 年 8 月、「磯子区まちづくり方針」(横浜市都市計画マスタープラン・磯子区プラン)を定め、概ね 20 年後の将来を見据えたまちづくりの目標を「水と緑に抱かれた人にやさしい快適な街」としている。

この方針に沿って事業が実施されることになるが、具体的には、平成 21 年度における「個性ある区づくり推進費」の予算編成に向けて重視すべき事項として次をあげている。

- 行政・区民・事業者が連携した脱温暖化・環境行動の拡大・定着
- 磯子区にふさわしい「開港 150 周年」の取り組み
- 担い手の拡大に留意した地域福祉保健計画「スイッチ ON 磯子」の地域展開
- 「区民力の発揮」が実感できる支援施策の展開や広報の実施
- 区役所の機能・組織見直しに応じた「地域支援」の実践の積重ね。
- 災害時の要援護者支援・子育て支援拠点開設と地域連携などの仕組みとその定着
- OJT を基本とした職員育成のできる風土の定着
- 個性ある区づくり推進費に係る事業に加え、区配事業も含めた全事業の振り返り

¹ 横浜市ウェブサイト、「平成 21 年度磯子区『個性ある区づくり推進費』の予算編成に向けて」を参考に記載。

2 監査の対象とした補助金一覧

磯子区において、監査の対象として選定した補助金の一覧は、【表 25】のとおりである。

【表 25】 磯子区において監査の対象とした補助金

No.	件 名	注	事業分類	平成 20 年度 決算額(千円)
磯-1	磯子区地域文化振興事業補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	949
磯-2	磯子区地域福祉保健推進活動助成金	自主	地域福祉保健推進費	2,667
磯-3	磯子区青少年指導員活動費補助金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	2,767
磯-4	磯子区学校・家庭・地域連携事業交付金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	1,230
磯-5	磯子区体育指導委員地区活動費補助金	一般	文化・スポーツ・学習振興費	2,044
磯-7	磯子まつり補助金	自主	地域コミュニティ費	6,000
合計(A)				15,657
平成 20 年度磯子区補助金合計(B)				27,408
監査実施率(A/B)				57%

出所) 横浜市内部資料に基づき監査人が作成

(注) 「自主」...自主企画事業費

「一般」...一般事業費



(磯子区より提供)

磯子まつり

「磯子まつり」は、区内各所で開催される様々な自主イベントの集合体という特徴があり、磯子まつり月間(9月~11月)を中心に、年間を通じて様々な場所で開催される。平成 20 年度は 600 万円を上限に補助金が交付されている。



(磯子区より提供)

3 磯子区地域文化振興事業補助金

(1) 担当部課

磯子区地域振興課

(2) 補助金交付要綱

磯子区地域文化振興補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興

(5) 補助金の概要

磯子区文化振興事業補助金は、磯子区内において地域文化の振興に寄与する事業に対して補助金を交付することにより、地域の文化活動の普及・促進、地域文化の向上発展を図ることを目的とする。

補助対象事業はいそご芸術文化祭の事業および磯子区民を対象とした展示・大会等の文化事業である。また、平成 20 年度からは、青少年を対象とした文化普及事業や高齢者や障害者を対象とした支援事業等の地域貢献事業に対しても補助を開始した。

このため、従来は芸術文化祭事業等に対して上限 65,000 円とされていたものが、平成 20 年度からは芸術文化祭事業の上限額 40,000 円、青少年対象の文化普及・高齢者や障害者を対象とした支援事業の上限 25,000 円と変更されている。

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始(平成 19 年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,079	1,062	1,064	1,060	909

(8) 補助金の交付先

磯子区文化協会に所属する各部(磯子区地域文化振興補助金交付要綱第 3 条)

平成 20 年度は、囲碁部、絵画部、写真部、華道部、民芸・民舞部、郷土芸能部、茶道部、手工芸部、演劇部、吟道部、邦舞部、邦楽部、合唱・声楽部、謡曲部、洋舞部、文芸部、書道部、器楽部にそれぞれ交付している。

(9)点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「自主財源の確保に努め、効率的・効果的な補助執行に努めてください。」というものであった。また、これを受けての平成 21 年度予算への反映についても、地域貢献事業への積極的な推進が期待されるとして、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10)実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	担当者により、補助申請事業の現場立会いを行なっている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:補助事業への職員の視察 結果:必要に応じて事業の改善を求め、近年は地域貢献方事業の推進も進めている。

(11)監査の結果及び意見

実施報告について(監査の意見)

事業報告書には事業当日のプログラムや写真等を添付するよう、報告書様式の欄外に記載されているが、プログラムや写真等の添付が行われていないものが散見された。

事業実施状況は当日区役所担当者が現場で確認しているとのことであり、担当者が撮影した写真が添付されているが、本来は補助金受領側が事業当日のプログラムや写真等を提出することにより、事業が確実に実施されたことが確認できるようにする必要がある。

支給対象団体について(監査の意見)

本補助金は、「磯子区文化協会に属する各部」という特定の団体に対してのみ行われている。磯子区文化協会がこれまで磯子区文化の発展に寄与してきた実績は確かなものであろう。

しかしながら、現在、個人の趣味嗜好が多様化する中であって、「文化」の形態も様々である。そのような状況を考えるならば、特定の団体に限定することなく、例えば、一般公募方式にするなどして、もっと広く区民のニーズを拾い上げるようにしてはどうか。

4 磯子区地域福祉保健推進活動助成金

(1) 担当部課

磯子区福祉保健課運営企画係

(2) 補助金交付要綱

磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展を目的とする事業

(5) 補助金の概要

この補助金は、磯子区の連合町内会単位ごとに設置されている「磯子区地域福祉保健計画地区推進委員会」が実施する福祉保健活動にかかる経費について補助をすることにより、一人暮らしの高齢者をはじめ、援護を要する区民も含めて、誰もが安心して生活できる支えあいの街づくりを進めることを目的としたものである。

磯子区地域福祉保健計画に掲げられている「地区別の重点的取り組み【表 26】」を進める活動や磯子区地域支えあい事業の実施要綱に定める「地域支えあい事業(*1)」、その他福祉保健の推進に資する活動に対して補助金を設定している。

【表 26】地区別の重点的取組と地区別助成金額

地 区	重点的取組み	助成金額(単位:円)
根岸地区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での子育てを考えよう ・いつまでも健康でいきいき暮らそう ・誰もがつながり助け合うまちをつくろう ・マナーを守ってきれいで気持ちのいいまちをつくろう 	278,000
滝頭地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・高齢者・障害のある人の居場所づくりと交流を進めよう ・あいさつのあるまちをつくろう ・健康づくりを進めよう ・地域ケアプラザをもっと活用しよう 	407,800
岡村地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが地域と密着して成長できるよう親世代を含めて支援しよう ・地域ぐるみで高齢者を支えよう ・活動の場を確保しよう 	192,000
磯子地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・青少年が地域でいきいき過ごせるようにしよう ・子どもから高齢者まで健康づくりを進めよう ・地域の人の得意分野を生かそう ・地域の連携で安心安全に暮らせるまちにしよう 	325,000

地 区	重点的取組み	助成金額(単位:円)
汐見台地区	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・青少年の居場所づくり、交流を進めよう ・高齢者の閉じこもりを防止しよう ・地域にいる人材を掘り起こそう ・地域の活動をPRしよう ・自由に集まれる場所をつくり、交流を進めよう 	160,000
屏風ヶ浦地区	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人との交流を深めバリアフリーを進めよう ・地域の人々の孤立を防ごう ・お互いの活動をサポートし、世代を超えた交流の場をつくらう 	551,000
杉田地区	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年と大人たちの共同により地域の交流を進めよう ・高齢者の生きがい、健康づくりを進めよう ・地域での連携交流をもとに防犯と防災を進めよう ・地域のコミュニケーションでマナー問題を解決しよう 	463,341
上笹下連合地区	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全なたまり場をつくらう ・高齢者を支えあうしくみを推進しよう ・顔見知りの関係を作ろう ・近隣との交流で防犯を進めよう ・災害時に備え役立つ防災訓練に取り組もう 	275,000
洋光台地区	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害のある人の理解を深め、地域への参加を進めよう ・日常生活を見守るネットワークづくりを進めよう ・段階の世代の力を活かし情報伝達のしくみをつくらう ・コミュニケーションの力で防犯防災に取り組もう 	445,000
上笹下地区	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいを支援しよう ・子どもたちが健やかに育つ地域をつくらう ・地域の安全を守るため防犯・防災を進めよう 	70,000
合 計		3,167,141

(* 1) 地域支えあい事業(磯子区地域支えあい事業実施要綱第 3 条 1 項)

地域支えあい事業として、次の各号の事業を行う。

- (1) 対象者が安心して生活できるよう、見守り・訪問活動を行う。
- (2) 支えあいのまちづくりに必要な福祉保健推進活動等を行う。

(6) 交付開始年度等

平成 18 年度交付開始(平成 20 年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,170	1,090	2,915 (内 1,350)	2,485 (内 500)	3,167 (内 1,000)

(注)平成 18 年度以降。区地域保健福祉計画の地区別補助金(個性ある区づくり推進費)と統合。
 数値は個性ある区づくり推進費と区配予算額の合計額。()は、支えあい事業の区配予算額。

(8) 補助金の交付先

磯子区内の連合町内会単位等ごとに設置する「磯子区地域福祉保健地区推進委員会」
(磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱第3条)

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である福祉保健課は、地域福祉保健活動が実施しやすいように交付方法等を随時見直していくこととしている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査の実施:有り 結果:事業計画書に基づき事業が実施されている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:事業報告書類、推進組織へのアンケート、事業の視察・参加、打合せへの参加。 結果:各地域で様々な福祉保健活動が定着しつつある一方で、地域団体にとって負担感のない補助金執行のあり方を検討する必要があるとしている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

公益性の観点からの支出費目の明確性について(監査の意見)

「磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱」第4条(助成対象経費)には、申請者が活動をするにあたって直接要する経費を対象とし、人件費、事務所の賃借料、光熱水費等の管理費、その他区長が不相当と認める経費を対象外としている。

この点につき、各地区から提出される「事業実績報告書」を閲覧し、支出目的の公益性・準拠性を確認したところ、以下の事項が見受けられた。

地 区	検出事項
磯子地区	連合町内会ふれあい体操（11回）、ラジオ体操（12回）、児童相談所の見学、反省会、ふれあいサロン等の事業を行っているが、ラジオ体操参加者に奨励金として商品券15,000円、図書券25,000円を支出しているが、公益性の観点や活動支援経費としての妥当性に問題があると思われる。
磯子地区	訪問事業としての支出内訳が、施設見学・反省会・コピー用紙等となっており、訪問事業に直接要する経費としての妥当性に疑義がある。
屏風ヶ浦地区	支えあい事業活動費200,000円が支出されているが、「21団体への配付」としてのみ報告されており、支出内容が不明確である。各活動団体の直接経費性を検証できるようにするためにも、報告の仕方を見直す必要を検討すべきである。

助成対象事業が、各地区の重点的取組みや福祉保健活動など抽象的な内容となっているため、事業の直接経費の内容が多様になっていると想定される。補助対象経費の内容を具体的に例示するなど、事業の活動団体によりわかりやすく明示する工夫が望まれる。

支出した財産の維持・管理処分についての定めと運用（監査の意見）

「磯子区地域福祉保健推進活動助成金交付要綱」第2条（助成対象となる活動）には、拡充分助成金に関する定めがされており、拡充分助成金の交付対象は、当該事業活動に伴う備品購入費及び施設補修費とするとされている。

平成20年度の実績報告によると、上記拡充分助成金の申請により根岸、滝頭、杉田、屏風ヶ浦地区でデジタルカメラ・プリンタ・カメラ・SDカード・ショルダー型拡声器などの備品の購入がされている。

当該購入申請手続きにつき、特に問題はみあたらなかったが、備品の維持・管理・処分についての定めが未整備の状況であった。

拡充分助成金は、当初から備品等の購入を想定している補助金であるため、備品の維持・管理・処分についての定めを明確にすべきである。

効果の測定とフィードバックについて（監査の意見）

磯子区地域福祉保健推進活動助成金は、磯子区地域支えあい事業と一体的に運営されており、磯子区の地域に暮らす誰でもが健康で幸せな生活が送れるように、身近な生活課題を、区民・団体・事業者・行政が協働して解決できる「しくみ」をつくり、地域における福祉保健の推進を図ることを目的としており、磯子区地域福祉保健計画等でその理念・目標等を明確に掲げているが、目標と成果指標とを関連づけていないため、活動へのフィードバックができない状況にある。平成20年に地域福祉保健推進事業と支えあい事業とを一体化させ運用し、一定の効果をあげているとされているが、それぞれの事業目的が統合された結果、成果のフィードバックがより難しくなったともいえる。目標と成果を体系立てて精査し、もはや目的に合わなくなった目

標や十分に成果があがっていない活動、実りの少ない活動などを判定できるしくみの整備、補助事業の優先順位を明確化できるような検討が必要であると思われる。

5 磯子区青少年指導員活動費補助金

(1) 担当部課

磯子区地域振興課活動支援係

(2) 補助金交付要綱

磯子区青少年指導員連絡協議会活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(5) 補助金の概要

(概要は「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(77 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
磯子区	4,010	2,271	3,190	2,224	2,828

(8) 補助金の交付先

磯子区青少年指導員協議会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、補助内

容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」というものであった。

平成 21 年度予算への反映は、地域貢献事業への積極的な推進が期待されるとして、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	区協議会の事務局が区役所内に設置されているため、全ての区で、「現場で事業の実施状況を確認した、又は事務局として事業の運営に携わっている」旨の状況確認となっている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 各地区協議会から提出された「事業報告書」により事業の実施状況を確認している。 結果：

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(監査の結論は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(78 ページ)参照。)

6 磯子区学校・家庭・地域連携事業補助金

(1) 担当部課

磯子区地域振興課活動支援係

(2) 補助金交付要綱

磯子区学校・家庭・地域連携事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(5) 補助金の概要

昭和58年の中学生ホームレス殺傷事件を契機に、青少年育成団体と行政機関、学校等の青少年育成関係者が、連携して青少年の非行防止、犯罪抑制に取り組む組織(青少年育成協議会)を組成した。

磯子区学校・家庭・地域連携事業推進要綱に基づき組織された団体の活動を効果的に推進し、次の事業の充実を図ることを目的とした補助金である。

- 事業を推進するための地区活動
- 事業を推進するための中学校区活動
- 磯子区青少年健全育成推進大会
- その他磯子区長が必要と認める事業

(6) 交付開始年度等

平成6年度交付開始(平成19年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	1,400	1,400	1,400	1,400	1,230

(8) 補助金の交付先

磯子区青少年育成協議会(磯子区学校・家庭・地域連携事業補助金交付要綱第3条)

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である地域振興課は、会計報告など、報告形式の見直しを行い、21年度より新体制を試みることにしている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	総会への職員出席 各団体へのアンケート調査
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:記載なし。 結果:町内清掃活動・パトロールなどを行う機会が設けられるため、学校・家庭・地域の連携を図ることができたとしている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助事業の目的と事業内容について(監査の意見)

交付要綱によれば、この事業の補助対象は、青少年育成協議会の事業を推進するための「地区活動」「中学校区活動」や「磯子区青少年健全推進大会」となっている。しかしながら、これらの補助対象事業がその目的との関連で具体的に規定されていない。

学校・家庭・地域が連携してどのような事業に取り組むことが、青少年の健全育成のために必要なことなのか、より具体的な事業の提起が必要なのではないかと考える。この点、【図 2】(23ページ)にも記載したとおり、対象事業は、目的達成に必要なものが明確になる程度に具体的なものでなければならない。

平成20年度の事業報告や決算書よりそれぞれの活動内容をまとめると以下ようになる。

【表 27】 地区ごとの活動内容

補助対象	補助金額(単位:円)	実績内容
根岸地区	79,200	指導員会議(5回)、夏季研修、ヘリポート見学、年末地域パトロール、善行少年表彰式、地域学校との懇親会
滝頭地区	60,000	3小学校と懇談会、町内ラジオ体操、交流体験学習、愛のパトロール、社会環境健全キャンペーン、実行委員会、110番特別委員会、指導者講座
岡村地区	90,000	育成会議、今信開、町内ラジオ体操、愛のパトロール、スポーツフェスティバル、岡村文化祭、親子ポリロケット大会、クリスマス子供餅つき大会、親子工作教室など
磯子地区	60,000	非行防止広報活動、地域パトロール、愛のパトロール、ふれあい運動会(障害者と家族対象)、夏休み作品教室(スケッチ画教室) 補助金対象は、ふれあい運動会、パトロール費
汐見台地区	60,000	親子防犯パトロール、ホテル観賞会、ペットボトルでロケットづくり、スケッチ画教室、学校と地域の懇談会、畑づくり、こども会との交流会
屏風ヶ浦地区	60,000	実行委員会、連絡協議会、実行委員会
杉田地区	60,000	浜中を語る会、実行委員会、こども交流会、実行委員会、座談会など
上笹下連合地区	(* 1) 360,000	第43健民祭、さつまいもの植え付け、草取り、収穫祭、市民の森でのホテル観賞会(体育指導、青指主催)、防犯避難訓練
洋光台地区	60,000	役員会、六校歓送迎会(小中学校の校長・副校長・PTA会長の歓送迎会)、少年野球大会(補助)、こども参加事業(補助)、防犯メール等サーバーレンタルなど
上笹下地区	60,000	会議、2名の交流会、行事交通費、ザ・まつりで展開するゲーム消耗品など
根岸中学校	90,000	役員会、事務費、授業参観等、パトロール、地区懇談会
岡村中学校	90,000	実行委員会、事務費、車いす代、あいさつ運動、地域清掃、こども110番
汐見台中学校	90,000	会議費、事務費、小中学校交流会、ボランティア活動経費、中学校活動費、夏祭り参加協力及び巡回、小学校活動費
森中学校	90,000	会議費、事務費、学校だより発行(月1回)、地域パトロール等、花壇整備、3小学校活動援助金など
浜中学校	90,000	会議費、事務費、4校事務協力費、小学校福祉活動費、地域行事等参加生徒への活動費、全校花いっぱい活動運営費、地域清掃費、区内中学校協議会、パトロール等
洋光台第1中学校	90,000	会議費、事務費、講演会講師謝礼金、地域パトロール諸経費など
洋光台第2中学校	90,000	会議費、事務費、祭礼パトロール費、深夜パトロール費、親子でスポーツ運営費、学警連資料代、小中学校連携など

(* 1) 磯子区民祭り補助金 300,000円を連携事業の報告と同一の実績報告により行っている。

各地区の実施内容を見ると、根岸地区ではヘリポート見学が行われ、滝頭・岡村地区ではラジオ体操が行われている。実行委員会や会合が中心になっているところもあれば、野球大会などのスポーツ振興やホテル観賞等が行われているところもあり、その事業内容に統一感はいみじくられない。

補助対象事業が抽象的であることにも関連するが、支出内容が事業目的に関連しているかの判定を容易にするためにも、公益性や事業目的適合性の観点から、活動経費の具体的事例を例示するなど、補助対象事業の事業活動内容を実施者によりわかりやすく伝達する手法の検討が望まれる。

また、各地区中学校から提出される平成20年度の事業報告及び平成21年度の事業計画書を読んだところ、各地区や中学校により作成されるそれぞれの事業報告と事業計画はほぼ同一の内容であり、実施した事業の効果測定が適切に行われず、前年踏襲型の事業が行われている外観を呈している。

この事業が、昭和58年の中学生によるホームレス殺傷事件を契機となって始まってから、これまで20数年経過し、青少年健全育成のための学校と家庭・地域の連携のありかたも変化していると想定されるが、他の青少年健全育成事業との関連性も考慮し、この事業独自の効果的な運営の在り方を再検討する必要がある。

7 磯子区体育指導委員地区活動費補助金

(1) 担当部課

磯子区地域振興課活動支援係

(2) 補助金交付要綱

磯子区体育指導委員連絡協議会活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養する

(5) 補助金の概要

(概要は「第6-3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(79ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成6年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
磯子区	2,310	3,941	2,271	3,023	2,044

(8) 補助金の交付先

磯子区体育指導委員連絡協議会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、各区とも「引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、補助内容の精査を行い、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」というものであった。

平成 21 年度予算への反映については、地域貢献事業への積極的な推進が期待されるとして、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	結果等の概要 現場で事業の実施状況を確認した、又は事務局として事業の運営に携わっている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	各地区協議会から提出された「事業報告書」により事業の実施状況を確認している。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(監査の結論は、「第6 3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(81 ページ)参照。)

8 磯子まつり補助金

(1) 担当部課

磯子区地域振興課地域振興係

(2) 補助金交付要綱

磯子まつり補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展(地域コミュニティ費)

(5) 補助金の概要

磯子まつり補助金は、区民や地域の交流と連帯意識を高め、磯子区の発展を図ることを目的として磯子まつりに対して補助金を交付するものである。

磯子まつりは毎年 1 回開催されており、平成 20 年度で 32 回目の開催となる。

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始(平成 20 年度事業の在り方見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	8,000	5,700	5,700	8,000	6,000

(8) 補助金の交付先

磯子まつり実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

事業計画書に記載された平成 18 年度事業の自主評価結果は「B」評価となっており、自己評価結果として「道路を使用してのバザーを止め、健康フェスタとタイアップして開催した結果、内容面での充実を図ることができたが、執行体制を含む磯子まつり全体のあり方を検討し、実行委員会の自立促進を図っていく必要がある」旨の記述がある。また、20 年度の改善案として「一極集中型の磯子まつりでは、企画側として参加できる区民の数に限界があり、より多くの区民が企画の段階から参加できる複合型イベントとして拡充を図る」旨の記述がある。

なお、本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である磯子区地域振興課からは、

交付額やイベントの規模について引き続き検討が必要との回答となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有 事業報告書での確認・検査の他に事前の計画に基づいた現場状況確認を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:主催者発表による来場者数の把握 結果: 平成 18 年度 18,500 人 平成 19 年度 40,500 人(区制 80 周年) 平成 20 年度 67,839 人(複合型イベントへ転換)

(11) 監査の結果及び意見

補助金の検証について(監査の意見)

要綱によれば当該補助金の交付先は、磯子まつり振興委員会となっている。

他区で見られたように、区役所内に実行委員会事務局が置かれ、補助金の出し手と受け手が実質的に同じということはない。

磯子まつりは平成 20 年度から、それまでの集中開催方式をやめ分散開催方式に転換した。その趣旨はより多くの区民が積極的に関与する機会を増やそうとするものとのことであり、それ自体は区独自の試みとして肯定されるものであろう。

しかしながら、まつりの収支報告書の検証はまつり総体での収支チェックに止まっており、各地区で開催される地区まつり健民祭の収支までは検討していないとのことであった。

収支報告書については、各地区の収支を含め全体として検討することが望ましい。

神奈川区

1 区の特徴¹



(区のシンボルマーク)

● 昭和 2 年 10 月 1 日設置

● 人口: 227,978 人

● 世帯数: 109,922 世帯

● 面積: 23.59k m²

(平成 21 年 3 月 1 日現在)

神奈川区は、昭和 2 年の横浜市区制施行により誕生。

鎌倉時代には神奈川湊として、江戸時代には東海道の宿場町「神奈川宿」として栄えるなど、古くから交通の要衝として発展した地域である。また、明治時代後半から海面の埋め立てにより、京浜工業地帯の一角へと発展した。

東部には埋立地、西部には丘陵地が広がり、その間に丘と平地が点在するという起伏に富んだ地形となっており、こうした地形的な特徴やまちの成り立ちなどから、大きく「臨海部」「内陸部」「丘陵部」の 3 つの地域に分かれ、それぞれに多様な姿をみせている地域である。

平成 20 年度神奈川区予算編成方針によると、横浜市全体に関する基本的な考え方を示した「都市経営の基本的な考え方」(副市長依命通達)に従うほか、神奈川区の地域特性を踏まえて、次の課題に取り組むこととしている。

- 危機管理・防犯・交通安全
- 子育て支援・青少年の育成
- 健康づくり・介護予防・自立支援
- 環境行動・まちの美化・緑の保全
- まちの魅力アップ・区民力の発揮
- 区民ニーズを捉える区政運営
- 組織力の発揮によるサービスの充実

¹ 横浜市ウェブサイト、「平成 20 年度神奈川区予算編成方針」を参考に記載。

2 監査の対象とした補助金一覧

神奈川県において、監査の対象として選定した補助金の一覧は、【表 28】のとおりである。

【表 28】 神奈川県において監査の対象として選定した補助金

No.	件名	注	事業分類	平成 20 年度 決算額(千円)
神-1	神奈川県文化協会事業補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	1,900
神-2	防犯灯設置費補助金	一般	地域コミュニティ費	1,397
神-3	神奈川県青少年指導員協議会活動補助金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	3,572
神-4	神奈川県体育指導委員連絡協議会活動補助金	一般	文化・スポーツ・学習振興費	2,126
神-5	神奈川県民まつり補助金	自主	地域コミュニティ費	4,197
神-6	かながわ区民力発揮プロジェクト補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	1,902
神-7	神奈川県高齢者介護予防事業補助金	自主	地域福祉保健推進費	2,940
合計(A)				18,034
平成 20 年度神奈川県補助金合計(B)				26,463
監査実施率(A/B)				68%

出所) 横浜市内部資料に基づき監査人が作成

(注) 「自主」...自主企画事業費

「一般」...一般事業費

神奈川県文化協会事業（伝統芸能祭）



(神奈川県提供)

神奈川県は、この神奈川県文化協会に、事業に要する経費の 80%、また平成 20 年度は年間 190 万円を上限に交付している。

神奈川県文化協会は、「伝統芸能祭」「区民音楽祭」「文化展」「区民ホールコンサート」などを企画・運営している。

神奈川県文化協会事業（区民音楽祭）



(神奈川県提供)

3 神奈川区文化協会事業補助金

(1) 担当部課

神奈川区地域振興課

(2) 補助金交付要綱

神奈川区文化協会事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興

(5) 補助金の概要

神奈川区に根差した文化活動を振興することにより、区の文化の向上・発展に資することを目的に神奈川区文化協会の運営にかかる経費についての補助金を交付している。

(6) 交付開始年度等

平成 4 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	2,825	2,591	2,412	2,220	1,900

(8) 補助金の交付先

神奈川区文化協会

(9) 点検・見直しの検討について

文化活動に対する市民ニーズに関して、文化協会の会員が受け止めているが、いろいろな条件によって実施できない部分があるのが現状である。また、神奈川区としては、各部会の事業において自立度に差があり、より一層の自立に向けた支援が必要であると考え、見直しは必要という認識である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	担当職員が、各部会の事業に立ち会いや会議に参加することによって、事業が計画に基づいて適正に実施されていることを確認。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 主要事業来場者数 結果: 目標 6,100 人、結果 6,466 人

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助金事業の見直しを含む意思決定について(監査の意見)

補助交付先である神奈川区文化協会の事務局は区職員が担当している。職員は一名が複数の事務と兼務で行っている。この場合、例えば、事務工数の1/3をこの協会事務に充てると仮定すると、区の職員1人当たりの職員給与費が約8,900千円であるから、当該事務にかかる機会費用は3,000千円に近い推計もできる。

補助事業の見直しなど補助金交付の可否を意思決定する場合や行政評価を行う上では、補助金が1,900千円と少額であっても、単純に交付金額を削減するという見直しだけでなく、このような事務コストもあるため、人件費等の事務コストも考慮に入れ事業への関与の度合いも検討することが望ましい。

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成20年6月18日に交付決定がなされ同月30日に前金払で交付されているが、「補助金等交付規則」で求められている確定通知書の発行、通知がなされていない。個別交付要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

4 防犯灯設置費補助金

(1) 担当部課

神奈川区地域振興課

(2) 補助金交付要綱

神奈川区防犯灯設置事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費及び自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

犯罪発生抑制

(5) 補助金の概要

自治会町内会の要望に基づき、横浜市防犯協会連合会に依頼し、防犯灯を設置している。街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るため、区内に防犯灯を設置することを目的として、横浜市防犯協会連合会が実施する防犯灯設置事業に対する補助金の交付を行っている。

(全般的な概要は、「第6 5 防犯灯設置補助金」(86 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	1,028	1,023	1,144	1,397

(8) 補助金の交付先

横浜市防犯協会連合会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 21 年度に、安全管理局が「防犯灯のあり方検討会」を設置し、防犯灯の将来的な設置・維持管理手法等を検討している。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査無し
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:区民からの要望に対する対応状況や設置状況 結果:区民からの要望には対して迅速な対応が図られている

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 5 防犯灯設置補助金」(89 ページ)参照。)

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 21 年 2 月 4 日に交付決定がなされ、実績報告は平成 21 年 3 月 17 日に提出され、交付が同年 3 月 27 日になされている。

しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の発行、通知がなされていない。個別交付要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

5 青少年指導員活動費交付金

(1) 担当部課

神奈川区地域振興課青少年スポーツ等担当

(2) 補助金交付要綱

神奈川区青少年指導員協議会活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

青少年の健全育成

(5) 補助金の概要

青少年を取り巻く諸問題を解決し、青少年の健全育成を図るため、区内の青少年団体の活動を支援している。そのために、神奈川県青少年指導員要綱及び横浜市青少年指導員要綱に基づいて任命された青少年指導員により構成する神奈川区青少年指導員協議会についての補助金を交付している。

(全般的な概要は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(77 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	4,169	2,102	3,808	2,075	3,572

(8) 補助金の交付先

神奈川区青少年指導員協議会

(9) 点検・見直しの検討について

神奈川区としては、継続委員に対するユニフォームの貸与について、見直しが必要という認識である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	職員現場立会による検査を実施したところ、率先して、また、誠実に事業を遂行し、青少年の健全育成の推進を図っていたことを確認した。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:参加者の人数等 結果:地域において、青少年指導員等が主体となって青少年の健全育成のための啓発活動やパトロール活動を行い、地域全体の青少年育成に対する意識を高めた。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(78 ページ)参照。)

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金の補助金交付要綱では、補助金額確定の通知は、補助金交付決定通知書により行うものとしている。

しかしながら、補助金等規則で規定する補助金の額の確定は事業完了後、事業の成果を交付決定の内容等に適合するか調査するものとしているため、決定と確定が同時に行われることは適切ではない。

審査の方法(監査の意見)

平成 20 年度の当該補助金 3,404 千円は他の補助金等と合わせて神奈川県青少年指導員協議会に対して事業活動に要する費用に充てるために支出されている。

平成 20 年度においては、一般事業費決算説明書によると、当初予算どおりの執行がなされており、区青少年指導員活動補助、ユニフォーム費用に支出した旨の記載がなされている。

しかしながら、区が保管する審査に関する平成 20 年度の当該補助金の資料一式を閲覧した結果、以下の点で審査上、事務改善が望ましいと考えられた。また、これらの事項だけでなく、審査の際に交付条件に適合するか判断した状況等を過程が分かるように極力、記録することが望ましい。

科目	問題点	改善提案
地区交付金	21 地区に交付する 855,000 円は支出予算 3,772,500 円の中でも割合が大きい。	例年の執行状況を協議会に把握させ配分額や基準の見直し検討をする。
地区交付金	地区代表に現金支給する委嘱にかかる謝礼になる性格がある。	執行内容を記録するよう指導する。

6 体育指導委員連絡協議会補助金

(1) 担当部課

神奈川区地域振興課青少年スポーツ等担当

(2) 補助金交付要綱

神奈川区体育指導委員連絡協議会活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

区民の健康維持の増進及び地域コミュニティの実現

(5) 補助金の概要

地域におけるスポーツ活動、青少年団体の育成及び行政機関・スポーツ関係団体への協力・支援を行うことで、地域における社会体育の振興を図っている。

この目的を果たすために、神奈川区内でスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条の規定に基づいて任命された体育指導委員が、横浜市体育指導委員規則(昭和38年教委規則第6号)第2条の職務を行うための活動補助金を交付している。

(全般的な概要は、「第6-3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(79ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成6年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	2,326	4,176	2,184	3,773	2,126

(8) 補助金の交付先

神奈川区体育指導委員連絡協議会

(9)点検・見直しの検討について

神奈川県としては、継続委員に対するユニフォームの貸与について、見直しが必要という認識である。

(10)実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	職員現場立会による検査を実施したところ、率先して、また、誠実に事業を遂行し、青少年のスポーツによる健全育成の推進を図っていたことを確認した。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:参加者の人数等 結果:生涯スポーツを普及することにより、子ども、高齢者、障害者など誰でも気軽にスポーツに親しむことができる環境が整備され、区民の健康維持・増進を図ることができた。また、地域コミュニティの実現 地域活動のコーディネーターとして、スポーツ・レクリエーション活動の推進により、地域コミュニティの実現が図られた。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11)監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(81 ページ)参照。)

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 4 月 24 日に交付決定がなされ、同年 5 月 8 日に前金払で交付されている。実績報告は平成 21 年 4 月 20 日に提出されている。

しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の発行、通知がなされていない。個別交付要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

7 神奈川県民まつり補助金

(1)担当部課

神奈川県地域振興課

(2) 補助金交付要綱

神奈川区民まつり補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域コミュニティの実現

(5) 補助金の概要

地域主体が自主的に実行委員会として企画・運営する地域まつりの開催を支援することにより、区民相互の交流、区民意識の高揚、郷土意識の高揚及び地域の活性化を図っている。

(6) 交付開始年度等

平成 9 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	5,921	4,990	4,990	4,000	4,197

(8) 補助金の交付先

神奈川区民まつり実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

現在では1箇所にて区民まつりを開催しているが、今後複数箇所開催になる可能性がある。その場合、補助金の分配が必要となる。また、神奈川区としては、補助金を削減していくために実行委員会への自助努力を促していく必要があると考えており、見直しは必要という認識である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	イベント当日における、区職員の立会(応援)
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:集客数 結果:5万人

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成20年9月17日に交付決定がなされ、同月29日に前金払で交付されている。しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の通知がなされていない。個別要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

区民まつりの形態(監査の意見)

神奈川区の区民まつりは区民で構成された実行委員会により企画、運営が自主的に行われている。他の区と異なり自立性が高い点で、評価に値すると言える。家族連れやサークル等の区民からは、例年、参加を楽しみにしているという声もあるとのことである。

また、財政が厳しいことを反映し補助金交付額を増やすことは難しい。このような中、区はまつりの実施規模や形態についても検討しているところである。

ここで、さらに補助金交付の高い効果を得るために、区民イベントの企画について区民からアイデアを公募するのはどうか。自主的に区民が行っている神奈川区の実情からすれば、試行的に様々な取り組みをして市全体に成功例を示すこともできると思われる。

8 かながわ区民力発揮プロジェクト補助金

(1) 担当部課

神奈川区地域振興課

(2) 補助金交付要綱

かながわ区民力発揮プロジェクト実施要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

区民による地域問題解決事業の支援

(5) 補助金の概要

地域の問題を区民自らが解決する活動を支援している。また、区民が健康で楽しく暮らせる情報・学びの場を提供している。

(6) 交付開始年度等

平成 19 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	1,125	1,902

(8) 補助金の交付先

審査を受け、承認され、区が必要と認めた事業団体

(9) 点検・見直しの検討について

神奈川区としては、平成 21 年度で制度ができて3年目となることから、今後の展開を検討していく必要があると考えており、見直しは必要という認識である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	担当職員の立ち会い。必要に応じて、職員が実施当日も立ち会い、適正に事業が実施されていることを確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 提案事業数 結果: 目標 15 件、結果 21 件

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 9 月 17 日に交付決定がなされ、同月 29 日に前金払で交付されている。しかしながら、「補助金等規則」で求められている確定通知書の通知がなされていない。個別要綱に定めるとともに適切な事務をする必要がある。

支援内容について(補助金以外の活動支援手段)(監査の意見)

当該補助金事業は、区政運営方針の重要な一項目である区民力の発揮に向けた支援の一環である。かながわ区民力発揮プロジェクト実施要綱では経費補助等の支援内容が規定されている。区は財政が厳しい中でも補助目的に則した区民活動の効果を上げるために様々な取り組みを行っている。(以下において、「かながわ区民力発揮プロジェクト実施要綱」の一部を抜粋)

- (1) 事業実施に直接要する経費の補助。ただし、上限額は 30 万円とする。なお、事業の経費については、受益者負担も考慮に入れるなど、効率的な補助金執行に努力しなければならない。
事業実施に要する経費のうち、補助の対象とならない経費は、次に該当するものとする。
 - ア 備品(定価 15,000 円以上のもの)の購入費
 - イ 飲食費(ただし、青少年向けの体験型イベント等における食材及び講師飲み物は含まない)
 - ウ 団体内部者への謝金、申請団体の人件費や事務所の維持管理費
 - エ 通常活動での交通費(事業の実施に直接必要な経費は補助対象とする。)
 - オ その他区長が不適當、不適切と認めた費用
- (2) 神奈川区区民活動支援センターのかめ太郎ボックス提供
- (3) 神奈川区広報媒体への掲載等の協力
- (4) 広報、事業内容、手続き等の問い合わせと受付
- (5) 提案事業をより公益性の高い事業にするための他団体との連絡調整
- (6) 神奈川区区民活動支援センター交流室、区民利用施設の優先利用、及び区所管会議室の利用
- (7) 保育(事業の実施に直接必要な経費は補助対象とする。)
- (8) 区の後援及び共催名義の使用並びに区長賞の授与。ただし、その手続きは名義使用承諾及び区長賞の授与等に関する事務取扱要綱に基づいて行う。
- (9) その他、区長が事業実施に必要と認めた支援。

この中には資金による補助だけでなく、いわゆる役務的なサポートも含まれている。しかしながら、中には補助交付申請に係る一連の事務手続きが、区民による申請を消極的にさせたり、活動の支

障となっていたりすることとも考えられる。

そこで、当該プロジェクトの活性化のために、対象団体がスムーズに活動を行い積極的に申請を行う工夫を検討することが望ましい。例えば、団体責任者が補助制度の趣旨を理解した条件のもと、記帳等事務処理の代行委託を補助対象経費として認めることも考えられる。この場合、行政書士や市職員 OB 等の活用も一案と思われる。

9 神奈川区高齢者介護予防事業補助金

(1) 担当部課

神奈川区高齢・障害支援課高齢者支援担当

(2) 補助金交付要綱

神奈川区高齢者介護予防事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

高齢者支援

(5) 補助金の概要

区内の地域ケアプラザや地域包括支援センターに対する補助事業である。この補助交付施設では、高齢者が住み慣れた地域で、健康にいきいきと生活ができるよう、元気なうちから介護予防に取り組んでもらうため、運動習慣が身につくきっかけとなる体操教室及び体力測定等を実施している。

(6) 交付開始年度等

平成 20 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	-	2,940

(8) 補助金の交付先

神奈川区内 6 地域ケアプラザ・特養包括支援センター若竹苑

(9) 点検・見直しの検討について

神奈川区としては、地域に根付いた事業になっており、各ケアプラザ等で地域特性を生かした活動を自主的に実施していくことが望ましいと考えており、参加者も運動習慣が身に付いて来たり、自主活動化が行われ始めていることから、見直しが必要と認識している。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	平成 20 年度において、実地検査は行っていない。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:利用者アンケート、補助金交付団体への事業評価アンケート、事業連絡会(年 2 回) 平成 19 年度体力測定結果分析 結果:参加者の増加 H18:312 人(延 2630 人) H19:401 人(延 2900 人) H20:555 人(延 3689 人) なお H18、H19 は委託で実施。利用者アンケートでは、ほとんどの参加者からこの事業に参加してよかったと結果が出ている。体力向上に一定の効果が現れている。ケアプラザでは、この事業をきっかけにして別の介護予防事業に取り組んでいる。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 4 月 18 日に交付決定がなされ 5 月 27 日及び 28 日に前金払で交付されている。

しかしながら、補助金等規則で求められている確定通知書の通知がなされていない。

評価方法の研究(監査の意見)

介護予防は高齢化社会にあって重要な施策の一つであり高齢者が増加する中、今後、当該事業の拡大が見込まれる。介護保険等高齢者に対する全体的な支援支出を抑制する意味でも

予防的な取り組みは評価できる。

しかしながら、一般に予防的な取り組みはその成果の評価が困難である。当該事業は始まったばかりであるが、事業継続を見越し、時系列的に成果評価ができるようなデータ収集や実施施設間における事業成果の比較方法等を研究することが望ましい。

港北区

1 区の特徴¹



(区のシンボルマーク)

- 昭和 14 年 4 月 1 日設置
- 人口: 323,893 人
- 世帯数: 150,511 世帯
- 面積: 31.37k m²
(平成 21 年 3 月 1 日現在)

港北区は、昭和 14 年に人口 5 万人あまりの区として誕生し、平成 21 年 4 月に区制 70 周年を迎えている。誕生当時の港北区は現在の港北区、緑区、青葉区、都筑区を合わせた区域で、二度の行政区再編成を経て、現在の港北区の形になった。

港北区は市内最大の人口を有し現在約 32 万人の区民が生活しており、年少人口、老年人口とも市内 2 位で、出生数は市内最多を数え、今後もしばらくは人口が増え続ける予測となっている。

区内には、東横線をはじめとする 5 路線 12 駅があり、新たに神奈川東部方面線の整備が進められており、さらに、南部地域では横浜環状北線の道路整備が進められているなど、交通の便の良さが区の特徴となっている。また、新幹線の停車駅でもある新横浜駅周辺地区では、都心としてのまちづくりが進められている。

平成 20 年度港北区予算編成方針によると、港北区の地域特性を踏まえた取り組みとして、次の 4 つをあげている。

- 区民・地域と協働で取り組む開港 150 周年・区制 70 周年事業
- 地域との連携による「防災力」「防犯力」「福祉力」の強化
- 財源確保への積極的な取り組みと「メリットシステム」の活用
- 区局連携事業の取り組みと中期計画の積極的な推進による重点政策費の確保

また、個性ある区づくり推進費の 1 つである自主企画事業費は、1) 子ども・障がい者・高齢者等にやさしい地域社会の実現、2) 自然と都市機能が調和した安全で快適なまちづくり、3) 区民の力が活きる個性豊かな地域づくり、4) 区民に親しまれる区役所づくり、の 4 つの区分ごとに事業を行っている。

¹ 横浜市ウェブサイト、「平成 20 年度港北区予算編成方針」「平成 20 年度個性ある区づくり推進費予算(案)について」を参考に記載。

2 監査の対象とした補助金一覧

港北区において、監査の対象として選定した補助金の一覧は、【表 29】のとおりである。

【表 29】 港北区において監査の対象として選定した補助金

No.	件 名	注	事業分類	平成 20 年度 決算額(千円)
港-1	港北ふるさとサポート事業補助金	自主	街づくり推進費	1,519
港-2	港北芸術祭事業補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	4,750
港-3	港北区防犯灯設置補助金	一般	地域コミュニティ費	2,452
港-4	地域福祉保健計画推進事業補助金	自主	地域福祉保健推進費	3,629
港-5	体育指導委員連絡協議会補助金	一般	文化・スポーツ・学習振興費	1,848
港-6	青少年指導員活動費交付金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	3,360
港-7	ふるさと港北ふれあいまつり補助金	自主	地域コミュニティ費	8,300
港-8	港北駅伝大会補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	1,880
合計(A)				27,738
平成 20 年度港北区補助金合計(B)				40,020
監査実施率(A/B)				69%

出所) 横浜市内部資料に基づき監査人が作成

(注) 「自主」...自主企画事業費

「一般」...一般事業費

ふれあいまつり



(10月17日監査人撮影)

ふれあいまつりは、今年度は10月17日に開催された。横浜市からは、横浜開港150周年・港北区制70周年記念事業実行委員会に対して830万円の補助金が交付されている。

3 港北ふるさとサポート事業補助金

(1) 担当部課

港北区区政推進課企画調整係

(2) 補助金交付要綱

港北ふるさとサポート事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(5) 補助金の概要

「このまちに住んでいて良かった」、「ずっと住み続けていたい」と感じられるようなふるさとづくりを進めるために、区民の自主的な活動に補助を実施する。

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度交付開始

平成 21 年度交付終了(5 カ年事業)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	3,228	1,989	1,899	1,519

(8) 補助金の交付先

NPO 等複数の地域活動団体

(9) 点検・見直しの検討について

平成 21 年度終了事業

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	担当者によるイベント等の視察及び、11月と3月に公開による活動報告会を実施
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 補助団体のその後の活動のフォロー 結果: 活動団体同士の交流が広がり、事業への相互協力等が行われている。 また、活動団体の中から、事業をコミュニティビジネスとしてステップアップし、自主財源の確保等、当事業をきっかけに自立したグループが出てきている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助金事業の見直し(監査の意見)

当該補助金は区民の自主的な活動の支援を目的とするものであり、幅広い区民ニーズに応える点では意義のある事業である。

一方、応募内容が多岐に渡るため目的の達成の評価が困難であり、他の助成事業との重複や一種のばらまきの要素になりうる懸念もある。

平成 21 年度で終期を迎える当該補助金ではあるが、自主的な活動の支援を行い、さらに段階的に自立を促進させるスキームとなっており、また、幅広いジャンルの活動団体が参加し、公開の提案会や報告会を行うことにより、区民の交流や情報交換も促進している事業である点は評価に値する。

しかしながら、対象とする活動が多岐にわたるため、区民にとっての必要性や達成の度合いに対する評価が困難である。今後、同様な性格を有する補助事業を進めるにあたっては、対象事業と目的を具体的に掲げるなど補助金スキームの見直しを検討することが望ましい。

また、応募が減っている理由の一つとして、公開提案会がある。これは補助金の申請におけるプレゼンテーションである。当該補助金の目的に合致した活動を行いたくても申請に躊躇している区民がいることも考えられる。

補助を受けた事業者は補助申請や精算に係る事務作業能力の向上とともに使い勝手がよく補助事業の活性化に繋がる仕組みも検討することが望ましい。

4 港北区芸術祭事業補助金

(1) 担当部課

港北区地域振興課生涯学習支援係

(2) 補助金交付要綱

港北区芸術祭事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興

(5) 補助金の概要

区内の芸術文化振興・発展のために、「港北芸術祭」事業を実施し、企画運営主体である港北芸術祭実行委員会への事業補助を行っている。

(6) 交付開始年度等

平成 4 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	4,000	4,000	3,500	3,500	4,750

(8) 補助金の交付先

港北芸術祭実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、効率的・効果的な補助執行に努めてください。」というものであった。一方、所管課では、区民の文化芸術事業へのニーズが多様化し、文化活動への参加意欲も高まっていることから、今後は、より一層、区民の意欲・ニーズを生かすことができるイベント内容・仕組みを念頭に置いた事業展開を図るべ

きと考え、見直しは必要という認識である。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	交付先の事務局が区役所であり、現場で状況確認を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段：芸術文化事業への参加者数 結果：1 鑑賞型事業によって、身近な場所で良質な芸術文化に接する機会を提供することができた。20年度のべ来場者数(2公演実施) 950名 2 参加型・体験型事業によって、区民が日ごろの活動を発表する機会を提供し、区民の文化活動を促進できた。20年度のべ来場者数(13事業実施) 12,710名

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

港北芸術祭実行委員会の繰越金(監査の意見)

当該委員会の収支決算によると、約2,000千円の繰越金がある。平成20年度は4,750千円の補助金を交付しているが繰越金の金額が相対的に多額である。

この理由について所管に確認したところ、平成21年度に予算の大きい記念事業を控えており、公演事業の利益を数年にまたがって積み立てているとのことである。また、鑑賞型事業については公演経費が入場料だけでは賅えないため赤字となる傾向があり、事業実施の前の年度から出演者との交渉を始め、仮契約を行うため、それらの準備金の性質があるとのことである。

しかしながら、繰越金の中に補助金交付相当分がある場合に補助金の交付を受けることは適当ではなく、事業の運営リスクは予備費で吸収できる範囲に留め、補助交付先の繰越金(補助金交付相当分)は前年度の精算時にいったん戻入れをすることが望ましい。

また、委員会が交渉に尽力して公演を実現している点は評価に値するが、補助金の交付決定前に仮契約を行うことは契約破棄があれば違約金の負担等損害を被るリスクがあるので当該事務は不適当である。

実質的に繰越金をバッファーにしつつも、市が事務局を行っている委員会においてリスクを負ってまで公演を行う必然性は不明確である。

有効性の判断(監査の意見)

当該事業の総参加者数は年間 13,710 名にのぼり、事業の効果として人数を指標とすれば、補助金の意義があるものと認められる。

しかしながら、鑑賞型事業については区単独で事業を行う必然性は不明確である。確かに区には公会堂等施設を有するが、事業をより有効にするためには一定程度の規模の確保も必要な場合もあるので、区単独ではなく近隣の区との合同事業や市全体の事業との比較を補助事業予算編成、補助事業方針決定の際に検討することも 1 つの方法である。

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 6 月 16 日に交付決定がなされ同日に前金払で交付されているが、規則で求められている確定通知書の発行がなされていない。

5 港北区防犯灯事業補助金

(1) 担当部課

港北区地域振興課地域活動係

(2) 補助金交付要綱

港北区防犯灯設置事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

犯罪の防止又は治安の維持

(5) 補助金の概要

街を明るくして夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の通行安全を図るため、区内に防犯灯を設置することを目的として、補助金を交付するものである。

(全般的な概要は、「第 6 5 防犯灯設置補助金」(86 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度より、個性ある区づくり推進費としての補助金の交付を開始している。

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,239	1,706	2,295	2,250	2,452

(注)市民活力推進局からの補助金の決算額

(8) 補助金の交付先

横浜市防犯協会連合会

(9) 点検・見直しの検討について

防犯灯のLED化に伴う事業の見直し。

現在、安全管理局では防犯灯のLED化に従い、防犯灯のあり方について検討を行っている。この検討の中で設置事業についての見直しが行われる予定。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	「防犯灯設置事業完了報告」により、検査確認を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:防犯灯が設置された地域で意見を聞く。 結果: 区内の夜間における犯罪の防止。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 5 防犯灯設置補助金」(89 ページ)参照。)

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 12 月 26 日に交付決定がなされ、実績報告は平成 21 年 3 月 17 日に提出され、交付が同年 3 月 30 日になされている。

しかしながら、「規則」で求められている確定通知書による通知がなされていない。

6 地域福祉保健計画推進事業補助金

(1) 担当部課

港北区福祉保健課事業企画担当

(2) 補助金交付要綱

港北区地域福祉保健計画推進事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展(地域福祉保健の推進)

(5) 補助金の概要

港北区地域福祉保健計画に基づき、市民の創意を活かし、地域特性を踏まえた、こどもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる福祉と健康のまちづくりを目的に、市民が行おうとし、または、行っている地域の福祉保健課題を解決しようとする活動に要する経費を一部補助するものである。

(6) 交付開始年度等

平成 18 年度交付開始

平成 22 年度終了

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	2,765	3,295	3,629

(8) 補助金の交付先

NPO 等複数の地域活動団体

(9) 点検・見直しの検討について

補助金申請に対しては、単年度ごとに審査の上、補助率(補助金額)を決定し、申請回数も同一事業で「3 回まで」と制限をもうけている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	各補助金事業の活動は、区役所の福祉保健センター職員等が協働で推進にあたっています。事業実践後は活動発表会、活動報告集の発行をするなど、活動の実践・成果についても公開されています。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 結果：

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

指摘すべき事項は特にない。

7 体育指導委員連絡協議会補助金

(1) 担当部課

港北区地域振興課生涯学習支援係

(2) 補助金交付要綱

スポーツ振興法、横浜市体育指導委員規則、港北区体育指導委員連絡協議会会則、港北区体育指導委員連絡協議会活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養する

(5) 補助金の概要

地域におけるスポーツ活動、青少年団体の育成及び行政機関・スポーツ関係団体への協力・支援を行うことで、地域における社会体育の振興を図っている。

この目的を果たすために、港北区内でスポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第19条の規定に基づいて任命された体育指導委員が、横浜市体育指導委員規則(昭和38年教委規則第6号)第2条の職務を行うための活動補助金を交付している。

(全般的な概要は、「第6-3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(79ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成6年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	2,002	3,234	1,848	3,234	1,848

(8) 補助金の交付先

港北区体育指導委員連絡協議会

(9) 点検・見直しの検討について

港北区としては、ユニフォームは2期以上使用することとし、22年度予算から新任者のユニフォームのみを予算計上することを団体に通知している。補助額は全市一律が望ましいと考えている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	交付先の事務局が区役所であり、現場で状況確認を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: イベント参加者数、地域での体育事業の実施 結果: 1 ベタンク大会(体指主催)平成20年9月6日 64チーム(192人)樽町公園広場 港北区体育指導委員研修会(体指主催)平成20年11月23日(80人)城郷小机地区センター スポーツシンポジウム(体指体協主催)平成21年2月7日(106人)ザ・ニューオークラ グランドゴルフ大会(体指主催)平成21

		<p>年3月1日 48チーム(288人) 樽町公園多目的広場 グランドゴルフ大会・ペタンク大会ともに一般参加枠への応募数が年々増加しており、大会への関心の高まりや競技人口の増加など、これまでの事業の成果を実感することが出来た。</p>
--	--	--

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(81 ページ)参照。)

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成20年5月7日に交付決定がなされ、同日前金払で交付されている。実績報告は平成21年4月16日に提出されている。

しかしながら、規則で求められている確定通知書による通知がなされていない。

8 青少年指導員活動費補助金

(1) 担当部課

港北区地域振興課生涯学習支援係

(2) 補助金交付要綱

横浜市青少年指導員要綱

港北区青少年指導員活動費交付金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(5) 補助金の概要

青少年を取り巻く諸問題を解決し、青少年の健全育成を図るため、区内の青少年団体の活動を支援している。そのために、神奈川県青少年指導員要綱及び横浜市青少年指導員要綱に基づいて任命された青少年指導員により構成する港北区青少年指導員協議会についての補助金を交付

している。

(全般的な概要は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(77 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	3,600	1,920	3,360	1,920	3,360

(8) 補助金の交付先

港北区青少年指導員協議会

(9) 点検・見直しの検討について

港北区としては、ユニフォームは 2 期以上使用することとし、22 年度予算から新任者のユニフォームのみを予算計上することを団体に通知している。補助額は全市一律が望ましいと考えている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	交付先の事務局が区役所であり、現場で状況確認を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: イベント参加者数、地域での青少年育成事業の実施 結果: ペットボトルロケット大会(9月6日開催。小学生 443 名参加) 自然体験事業(港北区青少年指導員研修会)(11月24日開催。105 名参加) 青少年指導員によるパトロールやペットボトルロケット大会など様々な事業が行われ、青少年を健全育成する環境が整備されてきた。

(実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定)

(11)監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(78 ページ)参照。)

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 5 月 7 日に交付決定がなされ、同日に前金払で交付されている。
実績報告は平成 21 年 5 月 1 日に提出されている。

しかしながら、規則で求められている確定通知書による通知がなされていない。

9 ふるさと港北ふれあいまつり補助金

(1)担当部課

港北区地域振興課地域活動係

(2)補助金交付要綱

横浜開港 150 周年・港北区制 70 周年記念事業補助金交付要綱(平成 19 年度～21 年度)
ふるさと港北ふれあいまつり補助金交付要綱(～平成 18 年度)

(3)補助金の種類

自主企画事業費

(4)補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(5)補助金の概要

地域における多様な市民活動や福祉活動を紹介するとともに、子供から高齢者、障がい者などより多くの区民が参加し、共感を深める目的で「ふるさと港北ふれあいまつり事業」に補助金を交付するものである。

(6)交付開始年度等

横浜開港 150 周年・港北区制 70 周年記念事業補助金は平成 19 年度から平成 21 年度まで

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	10,400	10,300	9,300	9,300	9,300

(8) 補助金の交付先

横浜開港 150 周年・港北区制 70 周年記念事業実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

引き続き、主催者が自主財源の確保に努めることにより補助金額を減額することは可能。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査:有 当日の運営補助及び区長など区主要幹部などの参加による。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:来場者数及び出店ブース数 結果: 年々、出店ブース及び出店希望者が増加している。また、ふれあいまつりは子どもから高齢者、障害者など多くの区民が参加するとともに、各地域における区民活動や福祉活動を紹介する場にもなっている。区民の共感を深めるための場としても非常に重要である。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助金事業の評価に際しての事務局運営コストの考慮について(監査の意見)

ふるさと港北ふれあいまつりでは、区自身が実行委員会事務局を設置して、区職員が事務を担当している。職員は一名が主担当として約 2 カ月間、当日は他の職員も応援している。補助金事業の評価あるいは見直しに際しては、これらの人件費等の事務コストについても補助金事業のコストに含めた上で、補助金事業の妥当性を判断することが望ましいと考える。

なお、詳細については、「2. 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点」の「補助金事業の評価に際しての事務局運営コストの考慮について」に記載している。

確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成 20 年 7 月 1 日に交付決定がなされ同月 24 日に前金払で交付されており、実績報告は平成 21 年 5 月 15 日に提出されている。

しかしながら、「規則」で求められている確定通知書による通知がなされていない。

実績の報告について(監査の結果)

当該補助金事業は、区職員自身が実行委員会の運営事務にあたっている。平成 20 年 10 月のイベントをもって完了している。

しかしながら、区職員が事務にあたっているにも関わらず実績報告が平成 21 年 5 月 15 日となっている。「補助金等規則」第 14 条では速やかに報告することとなり事業完了から実績報告 7 カ月経過している状況は規則に反している。

10 港北駅伝大会補助金

(1) 担当部課

港北区地域振興課生涯学習支援係

(2) 補助金交付要綱

港北駅伝大会補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養する

(5) 補助金の概要

区民に健康・体力づくりの機会を提供すること、および、幅広い年齢層の区民が気軽に参加できるスポーツを通じ楽しみながら地域の世代間交流を図ることを目的に、駅伝大会を開催することに対して補助金を交付するものである。

(6) 交付開始年度等

平成 4 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,880

(8) 補助金の交付先

港北駅伝大会実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

区制 70 周年・開港 150 周年記念事業が終了したため、今後、補助額が縮小する。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	交付先の事務局が区役所であり、現場で状況確認を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:参加者数 結果:平成21年1月11日 会場:日産スタジアム(スタート・中継・ゴール)新横浜公園周回コース 参加者数:168チーム(1068名) 港北駅伝大会:港北区制70周年・横浜開港150周年記念のオープニングイベントとして開催された大会は、参加数1068人と初めて1000人を突破し、多くの区民に世代間・地域間交流の機会を提供することができた。大型スクリーンを使っの演出なども大変盛り上がり、区民とともに記念年度の機運を高めることができた。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

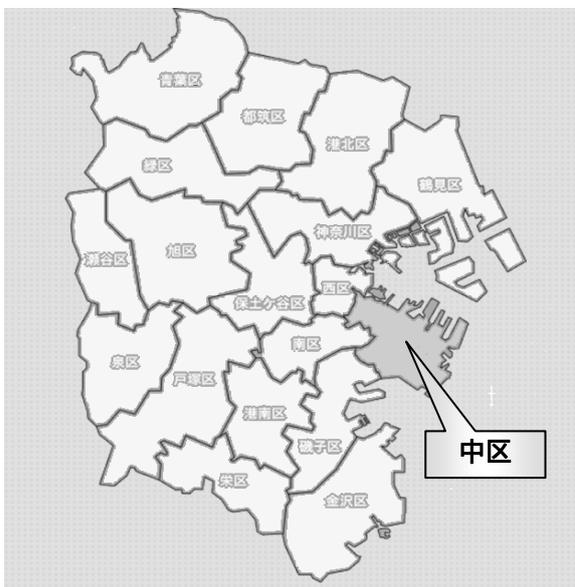
確定通知書について(監査の結果)

当該補助金は平成20年9月16日に交付決定がなされ、同日前金払で交付されている。実績報告は平成21年4月30日に提出されている。

しかしながら、規則で求められている確定通知書の通知がなされていない。

中区

1 区の特徴¹



(区のシンボルマーク)

- 昭和 2 年 10 月 1 日設置
- 人口:144,311 人
- 世帯数:74,546 世帯
- 面積:20.62k m²

(平成 21 年 3 月 1 日現在)

中区は、開港後における西洋文明を取り入れる窓口になり、それ以来、横浜の行政・経済の中心として発展した。昭和 2 年に区制が施行したが、その当時、すでに人口 28 万人であり、全市人口(53 万人)の半分以上を占めていた。その後、南区(昭和 18 年)、西区(昭和 19 年)を分区した。

中区は、「開港以来の歴史と異国情緒」という横浜らしまちであり、高齢者人口比率、外国人人口比率、昼夜間人口比率の高さに特徴がある。最近の傾向としては、都心居住志向の高まりによるマンション建設の増加等により、区内・関外地区で人口が増加している一方で、商業施設の集客力低下、放置自転車やごみの不法投棄などの問題も顕在化している。

民間事業者等によるいくつかの再開発計画が進められていると共に、市庁舎再整備とそれに伴う区内地区活性化の検討も行われている。また、初黄・日ノ出町、寿地区などでは、住民組織との協働による新しいまちづくりが見られる。

19 年度に行われた区制 80 周年記念事業の盛り上がり、平成 21 年度の開港 150 周年記念事業に向けて継続され、区民提案のイベント等が実施されている。

平成 20 年度中区編成予算案総括説明書によると、中区の個性ある区づくり推進費の 1 つである自主企画事業費は、次の 6 つの予算体系の柱に基づいて策定されている。

- 地域の知恵と力を活かした防犯力・防災力の向上
- こどもが健やかに育つ環境づくり
- 地域資源と民の力の活用による地域の活性化
- 行政・区民の連携によるまちの美化・環境対策の推進
- 高齢者・障害者などの要援護者サービスの充実
- 親しまれ、信頼される区役所づくり

¹ 横浜市ウェブサイト、「平成 20 年度中区編成予算案総括説明書」を参考に記載。

2 監査の対象とした補助金一覧

中区において、監査の対象として選定した補助金の一覧は、【表 30】のとおりである。

【表 30】 中区において監査の対象として選定した補助金

No.	件 名	注	事業分類	平成 20 年度 決算額(千円)
中-1	中区文化活動等支援事業補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	2,661
中-2	介護予防デイ銭湯事業補助金	自主	地域福祉保健推進費	2,079
中-3	中区地域防犯活動支援補助金	自主	防犯・防災安全対策費	2,179
中-4	青少年指導員活動補助金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	1,961
中-5	体育指導委員活動補助金	一般	文化・スポーツ・学習振興費	1,619
中-6	中区地区 G30 活動委員会活動助成金	一般	地域コミュニティ費	360
中-7	ハローよこはま補助金	自主	地域コミュニティ費	4,400
中-8	街の再活性化事業補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	1,950
合計(A)				17,209
平成 20 年度中区補助金合計(B)				28,007
監査実施率(A/B)				61%

出所) 横浜市内部資料に基づき監査人が作成

(注) 「自主」...自主企画事業費

「一般」...一般事業費

デイ銭湯(12月3日監査人撮影)



デイ銭湯(12月3日監査人撮影)

デイ銭湯は、介護予防を目的として、主に営業前の銭湯の脱衣所を使って、軽い体操やレクリエーションを行う事業。現在、中区の5つの銭湯が本事業に参加している。

3 中区文化活動等支援事業補助金(文化を育むまちづくり事業)

(1) 担当部課

中区地域振興課文化・スポーツ・青少年等担当係

(2) 補助金交付要綱

中区文化活動等支援事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興

(5) 補助金の概要

補助目的: 区民の文化活動や街の再活性化のために団体が実施する事業活動の支援

補助対象事業 : 交付要綱別表 1 に掲げる下記の事業

地域活性化事業

区制 80 周年・開港 150 年記念イベント支援

YOKOHAMA 本牧ジャズ祭

中区区民ミュージカル

中区民文化祭

補助金額の算定基準(上限)

: 補助金額は年額 500 万円以下で予算の範囲内とし、区が認める経費の 70% (平成 19 年度まで 90%、平成 21 年度より 50%) を超えない額とする。

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位: 千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	4,807	4,848	4,788	3,934	2,662

(交付先ごとの内訳)

補助金交付先	平成 20 年度決算 交付額(円)	参加料	入場料
中区民文化祭	1,661,900	あり	無料
中区区民音楽祭			
区民の作品展			
中区民合唱祭			
中区民ダンスフェスティバル			
YOKOHAMA 本牧ジャズ祭	500,000	なし	有料
中区区民ミュージカル	500,000	あり	有料
合計	2,661,900		

(8) 補助金の交付先

中区民文化祭実行委員会、YOKOHAMA 本牧ジャズ祭実行委員会、中区民ミュージカル実行委員会(中区文化活動等支援事業補助金交付要綱第 3 条)

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である地域振興課は、「今後も補助金に依存しない事業展開をすすめていくなど、見直しの必要性を認識している」との回答となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:計画段階での事業目的の認識度及び補助金依存度のチェック及び実施段階での現場立会 結果:事業実施の目的達成度及び事業の継続性を把握

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第 15 条に定める補

助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

実施報告書について(監査の意見)

事業の報告については、収支決算書とともに、写真、印刷物などの事業実施時の資料を事業終了報告書として提出することになっている。そこでは、入場者数、参加団体数などが記載されているが、区民の文化活動がどのくらいうまくいったのか等の効果についての記載はない。

そもそもどうだったら成功なのかという基準がないため、入場者数や参加団体数が多かったら成功のような漠然として効果しか測定できない。

また、区でも「今後補助金に依存しない事業展開をすすめていく」としているが、補助金の交付先に対して、具体的に何年後には補助金をゼロにするので、それまでは段階的に補助金を減らしていくような計画を提示していく必要がある。

4 中区デイ銭湯事業補助金

(1) 担当部課

中区高齢・障害支援課

(2) 補助金交付要綱

中区介護予防デイ銭湯事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

高齢者の福祉の増進

(5) 補助金の概要

補助目的: 要介護認定を受けていない中区内の高齢者に対し、公衆浴場において機能訓練・入浴・参加者の交流等のデイサービスを提供し要介護を予防する

補助対象事業: 浴場の運営に関する経費、看護師に対する報酬

補助金額(一施設あたり上限): 施設運営費 330,000 円、看護師雇用補助 85,800 円

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度交付開始(平成 20 年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	1,644	2,079	2,079	2,079

(8) 補助金の交付先

横浜市浴場協同組合中区支部

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「受益者負担の増などによる補助金額の見直し等を検討してください。」というものであった。一方、所管課である中区高齢・障害支援課は「縮小」という方針を打ち出している。

また、検討結果を受けての平成 21 年度予算への反映についても、平成 21 年度から利用者に入浴料の一部を負担していただくこととし、補助金額を見直した。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:利用者に対してアンケート調査を実施。 結果:介護予防に一定の効果が出ていると考えられる。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

一部利用者負担について(監査の意見)

これまで利用者の負担はなかったが、平成 20 年度に見直しを行い、平成 21 年度から利用者に入浴料の一部を負担してもらうことにした。この補助金額の見直しは、厳しい市の財政状況を考えると評価できる。

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第 15 条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

5 中区地域防犯活動支援補助金

(1) 担当部課

中区地域振興課 協働推進担当

(2) 補助金交付要綱

中区地域防犯活動支援事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

犯罪の防止又は治安の維持

(5) 補助金の概要

補助目的: 区民及び事業者並びにボランティア団体等が自主的に行う防犯活動に対して、補助金を交付することにより、地域の実情・特性に応じた防犯力の向上を図ること

補助対象事業: 地域防犯パトロール、防犯活動拠点の設置及び運営、防犯対策の普及・活動、その他防犯活動に関すること

補助金額の算定基準(上限): 予算の範囲内において、補助対象経費に対して交付。1 団体が受けられる補助の上限額は 20 万円

(6) 交付開始年度等

平成 19 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額				1,184	2,179

(8) 補助金の交付先

地区連合町内会とその他防犯活動団体(中区地域防犯活動支援補助金交付要綱第3条)

平成 20 年度は、12 地区連合町内会(第1北部地区、第1地区中部、関内地区、埋地地区、石川打越地区、第2地区、第3地区、第4南部地区、第4地区北部、本牧・根岸地区、第6地区、新本牧地区)と15小中学校、中区PTA連絡協議会

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である地域振興課は、「各地域において自主防犯活動を実施する必要があるが、そのための財源がほかにないため、見直しは必要ない」との回答となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	無 ただし、随時防犯活動等に参加し、状況把握に努めている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:区内における犯罪認知件数、凶悪犯の発生状況 結果:認知件数は19年度に比べほぼ横ばいであるが、凶悪犯の発生はない。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

目標数値の不設定(監査の意見)

各団体の補助金交付申請書に添付の収支予算書によると、防犯に役立つと思われるさまざまなもの(防犯スプレー、防犯ジャンパー、防犯用カメラ、メガホン、トランシーバー、センサーライト、ホイッスル、花壇苗等)を購入している。しかし、防犯に役立つものはたくさんあり、目標がないために、補助した分だけなにか購入することになってしまい、終わりがない。犯罪件数と防犯グッズ購入金額との相関関係を参考に目標を設置すべきである。

連合町内会の茶菓子代(監査の意見)

連合町内会の収入のほとんどは、連合を形成する町内会に「町内会配分金」として分配されている。しかし、いくつかの連合町内会では交付申請書に添付する収支予算書の段階で、収入の4割程度の支出が会議費やパトロール代という名目の茶菓子代である。

茶菓子は地域の防犯パトロールをしている人たちに対する御苦労さまの気持ちであるかもしれないが、そもそも地域の安全は地域で守るという趣旨でのパトロールなのであるし、市の財政も厳しい中、茶菓子代まで出す必要性は乏しい。

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

6 中区青少年指導員活動補助金

(1) 担当部課

中区地域振興課 文化・スポーツ・青少年等担当

(2) 補助金交付要綱

中区青少年指導員活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(5) 補助金の概要

補助目的: 横浜市青少年指導員要綱に基づき設置され活動する中区青少年指導員協議会の活動に対し、円滑な運営と効果的な活動を推進するため

補助金額の算定基準(上限): 事業費 1,202,000 円、ユニフォーム等購入費 1,000,000 円

ただし、任期の初年度のみ、ユニホーム等購入費を加えた額
(全般的な概要は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(77 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	2,824	1,202	2,333	1,159	1,961

(8) 補助金の交付先

中区青少年指導員協議会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください。」というものであった。

平成 21 年度予算では、地域貢献事業への積極的な推進が期待されるとして、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有 事務局の職員として、事業の運営に携わっているが、青少年指導委員による自立的な運営の仕組みを構築していく必要がある。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:定例会において各地区の活動計画及び活動報告を行い、意見交換を実施している。 結果:事業を実施する目的を再確認するとともに、活動報告によって各地区の実情を把握することができている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(78 ページ)参照。)

補助金の支払者と受領者が実質的に同じことについて(監査の意見)

区の所管部署が事務局機能をもっているので、補助金の支払者と受領者が実質的に同じ結果になっている。そのため本来支出する区の審査機能が十分に働かない結果になる。また、区の所管部署が、やむを得ない場合にのみ扱いが認められる公金外現金を扱うことになってしまう。区に対するアンケートでも「事務局の職員として、事業の運営に携わっているが、青少年指導委員による自立的な運営の仕組みを構築していく必要がある。」との回答があり、青少年指導員協議会の自立が望まれる。

活動の効果測定が不明(監査の意見)

収支決算報告書とともに事業報告書があるが、日付ごとの活動内容と参加者数の記載があるのみで、会の活動が青少年の健全育成にどの程度貢献しているのか等の効果の記載がない。具体的な達成目標を事前に検討し、その目標に対してどのくらい効果があったのか検討する必要がある。

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第 15 条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

7 中区体育指導委員活動補助金

(1) 担当部課

中区地域振興課 文化・スポーツ・青少年等担当

(2) 補助金交付要綱

中区体育指導委員活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を養うこと

(5) 補助金の概要

補助目的：横浜市体育指導委員規則に基づき設置され活動する中区体育指導委員連絡協議会の活動に対し、円滑な運営と効果的な活動を推進するため

補助金額の算定基準(上限)：予算の範囲内とし、1,620,000 円を限度とする。ただし、任期の初年度のみ、ユニフォーム等購入費を加えた額を交付

体育指導委員は、スポーツ振興法(昭和 36 年)並びに横浜市体育指導委員規則(昭和 38 年)に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担う。体育指導委員は、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っている。

(全般的な結論は、「第6 3 体育指導委員(協議会)活動補助金」(79 ページ)参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	1,740	2,555	1,586	2,661	1,619

(8) 補助金の交付先

中区体育指導委員連絡協議会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、補助内容の精査を行い、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください。」というものであった。

平成 21 年度予算では、見直しが必要と認識しているが、事業の必要性などの継続的な検討は必要だが、団体の活動は横浜市からの委嘱に基づくものであり、団体の性質から自立的に運営できる収入が見込まれるものではなく、廃止は困難なため、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有 事務局の職員として、事業の運営に携わっている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:各事業への参加所の把握 結果:事業によりばらつきはあるが、概ね参加人数(チーム)は増加傾向にあり、スポーツの裾野が広がっていることが認められる。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 3 体育指導委員補助金」(81 ページ)参照。)

活動の効果測定が不明(監査の意見)

収支決算報告書とともに事業報告書があるが、日付ごとの活動内容と参加者数の記載があるのみで、会の活動が青少年の健全育成にどの程度貢献しているのか等の効果の記載がない。具体的な達成目標を事前に検討し、その目標に対してどのくらい効果があったのか検討する必要がある。

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第 15 条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第x号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

8 中区 G30 活動委員会活動助成金

(1) 担当部課

中区地域振興課

(2) 助成金交付要綱

中区地区 G30 活動委員会活動助成金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

地域環境の保全又は自然環境の保護及び整備

(5) 助成金の概要

助成目的: 地域におけるごみの減量・リサイクル行動等の G30 行動を推進する「地区 G30 活動委員会」の活動をより推進し、充実させるため

助成対象事業: (1) G30 行動を推進するための実践活動

(2) G30 行動を推進するための普及啓発活動

(3) その他 G30 行動を推進するために必要な行動

助成金額: 1 委員会あたり年額 3 万円

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位: 千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	360	360	360	360

(8) 補助金の交付先

12 の G30 活動委員会(第 1 北部地区、第 1 地区中部、関内地区、埋地地区、石川打越地区、第 2 地区、第 3 地区、第 4 南部地区、本牧・根岸地区、第 6 地区、新本牧地区)

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である地域振興課は、「各地区連合町内会における、ごみの分別及び資源化の活動を行うために必要であるとともに補助金以外の活動費が無い場合、見直しは必要ない」との回答となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	無
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 中区民ひとり一日あたりのゴミ排出量(原単位) の減量 結果: 平成 20 年度の区民ひとり一日あたりのゴミ排出量(原単位) を目標 499g のところ、原単位 475g と目標を上回る効果があった。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第 15 条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第x号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

9 ハローよこはま補助金

(1) 担当部課

中区地域振興課 協働推進担当

(2) 補助金交付要綱

中区横浜開港 150 周年記念事業「ハローよこはま」補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(5) 補助金の概要

補助目的:2009年の横浜開港150周年を、横浜開港の地である中区全体で盛り上げるとともに、これを契機として、区民相互の交流を深め、区民の一体感の醸成及びいきいきとした地域社会の創造を図るために、「中区横浜開港150周年記念事業実行委員会」が実施する「ハローよこはま」に対し、その実施経費を補助するため

補助対象事業:ウォークラリー、お祭り広場、元気フェスタ

補助金額(上限):ウォークラリー:750千円、お祭り広場:3,772千円、元気フェスタ:342千円

(6) 交付開始年度等

昭和51年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	5,650	5,250	5,000	2,913	4,864

(8) 補助金の交付先

中区民等で組織する「中区横浜開港150周年記念事業実行委員会(交付要綱第2条)

(9) 点検・見直しの検討について

平成20年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「引き続き、自主財源の確保に努め、効率的・効果的な補助執行に努めてください。」というものであった。一方、所管課である中区地域振興課は「区民による、より自立的な企画・運営のしくみを構築する必要があるとし、見直しが必要」という方針を打ち出している。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	無(区役所職員が運営に直接携わっている)

2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段：区民をメンバーとした実行委員会および企画部会(ハロー第二部会)に対し事業報告を行い、意見交換をすることにより事業効果を測定している。 結果：参加者及び来場者は年々増えており、中区民としての「地域への愛着の育成」や「地域コミュニティの形成」に効果を上げていると考えられるが、イベントを契機とした区民の新たなつながりや活動の創造を図るため、さらに実施方法等に工夫が必要である。
---	----------------------------	--

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助金の支払者と受領者が実質的に同じことについて(監査の意見)

区の所管部署が事務局機能をもっているため、補助金の支払者と受領者が実質的に同じ結果になっている。そのため本来支出する区の審査機能が十分に働かない結果になる。支出伝票(第8号様式)や支出伺(第6号様式)において、実行委員会の事務局次長欄と区の審査の課長欄の印が同一になっているものがみられた。また、区の所管部署が、やむを得ない場合のみ扱いが認められる公金外現金を扱うことになってしまう。

中区地域振興課でも「区民による、より自立的な企画・運営のしくみを構築する必要があるとし、見直しが必要」という方針を打ち出している。

実施報告書について(監査の意見)

事業の報告については、収支決算書とともに、写真、印刷物などの事業実施時の資料を事業終了報告書として提出することになっている。そこでは、入場者数、参加団体数などが記載されているが、区民の文化活動がどのくらいうまくいったのか等の効果についての記載はない。

そもそもどうだったら成功なのかという基準がないため、入場者数や参加団体数が多かったら成功のような漠然として効果しか測定できない。

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第15条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。

手続きに必要な書類は、交付要綱で第x号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

10 中区文化活動等支援事業補助金(街の再活性化)

(1) 担当部課

中区地域振興課 文化・スポーツ・青少年等担当

(2) 補助金交付要綱

中区文化活動等支援事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

文化及び芸術の振興

(5) 補助金の概要

補助目的: 区民の文化活動や街の再活性化のために団体が実施する事業活動の支援

補助対象事業: 交付要綱別表 1 に掲げる下記の事業

地域活性化事業(地域に根差して、各地区の街の再活性化及び文化振興を図るため、自主的に活動する市民団体などの事業)

区制 80 周年・開港 150 年記念イベント支援

YOKOHAMA 本牧ジャズ祭

中区区民ミュージカル

中区民文化祭

この 3 つの事業は、「3. 文化を育むまちづくり事業」の対象事業

補助金額の算定基準(上限): 補助金額は年額 500 万円以下で予算の範囲内とし、区が認める経費の 70%を超えない額とする。

(6) 交付開始年度等

平成 19 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位: 千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	800	1,950

(8) 補助金の交付先

野毛大道芸実行委員会、日本大通り活性化委員会、ハーバードリーム実行委員会、山下会

平成 20 年度 補助金交付先	金額(円)
野毛大道芸実行委員会	500,000
日本大通り活性化委員会	400,000
ハーバードリーム実行委員会	800,000
山下会	250,000
合計	1,950,000

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である地域振興課は、「地区活性化の担い手として今後も支援が必要なため、見直しは必要ない」との回答となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有 それぞれ集客が図られ、地区の活性化に寄与している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 補助事業への現場確認及び事業報告書による。 結果: それぞれ集客が図られ、地区の活性化に寄与している。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

確定通知書について(監査の結果)

交付手続きは補助金交付要綱に従って行われているが、補助金等規則第 15 条に定める補助金等の額の確定通知が行われていない。手続きに必要な書類は、交付要綱で第何号様式と定められているが、確定通知書の様式については交付要綱で定められていないためである。交付要綱で確定通知書について定める必要がある。

保土ヶ谷区

1 区の特徴¹



 (区のシンボルマーク)

- 昭和2年10月1日設置
- 人口:205,458人
- 世帯数:89,246世帯
- 面積:21.81k㎡
(平成21年3月1日現在)

慶長6(1601)年、東海道の宿駅の制度が定められた際、江戸から4番目の宿場として、東海道保土ヶ谷宿が誕生し、この地域は交通・経済・文化の要所となった。昭和2年10月1日に人口38,118人で保土ヶ谷区が誕生、その後、高度経済成長による人口急増のため、昭和44年に旭区を分区した。

保土ヶ谷区は、鉄道や道路の通る低地と、それらを取り囲む丘陵地からなり、標高差が30～50mに達する起伏に富んだ地形となっている。川や鉄道に沿った低地部は、地域の拠点となる駅を中心に多様な都市機能が集積した市街地となり、また、丘陵部は落ち着きのある成熟した住宅地となっている。このような特徴から、浸水やがけ崩れなどの災害防止対策、坂道や狭い道路の整備と歩行者空間の確保による交通安全対策、防犯対策など、安全・安心・快適な暮らしを支える取組が求められている。

また、近年、核家族化や少子高齢化が進む中で、地域におけるコミュニケーションが希薄になるなど、生活環境の変化に伴い、身近な場所における福祉、子育て、区民利用施設の充実や、地域のつながりの活性化を図ることの重要性が高まってきている。

保土ヶ谷区では、平成20年度の予算編成のポイントとして、次の6つをあげている。

- 区民協働による地域防災・防犯力の強化
- 地域コミュニティの活性化による魅力あるまちづくりの推進
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるための福祉施策の推進
- 地域から取り組む環境行動の実践
- 区制80周年記念事業の成果の継承・発展
- 横浜開港150周年に向けた取り組みの推進

¹ 横浜市ウェブサイト、「広報よこはまほ도가や区版」を参考に記載。

2 監査の対象とした補助金一覧

保土ヶ谷区において、監査の対象として選定した補助金の一覧は、【表 31】のとおりである。

【表 31】 保土ヶ谷区において監査の対象として選定した補助金

No.	件名	注	事業分類	平成20年度 決算額(千円)
保-1	防犯商店街活動支援事業補助金	自主	防犯・防災安全対策費	2,340
保-2	保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金	自主	街づくり推進費	1,787
保-3	ほどがや区民まつり補助金	自主	地域コミュニティ費	4,000
保-4	保土ヶ谷区民文化祭補助金	自主	文化・スポーツ・学習振興費	1,822
保-5	青少年指導員事業補助金	一般	子育て・子ども・青少年育成費	2,850
保-6	体育指導委員事業補助金	一般	文化・スポーツ・学習振興費	1,520
合計(A)				14,319
平成20年度保土ヶ谷区補助金合計(B)				26,983
監査実施率(A/B)				53%

出所) 横浜市内部資料に基づき監査人が作成

(注) 「自主」...自主企画事業費

「一般」...一般事業費



(10月17日監査人撮影)

ほどがや区民まつりは、区民のふれあいの輪を広めるとともに、地域の連帯意識を高め、さらにふるさと意識を培うため、毎年度10月に開催されている。

補助金額は、420万円を上限として市から交付されている。



(10月17日監査人撮影)

3 防犯商店街活動支援事業補助金

(1) 担当部課

保土ヶ谷区地域協働課 地域活動係

(2) 補助金交付要綱

保土ヶ谷区防犯商店街活動支援補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業

(5) 補助金の概要

この補助金は、商店街の空店舗等を活用して設置した多目的防犯拠点として、地域における防犯力の強化を図り、安全・安心に暮らせる街づくりを進めるとともに商店街や地域の活性化を促進するための活動を支援することを目的としたものである。

平成 17 年度から現在まで、「帷子番所」「保土ヶ谷西部連合防犯拠点」「千丸台ふれあい館」の三拠点の管理、運営を行うために組織された運営委員会が自主的に行う次の事業のための活動経費に対して助成している。

- 地域防犯のためのパトロール
- 地域住民への防犯情報の提供
- 地域住民の交流の促進
- その他区長が認めるもの

(6) 交付開始年度等

平成 17 年度交付開始(平成 20 年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	2,454	3,036	3,036	2,340
帷子番所	-	1,500	1,500	1,500	1,080

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
西部連合	-	180	240	240	240
ふれあい館	-	774	1,296	1,296	1,020

(8) 補助金の交付先

交付団体は、原則として、横浜市保土ヶ谷区長が指定した多目的拠点を管理及び運営を行うために地域住民と商店街等が自主的に組織した運営委員会で、区長が認めた運営委員会とされている。

(9) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である地域協働課は、継続交付に対する見直しの検討及び理由に関して、補助金額の見直しを実施しており、引き続き実施方法について検討していくとのコメントを記述している。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有り 結果:地域で実施されるパトロール等に参加し、計画どおり実施されていることを確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:報告書(地域の利用状況) 結果:徐々に地域に根付いてきているとの意見をいただいているとのことである。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

補助金目的の公益性について(補助対象拠点)(監査の意見)

防犯対策は、地域住民からのニーズが多い事業であり、活動実績報告を見ると、防犯パトロール、防犯講習会、キャンペーン活動など、地域住民の積極的な参加がみられ、一定の成果をあげていると思われる。

ただし、現在は「帷子番所」「保土ヶ谷西部連合防犯拠点」「千丸台ふれあい館」の三拠点を対象にした助成事業であり、保土ヶ谷区全体をカバーできていない。

現在の拠点では、地域住民参加型の防犯活動がある程度根付いてきているとのことであるが、限られた予算の範囲で、どのように対象エリアを広げていくかが課題となっている。

地域住民の自主的な活動による防犯拠点設置の立ち上げ支援がこの補助金の趣旨であるこ

とから、一定の成果を挙げた地区から他の地区の立ち上げ支援に移行していくための計画策定が今後望まれる。

4 保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金

(1) 担当部課

保土ヶ谷区地域協働課 青少年・文化・スポーツ係

(2) 補助金交付要綱

保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(5) 補助金の概要

保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金は、保土ヶ谷区内での地域社会やまちづくりにつながり社会的公共性をもつ団体の活動に対し、補助金を交付することにより支援し、「区民との協働による個性豊かな地域づくり」の推進を図ることを目的とする補助金である。

当補助金は1事業に対して3年を限度として交付されるものであり、地域・まちづくり活動の立ち上げ支援的な側面もある。

具体的な交付決定は外部有識者からなる「支援会議」でのプレゼンテーションを経て、一定の評価点数を獲得した団体を交付対象としている。

(6) 交付開始年度等

平成11年度交付開始(平成20年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	2,280	1,965	2,079	1,410	1,787

(8) 補助金の交付先

平成 20 年度第 1 回目は 7 件の団体に対して計 953 千円を交付し、第 2 回目では 9 件の団体に対して計 834 千円を交付している。

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「22 年度末の要綱改正の際には、補助金の効果について検証し、必要な見直しを行ってください。」というものであった。一方、所管課である保土ヶ谷区地域協働課は「現状維持」という方針を打ち出している。

検討結果を受けての平成 21 年度予算への反映については、ニーズを反映し、前 3 年間の申請額の平均額を予算額として概ね現状維持の予算となっている。

なお、事業計画書によれば 18 年度事業の自己評価結果は「B」評価となっており、20 年度は改良して継続し、募集要項の見直し及び PR の強化を図るとの改善案が示されている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	なし
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 事業報告時、補助金交付団体に活動を実施したことによる効果を記載する活動自己評価書の提出を受けている。また、補助金交付審査を行う支援会議の場では前年度の活動の評価及び次年度活動へのアドバイス等を行っている。 結果: より効果的な事業が展開されたり、地域・まちづくり活動補助金の交付が終わった後も自立して活動する団体もあり、団体の自主的な活動が促進された。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

交付決定手続きについて(監査の意見)

交付要綱第 8 条において、交付団体の決定にあたって区長は保土ヶ谷区地域・まちづくり活動支援会議の意見を求めるものと規定されている。また、当該支援会議の運営にあたっては別途会則が定められている。

支援会議では事業実施団体のプレゼンテーションを受けて、一定の評価基準を付して評価しているとのことであるが、当該評価基準については会則に定めがなく、その都度主管課から指

示しているとのことであった。

評価基準については、その年度ごとの重点項目もあるであろうから、一律に決定しておくことに難しさがあるとも考えられるが、採用される側から見れば、その都度指示されるというのは恣意性が介在しているのではないかと誤解される可能性もある。一定の枠については会則で定めておくことが望ましいと考える。

5 ほ도가や区民まつり補助金

(1) 担当部課

保土ヶ谷区地域協働課 地域活動係

(2) 補助金交付要綱

ほ도가や区民まつり補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

自主企画事業費

(4) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展(地域コミュニティ費)

(5) 補助金の概要

ほ도가や区民まつり補助金は、区民のふれあいの輪を広めるとともに、地域の連帯意識を高め、さらにふるさと意識を培うために行われるほ도가や区民まつりの開催に伴い、区民まつり事業に係る経費のうち、以下に掲げる経費を補助する目的で交付されるものである。

- (1) 会場設営に関する経費
- (2) 広報・PR に関する経費
- (3) イベント又は会議の開催に関する経費
- (4) 関係機関等との連絡調整に関する経費
- (5) その他、協議のうえ認められた経費

ほ도가や区民まつりは毎年 1 回開催されており、平成 21 年度で 35 回目の開催となる。

(6) 交付開始年度等

平成6年度交付開始(平成21年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
補助金額	1,900	4,200	4,200	4,200	4,000

平成16年度の交付金額が少ないのは会場設営を区の予算で実施していたためである。

(8) 補助金の交付先

ほどがや区民まつり実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

事業計画書に記載された平成18年度事業の自主評価結果は「B」評価となっており、「来場者は毎年増加しているが、子どもから高齢者まで楽しめる交流の場となるように企画の充実をさらに推進していく必要があります。また、企業協賛の促進を図り経費の削減を進めていく必要があります」との記述がある。

なお、本包括外部監査で実施したアンケートによると、所管課である保土ヶ谷区地域協働課は、平成20年度から補助金の減額を行い、さらに開催場所の変更を検討するとの回答となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有り 事務局として携わり、計画どおりに実施されていることを会場等で確認している
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 広報誌やポスター等の周知による来場者数の把握 結果: 平成17年度 32,000人(事業計画書による) 平成18年度 34,000人(同上) 平成19年度 36,000人(同上) 平成20年度 34,000人(同上 数値は目標値)

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11)監査の結果及び意見

補助金交付先について(監査の意見)

要綱によれば当該補助金の交付先は、ほどがや区民まつり実行委員会となっている。

同実行委員会の規約では実行委員会事務局を保土ヶ谷区地域協働課内に置く、と規定されており、補助金の出し手と受け手が実質的に同一となっている。

区民まつりの実行に係るコストについて(監査の意見)

区民まつりの事業計画書によれば、区民まつり事業に係るコストは事業費 4,000 千円のみとなっており、人件費は計上されていない。しかし、実際には区民まつり実行にあたっては保土ヶ谷区地域協働課内に実行委員会事務局が設置され、区役所職員が事務局員として実行委員会の実務を遂行している。したがって、事業に係るコストとしては当該職員の人件費分も含まれるはずであるが、区の広報(ホームページの記載)をみると区民まつり事業費は 4,000 千円の予算として記載されているのみであり、実際の事業コストを反映したものとはなっていない。最近の地方自治体活動に関する行政評価にあたっては、そのような人件費を事業コストに含めて評価を行う例もある。自己評価を行うのであれば、そのような「見えないコスト」を考慮して自己評価を行うのがより妥当なものとする。

いずれにしても、補助金事業の評価/見直しに際しては、これらの人件費等の事務コストについても補助金事業のコストに含めた上で、補助事業の妥当性を判断することが望ましいものと考えられる。なお、区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点については、「2. 区が事務局機能を務める実行委員会形式の問題点」の「補助金事業の評価に際しての事務局運営コストの考慮について」にまとめて記載している。

6 保土ヶ谷区民文化祭補助金

(1)担当部課

保土ヶ谷区地域協働課 青少年・文化・スポーツ係

(2)補助金交付要綱

保土ヶ谷区地域文化事業補助金交付要綱

(3)補助金の種類

自主企画事業費

(4)補助金の公益性

地域社会の健全な発展(地域コミュニティ費)

(5) 補助金の概要

保土ヶ谷区民文化祭補助金は、区民の文化活動の活性化及び芸術鑑賞の機会の提供を図ることを目的として実施する事業について、その開催経費を補助することを目的として交付される補助金である。

(6) 交付開始年度等

昭和 62 年度交付開始(平成 20 年度最終見直し)

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	2,000	1,900	2,273	1,997	1,822

(8) 補助金の交付先

保土ヶ谷区民文化祭実行委員会

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、「区民文化祭の内容を精査し、効果的な補助金となるよう検討してください。」というものであった。一方、所管課である保土ヶ谷区地域協働課は「現状維持」という方針を打ち出している。また、検討結果を受けての平成 21 年度予算への反映についても見直しはせず、今までどおりの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有 各行事に参加し状況確認を行っている
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 広報誌やポスター等の周知による来場者数の確認 結果: 区内で文化活動を行う区民や団体との協働で発表する場を提供することによって、区民の文化活動への参加を促し、かつ、身近な場所で鑑賞できることによって、地域の文化振興が図れた。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

交付要綱に定める確定通知書について(監査の結果)

「横浜市補助金等の交付に関する規則」によれば、補助金の実績報告後、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められたときは交付すべき補助金等の額を決定し、当該補助事業者等に通知するものとされている。しかし、本補助金については、要綱上補助金の確定に関する規定がなく、確定通知書が発行されていない。

規則第15条に定められた「補助金等の額の確定等」の規定は補助金の成果を確かめるためのものであるから、補助金事業を効率的に行うための手段のひとつとして重要であると考えられる。また、市全体の規定と各区の要綱の内容に差異があるのは不自然であるから、規則の内容に則して交付要綱を改正することが望ましい。

補助金交付先について(監査の意見)

要綱によれば当該補助金の交付先は、保土ヶ谷区民文化祭実行委員会となっている。

同実行委員会の規約では実行委員会事務局を保土ヶ谷区地域協働課内に置く、と規定されており、補助金の出し手と受け手が実質的に同一となっている。

7 青少年指導員事業補助金

(1) 担当部課

保土ヶ谷区地域協働課 青少年・文化・スポーツ係

(2) 補助金交付要綱

保土ヶ谷区青少年指導員事業補助金交付要綱

(3) 補助金の種類

一般事業費

(4) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(5) 補助金の概要

(概要は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」参照。)

(6) 交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保土ヶ谷区	4,710	1,520	2,850	1,520	2,850

(8) 補助金の交付先

「規則」によれば、市長が定める区域の青少年指導員相互の連絡及び協議を行うため、当該区域ごとに地区青少年指導員連絡協議会(以下「地区協議会」という)を置き、さらに、地区協議会相互の連絡及び協議を行うため、区の区域ごとに区青少年指導員連絡協議会(以下「区協議会」という)を置くこととされている。本補助金は青少年指導員の活動を補助するために当該区協議会に対して交付されている。

(9) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、各区とも「引き続き、補助内容の精査に努め、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」というものであった。

また、平成 21 年度予算への反映については、地域貢献事業への積極的な推進が期待されるとして、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実施していない。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 各地区協議会から提出された「事業報告書」により事業の実施状況を確認している。 結果:

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11)監査の結果及び意見

(結論は、「第6 2 青少年指導員(協議会)活動補助金」(77 ページ)参照。)

8 体育指導委員事業補助金

(1)担当部課

保土ヶ谷区地域協働課 青少年・文化・スポーツ係

(2)補助金交付要綱

保土ヶ谷区体育指導委員事業補助金交付要綱

(3)補助金の種類

一般事業費

(4)補助金の公益性

教育、スポーツ等を通じて市民の心身の健全な発展に寄与し、または豊かな人間性を涵養する

(5)補助金の概要

(概要は、「第6 3 体育指導委員補助金」参照。)

(6)交付開始年度等

平成 6 年度交付開始

(7)補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保土ヶ谷区	2,260	3,420	1,520	2,850	1,520

(8)補助金の交付先

「規則」によれば、市長が定める区域の体育指導委員相互の連絡及び協議を行うため、当該

区域ごとに地区体育指導委員連絡協議会(以下「地区協議会」という)を置き、さらに、地区協議会相互の連絡及び協議を行うため、区の区域ごとに区体育指導委員連絡協議会(以下「区協議会」という)を置くこととされている。本補助金は体育指導委員の活動を補助するために当該区協議会に対して交付されている。

(9)点検・見直しの検討について

平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」におけるコメントは、各区とも「引き続き、自主財源の確保に努めるとともに、補助内容の精査を行い、効果的な補助金となるよう検討してください。なお、継続委員へは原則ユニフォーム代を補助しないなどの内容の見直しを行い、経費縮減に努めてください」というものであった。

平成 21 年度予算への反映については、地域貢献事業への積極的な推進が期待されるとして、見直しはせず、今まで通りの予算編成となっている。

(10) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実施していない。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	各地区協議会から提出された「事業報告書」により事業の実施状況を確認している。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(11) 監査の結果及び意見

(全般的な結論は、「第6 3 体育指導委員補助金」(81 ページ)参照。)

実施報告書について(監査の結果)

保土ヶ谷区の体育指導委員連絡協議会収支決算書に記載された地区活動補助金支出額は 1,454,180 円であった。これに対して、各地区から提出された地区活動収支決算書に記載された地区活動補助金収入額の合計額は 1,441,500 円であった。

差異金額 12,680 円のうち 12,180 円は各地区への補助金振込手数料である。残額 500 円については、ある地区協議会から提出された収支決算報告書の記載金額の誤りであることが判明した。振込手数料については地区補助金支出額に含めず、庶務経費等として処理することが望ましい。また、各地区協議会から提出された収支決算報告書については簡単に判別できる誤りであるから、今後は各地区協議会への指導を含めて、適切な調査を行う必要がある。

第8 外部監査の結果 - 区配予算 -

市民活力推進局

1 市民活力推進局の補助金(区配予算)の状況

市民活力推進局における平成20年度の区配予算に関する補助金(区別)の状況は〔表32〕のとおりである。(この他に、個性ある区づくり推進費があるが、これについては別に記載)

〔表32〕 市民活力推進局の補助金(区配予算)の状況(各区の執行状況含む)

(単位:千円)

補助金 区	(市-1)自治会町 内会館整備費補 助金	(市-2) 地域活動 推進費補助金	(市-3) 身近な地 域・元気づくりモデ ル事業補助金	(市-4) 区市民活 動支援センター補 助金	(市-5) コラボー レーションフォーラム地 域フォーラム補助 金
鶴見	15,870	86,595	-	-	-
神奈川	2,710	73,654	-	-	200
西	0	31,615	-	-	-
中	5,850	41,649	-	-	-
南	4,160	69,816	-	-	-
港南	21,090	60,119	-	1,800	-
保土ヶ谷	0	60,449	650	-	-
旭	0	74,943	1,000	-	-
磯子	30,800	47,181	300	-	-
金沢	13,230	64,633	-	-	-
港北	2,000	92,020	-	-	-
緑	0	50,519	-	-	-
青葉	13,760	77,040	-	-	-
都筑	21,970	40,099	-	-	-
戸塚	41,840	74,057	750	-	-
栄	12,590	37,386	-	-	-
泉	9,940	45,164	-	-	-
瀬谷	29,030	39,705	-	-	-
合計	224,840	1,066,645	2,700	1,800	200

出所) 市民活力推進局作成の資料に基づいて作成

2 自治会・町内会館整備費補助金

(1) 担当部課

市民活力推進局地域活動推進課

(2) 補助金交付要綱

横浜市自治会・町内会館整備費補助要綱

(3) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(4) 補助金の概要

自治会・町内会の活動の拠点となる身近な施設である自治会・町内会館を新築・増改築・修繕又は購入する場合に、必要な経費の一部について補助金を交付することにより、地域活動を振興し、もって地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

補助基準額：補助額は整備に要する経費の2分の1で、補助限度額は下記のとおり。

【表 33】 補助限度額

内容	金額
(1) 新築等	1 m ² 当たり 94,500 円かつ 1,200 万円
(2) 増築又は改築	500 万円
(3) 大規模修繕	200 万円

この他、横浜市との協定に基づき、民間金融機関が整備費の一部を融資している。ただし、融資には自治会・町内会の法人化が要件となっている。

【表 34】(参考 1) 他都市における自治会町内会館等への助成制度について(平成 21 年度)

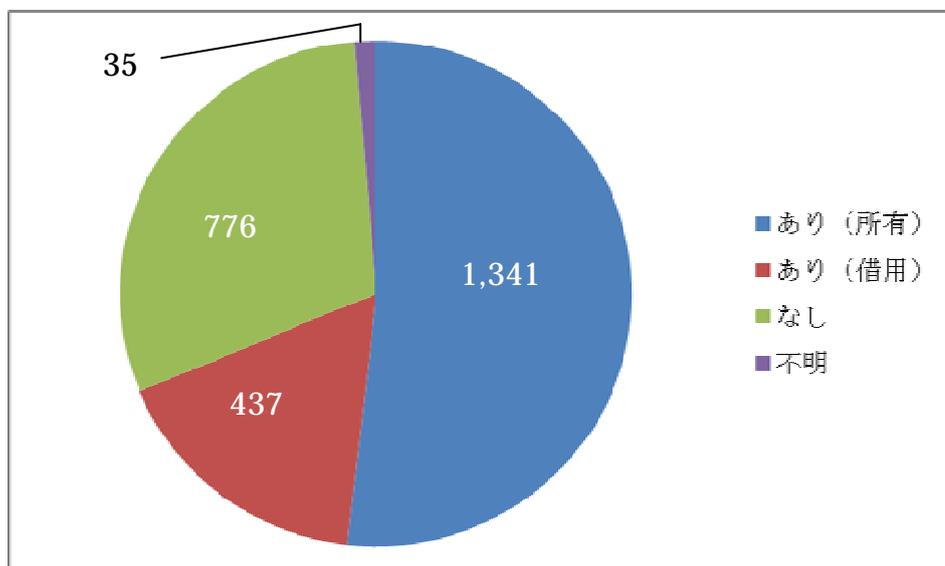
市	新築等の補助率	限度額(万円)
札幌市	面積×基準単価×1/3	1,200
仙台市	経費×2/3	800
さいたま市	経費×1/2	1,500
千葉市	経費×2/3	800
名古屋市	面積×基準単価×70%	毎年見直し
京都市	経費×1/2	800
大阪市	経費×3/4	1,950

市	新築等の補助率	限度額(万円)
神戸市	経費×2/3	1,200
広島市	経費×1/2	500
北九州市	経費×1/3	250
福岡市	経費×1/2	800
静岡市	面積×7/10	3,360
新潟市	経費×1/2	(原則)800
浜松市	経費×1/3	800
堺市	経費×9/10 (地区連合対象)	3,500
岡山市	経費×1/3	350

川崎市は融資のみ: 工事見積額×70%、限度額 2,000 万円(市が指定する取扱金融機関が融資)
 利率 3.5%(市が利子補給)、償還期間 15 年、建物(会館)を担保。

【表 35】(参考2) 自治会・町内会数に対する会館の有無の状況 (平成20年度 自治会町内会アンケートより)

会館の有無				
あり(所有)	あり(借用)	なし	不明	合計
1,341	437	776	35	2,589



(5) 交付開始年度等

昭和 49 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	197,350	192,710	326,900	217,070	224,840

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
鶴見	11,700	40,930	71,600	14,270	15,870
神奈川	8,560	5,000	49,930	770	2,710
西	3,020	2,000	14,580	5,650	0
中	14,590	12,360	12,530	19,270	5,850
南	8,980	680	12,740	14,820	4,160
港南	18,200	5,010	21,090	13,160	21,090
保土ヶ谷	12,000	2,840	15,520	15,840	0
旭	9,260	29,410	18,020	16,030	0
磯子	920	3,360	5,000	5,750	30,800
金沢	16,770	0	6,000	4,630	13,230
港北	35,200	0	12,650	33,020	2,000
緑	4,540	28,520	730	2,830	0
青葉	9,080	5,000	14,270	18,410	13,760
都筑	21,320	700	15,410	8,030	21,970
戸塚	2,770	27,550	28,730	21,300	41,840
栄	8,030	13,840	2,130	1,390	12,590
泉	0	15,510	13,560	13,380	9,940
瀬谷	12,410	0	12,410	8,520	29,030
合計	197,350	192,710	326,900	217,070	224,840

(7) 補助金の交付先

自治会・町内会及び地区連合町内会

(8) 点検・見直しの検討について

平成 18 年度に補助単価の見直しを行っている。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	有 < 補助金額が 200 万円を超える案件 > 「自治会・町内会館整備費審査委員会設置運営要領」により設置される審査委員会による実地検査を必ず実施。 < 補助金額が 200 万円以下の案件 > 工事完了報告書に添付される完成写真により検査に代えることとしているが、各区の担当者には、極力現地に赴き、工事箇所等現地の状況を確認するように働きかけている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段： 加入世帯数の推移(地域活動への参加者が増えることにより、活動が活発になっていると考えられるため)。 結果： 加入世帯数は増加傾向で推移しており、身近な地域活動の拠点である自治会町内会館は多くの市民に活用されていると考えられる。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

(注) 補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区の事例と同様の問題点がないかについては、各区において確かめる必要がある。

工事等収支決算書未提出について(監査の結果)

すでに支出された平成 20 年度の補助金のサンプルとして神奈川区の補助金 3 つについて、補助要綱で定められている書類等があるか調査したところ、1 団体の工事等収支決算書がなかった。調べたところ区に未提出だったことが判明した。

補助要綱第 22 条では、「補助金の交付を受けた補助事業者は、工事等収支決算書(第 9 号様式)に建築費又は購入費の領収書の写し及び会館建設会計口座通帳の写しを添付し、補助金を受領した日から 2 週間以内に区長に提出しなければならない。」となっており、区側でも、必要書類が提出されているか確認すべきであったし、内容を確認すべきだった。今後はこのようなことがないように注意する必要がある。

補助した会館の補助後の利用状況の報告について(監査の意見)

現在、補助要綱等では補助した会館についての利用状況について、報告を求めたり、調査を行ったりはしていない。

補助要綱第 25 条の返還命令の実効性を担保するために、区は自治会町内会館が目的どおり使用されているか(会館の第三者への貸与、譲渡、交換又は担保がないか)を確認するために、毎年でなくても一定期間ごとに、報告を求め、会館の利用状況を把握する必要がある。そのために、区は現在ある自治会町内会館について、過去の交付状況がわかる内容の一覧を作成する必要があり、市も各区の交付状況を把握しておくことが必要である。また、補助金交付目的に基づいて、自治会町内会館がより活発に利用されるために、会館の利用拡大を図るため、柔軟な対応を検討していく必要がある。

3 地域活動推進費補助金

(1) 担当部課

市民活力推進局地域活動推進課

(2) 補助金交付要綱

地域活動推進費補助金交付要綱

(3) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(4) 補助金の概要

住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的として、自治会町内会及びその連合組織に対して交付するものである。平成 17 年度までは、防犯灯の維持管理を含む公益的な活動等に対する包括的な謝礼として報償費を交付していたが、地域の課題に取り組む自主的な活動をより促進することや、透明性・公平性を確保する等の考え方により、平成 18 年度より補助金制度としたものである。

地域活動推進費補助金の内容(交付額の算定方法)

補助制度の概要は以下のとおりであり、自治会町内会(単位町内会)、地区連合町内会、区連合町内会及び市町内会連合会のそれぞれに対して、以下の基準で補助金交付額が算定されている。なお、各区に存在している区連合町内会の事務局は、金沢区を除き、各区に設置されており、区職員がこれを担っている。これを「外部化(事務局機能を区連合町内会が担う場合)」する場合には、事務局外部化費(家賃、人件費、備品等購入費等)に充当するものとして、175 万円を限度とした補助金が加算される。

【表 36】 地域活動推進費補助金の内容(交付額の算定方法)

交付対象	補助率	補助限度額	対象経費
自治会町内会	3分の1	加入世帯数×700円	対象団体が実施する公益的活動に係る経費等
地区連合町内会	(1)	加入世帯数×170円+5万円	
	3分の3	基礎的支援費1団体12万円	
区連合町内会	3分の3	1団体110万円	団体運営費
市町内会連合会	3分の3	1団体90万円	加入・活性化促進事業費
区連合町内会	3分の3	1団体175万円	事務局外部化費(2)

(1) (補助対象経費 - 基礎的支援費)の3分の1

(2) 区連合町内会の事務局は、現在、各区におかれているが、これを外部化した場合の補助金。現在、金沢区のみ。

補助対象経費の詳細

地域活動推進費の具体的な内容を示すために、補助対象経費の詳細を示すと、次のとおりである。

【表 37】 補助対象経費の詳細

交付対象	対象経費
自治会町内会 地区連合町内会	対象団体が実施する公益的活動(環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等)に係る経費 他団体が実施する事業への協賛金・負担金 各種団体への会費・分担金 研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費 等
区連合町内会 市町内会連合会	【団体運営費】 区連合町内会及び横浜市町内会連合会の運営に要する経費 会費及び負担金 会議費、研修費、アルバイト人件費、事務費、委託費 等
	【加入・活性化促進事業費】 自治会町内会への加入促進や活動の広報 他団体等と連携した地域活動の促進等を目的とした事業の経費 加入促進チラシ作成費、活動内容PR費、ホームページ作成費 シンポジウム開催費、市民活動団体との連携促進事業費、委託費 等
区連合町内会 (事務局外部化)	【事務局外部化費】 区連合町内会事務局を外部化するための費用 家賃、人件費、備品等購入費、備品等借り上げ費、事務費、委託費 等

なお、上表中の「他団体」の例示として、市民活力推進局の作成した『平成 21 年度 地域活動推進費 事務の手引き(自治会町内会・地区連合町内会)』(以下、「事務の手引き」という。)では区

青少年指導員協議会、区体育協会、区体育指導委員連絡協議会、区防犯協会といった団体を挙げている。これらの団体には、別途、横浜市（もしくは各区）から補助金が交付されている場合が多い。例えば、青葉区の場合、青葉区青少年指導員協議会、青葉区体育協会、青葉区体育指導委員連絡協議会に対して、区づくり推進費を財源とした補助金が交付されている。

補助対象外経費

また、「事務の手引き」において、消防団の活動費、入学・成人・敬老等の祝金、積立金、予備費、交際費、慶弔費、懇親会費、寄付金、募金等を補助対象外経費として挙げている。

他都市の状況

なお、政令指定都市における類似の補助制度は以下のとおりである。前述の自治会・町内会館整備費補助金と併せて、横浜市の自治会町内会等に対する補助制度は、相対的に手厚くなされているものと言える。

【表 38】 政令指定都市の地域活動推進費に類する補助制度の状況

都市名	交付対象団体			
	自治会町内会	地区連合町内会	区連合町内会	市町内会連合会
札幌市	世帯割: 130 円 均等割: 6 ~ 88 千円	世帯割: 100 円 均等割: 90 千円		
仙台市	世帯割: 530 円	均等割: 13,500 円 町内会割: 1,800 円 世帯割: 21 円	4,275 千円 (5 区合計)	1,800 千円
新潟市	世帯割: 1,104 円 均等割: 5,500 円 ~ 6,500 円			
さいたま市	均等割: 500 円 均等割: 10 千円		均等割: 500 千円 自治会割: 10 千円	654 千円
千葉市	世帯割 400 円	(市連会から交付)	(市連会から交付)	10,355 千円 (区連等への交付分を含む)
川崎市				18,223 千円
静岡市		(葵区・駿河区) 世帯割: 37 円 均等割: 18 千円 (清水区) 均等割: 200 千円 1,330 千円 × (各連 合自治組織加入世 帯数 / 清水区全自 治会加入世帯数)	実績及び事業計画に基づき補助	
浜松市	自治会運営費補助は行っていない。 (広報等の配布回覧を委託する行政連絡業務委託に統合。)			

都市名	交付対象団体			
	自治会町内会	地区連合町内会	区連合町内会	市町内会連合会
名古屋市	「学区区政協力委員会」を対象に補助金を交付。			
京都市	自治会町内会等への直接的な支援は行っていない。			
大阪市			地域振興活動補助金： 111,845千円(予算額) 地域振興交付金： 326,559千円(予算額)	
堺市		世帯割：310円 均等割：280千円		世帯割：20円 均等割：10千円× 小学校校区数
神戸市				
岡山市	世帯割：470円 均等割： 10,300円～18,600円	世帯割： 10～55千円 均等割：75,600円		運営助成： 1,624千円 研修助成： 3,193千円
広島市	小学校区を単位に、地域団体(自治会町内会、女性団体、老人団体、子ども会、体育団体、青年団体、市民活動団体等)のうち、4団体以上が共同で実施する事業に対して補助金を交付。			
北九州市			世帯割：36円 均等割： 1,150千円	1,600千円
福岡市	「自治協議会」を対象に補助金を交付。			

会議資料に基づいて市民活力推進局が作成したものであり、資料に特に記載がなかった場合は空欄としている。

支出科目は補助金、報償費、委託費等、市によって異なる。

組織名称等については、横浜市の使用している名称を用いている場合がある。

(5) 交付開始年度等

平成 18 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	1,077,344	1,044,987	1,066,645

なお、区配付分のみを集計額である。

(7) 補助金の交付先

横浜市町内会連合会

・交付額: 1,584,698 円(戻入額控除後)

区連合町内会(各区 1 団体: 18 区)

・交付総額: 34,034,866 円(戻入額控除後)

・最高交付額: 3,598,787 円(金沢区町内会連合会)

・最低交付額: 753,822 円(港北区連合町内会)

地区連合町内会(全市 251 団体)

・交付総額: 198,504,630 円

・最高交付額: 2,480,470 円(大正連合町内会自治会: 戸塚区)

・最低交付額: 192,330 円(川島向台地区連合町内会: 保土ヶ谷区)

自治会町内会(全市 2,774 団体)

・交付総額: 834,105,890 円

・最高交付額: 3,157,700 円(日吉本町西町会: 港北区)

・最低交付額: 620 円(藤和ライブタウン希望が丘 自治会: 旭区)

(8) 点検・見直しの検討について

市民活力推進局によれば、平成 18 年度において、従来の防犯灯の維持管理を含む公益的な活動等に対する包括的な謝礼(報償費)から、地域の課題に取り組む自主的な活動をより促進することや、透明性・公平性を確保する等の考え方により、補助金制度へと見直したところである。現在は、自治会町内会への加入促進等を図ることにより、自治会町内会活動を活性化するという、補助制度の趣旨を活かし制度が定着するよう努めているところであり、現時点では見直しをする段階ではないとの見解である。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	補助の対象が広範でありすべての実地検査を行うことは不可能であり、書類審査が中心となっている。書類審査にあたり、不明な点があった場合等は、団体に連絡を行い、状況を確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: 加入世帯数(毎年4月1日を基準日として、自治会町内会の加入世帯数を把握) 地域活動の状況(平成 20 年度に自治会町内会

	<p>アンケートを実施し、活動状況を把握)</p> <p>結果: 加入世帯数は増加しており、地域活動への参加者も増えていることから、活動が活発になっているものと考えている。また、アンケートにおいても、5年前の調査に比べ、掲示板管理等の広報事業や防火防災活動等、各種活動を行っている団体の割合が増加しており、活動が活性化されていると考えている。</p>
--	--

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

(注) 補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区の事例と同様の問題点がないかについては、各区において確かめる必要がある。

事業の効果測定をより精緻に行うための事業補助としての性格の強化について(監査の意見)

当該補助金は、住民相互の連帯感の醸成を図るとともに、地域住民が地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とし、自治会町内会及びその連合組織への補助金事業である。しかしながら、補助対象経費については限定されているものの、慶弔費や懇親会費等を除けば、ほぼ全ての自治会町内会の活動が補助対象となっていると言える。一方、市民活力推進局の見解としては、地域住民の利益にもなる公益的な活動が対象であって、単純に慶弔費や懇親会費等を除けば全てが対象となるとは考えていない。したがって、例えば政治的な活動や特定の宗教を布教するような目的の活動や最近の事例では訴訟費用などは対象外としているとのことである。また、自治会町内会からも、疑義のある経費については、区を通して照会を受け、その都度、判断をしている。

現在、地域活動推進費補助金にかかる効果測定手段として、自治会町内会の加入世帯数や地域活動が活発になっているといった事をあげていることも、これを反映したものと言えるが、果たして、自治会町内会への加入世帯数の増加や地域活動の活性化といったことが補助目的の達成に合致するか否かは判断が難しいところである。加えて、自治会町内会の活動が補助目的に掲げたような効果を一定程度有するものと仮定した場合であっても、一部を除いた全ての活動について横浜市が補助金を交付すべき性質なのか否か、また、補助金を交付すべき性質のものだとして、交付額の水準は妥当か否かを判断するには困難が伴う。今回の補助金の監査にあたり市民活力推進局に説明を求めたところ、加入世帯数の増加や地域活動が活発になっている成果としては、G30(横浜市におけるごみ削減の取組名)の取り組みによるごみの減量化及びそれに伴うごみ焼却工場の閉鎖などによる市の支出の大幅な削減(ごみの削減に伴い2工場を休止することにより、全面建て替え費用1,100億円が不要。年間30億円に及ぶ2工場の運営

経費も不要)、地域の防犯パトロール、防犯灯の維持管理等の防犯活動による犯罪の防止や低下(市内の犯罪認知件数 平成 16 年 74,667 件→20 年 44,817 件 40%減 犯罪の増加に伴い 17 年以降自治会町内会による防犯活動が強化された)、防火防災活動による意識の高まり、高齢者への配食サービス、見守り活動、子育てサークル等誰もが安心して暮らせる地域社会の醸成をあげていた。そして、一般論として、地域の絆の低下や地域活動の停滞が言われるが、アンケート結果のデータでは、ほぼ全ての分野で活動が活発になっているとの説明があった。また、行政からの依頼事項として、民生児童委員、体育指導委員など地域での公的な立場でのボランティアの各種委員の推薦、国勢調査や選挙などの国や自治体の極めて重要な事業の従事者の推薦、回覧板や掲示板による行政情報の周知などを行っており、これらの活動を含めて、全てを行政のみで行った場合は、積算をしたことはないが、膨大な金額になることは容易に推定できるとした。しかしながら、こうした説明では、効果の範囲が余りにも幅広く、補助金との因果関係を示すことが困難であることから、明確な回答が得られたとは考えていない。

当然、自治会町内会を始めとする地域団体の諸活動が地域社会に果たしている役割や、自治会町内会等に対する行政からの補助制度は、個々の地域もしくは地方公共団体における歴史的な経緯から相違があることは理解できるものである。しかし、横浜市の財政状況の厳しさは、各補助金事業の費用対効果の測定の重要性を高めていると言え、一方で、横浜市は、市民と行政とが協働して取り組む「協働事業」を推進しており、地域活動推進費とは別個に、種々の補助金事業の拡充を図っている。このような環境下においては、地域活動推進費についても、今後、一定の事業を行う場合に補助を行う、対象事業の公益性の軽重を見極め、対象を絞った形での補助に切り替え、定期的な補助金事業の効果測定をより精緻なものとしていくことが望ましいものとする。その場合には、現在、協働事業の推進として、各局で個々に制度化されている各種地域団体への補助金事業との統合も視野に入れた上で進めることが望ましい。

区における実績報告書確認作業の徹底について(監査の結果)

「事務の手引き」において、交際費、懇親会費、敬老等の祝金は補助対象外経費とされている。また、市民活力推進局に確認したところ、賀詞交歓会は通常飲食を主目的とする会合であり、補助対象外経費となるとの見解であった。

今回、神奈川区をサンプルとして抽出し、実績報告書を通査したところ、提出した「収支決算書」上、賀詞交歓会開催費や敬老祝金を補助対象経費として計上している団体が散見された。賀詞交歓会については、区の担当者より、会場設営費は賀詞交歓会費用にあたらぬ旨の見解が示されたものの、現状、これを容認する規定等はなく、補助対象外経費として整理することが妥当なものとする。また、敬老祝金については、明らかに補助対象外経費であるものを補助対象経費として承認しており、区における実績報告の確認作業が適切に行われたか疑問を持たざるを得ない。いずれにしても、平成 20 年度の実績報告書上、「敬老祝金」及び「賀詞交歓会」等の経費が補助対象経費として処理されているものについては、各自治会町内会に事実関係を確認の上、実績報告書の訂正もしくは職権による修正等を行う必要がある。その際、再点

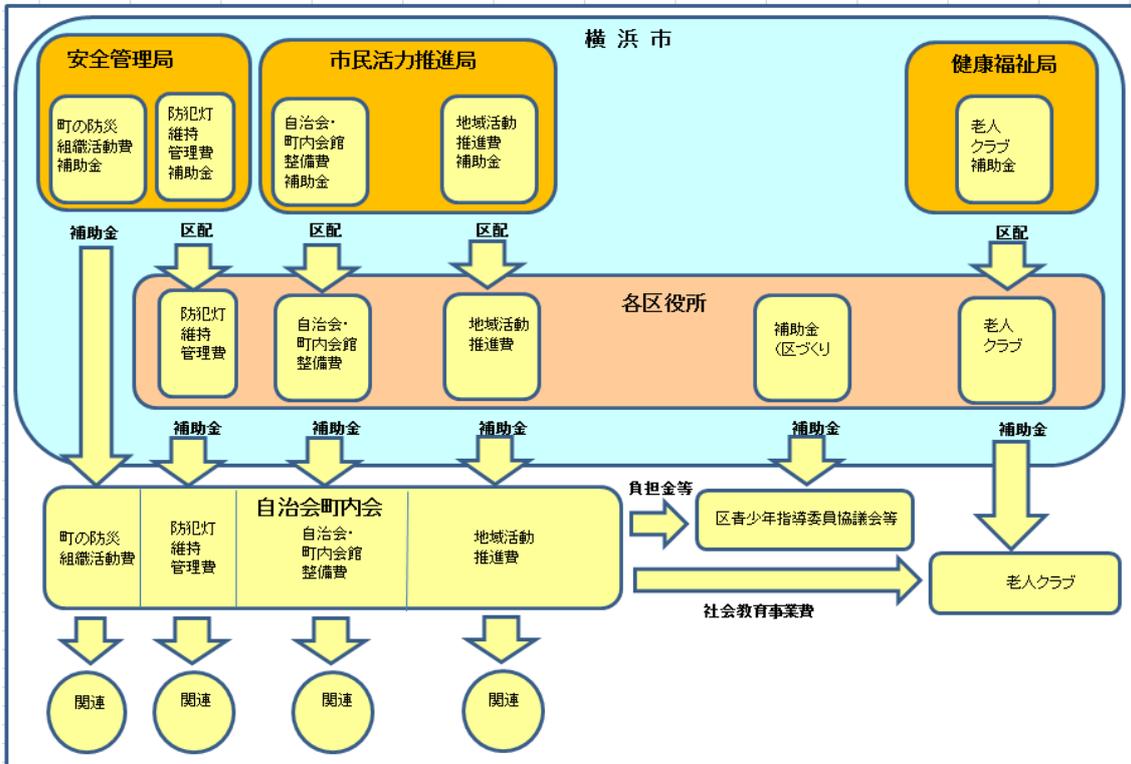
検によって余剰金額が生じるような場合には、当然、戻入等の処理を行う必要がある。

横浜市より補助金の交付を受けている団体等への負担金等の支出について(監査の意見)

自治会町内会に対しては、地域活動推進費補助金以外にも、前述の自治会・町内会館整備費補助金、防犯灯維持管理費補助金及び町の防災組織活動費補助金といった補助金が交付されている。また、これ以外にも、行政との協働や防犯活動等といった名目で、区づくり推進費や各局の補助金の交付を受けている自治会町内会もある。一方で「(4)補助金の概要」に記載したように、自治会町内会から、青少年指導員や区体育協会等のような、別途、横浜市もしくは区から補助金を交付されている団体に対する負担金等を支出した場合には、補助対象経費として処理することができる。また、負担金の形態ではなくとも、横浜市健康福祉局から補助金の交付を受けている老人クラブに関しては、自治会町内会は、老人クラブ活動を社会教育事業費の名目で補助対象経費として処理することができる。結果として、区青少年指導員協議会や老人クラブに対する横浜市からの補助金(もしくは補助金を財源とした資金)は、複数のルートから充当される可能性がある。

確かに、自治会町内会は独自財源として町内会費を徴収しており、これを財源として各団体へ負担金等を支出することは、自治会町内会内部での合意が得られているのであれば何等問題はない。しかし、補助金事業の効果を測定するにあたっては、複数のルートから横浜市からの補助金(もしくは補助金を財源とした資金)が充当されている場合、そのコストを明瞭に把握し得ないおそれがある。このため、補助金交付先団体が重層的にならないよう整理することが望ましいものとする。その際、例えば、横浜市から別途補助金の交付を受けている団体に対して、自治会町内会より負担金等の支出及び事業活動費の実質的な負担を行う場合には、地域活動推進費の補助対象外の経費とするといったように、既存の交付先団体との間における区分をより明確にする方法と、自治会町内会が地域における諸団体の活動を調整し代表することが可能となるような場合には、補助金の交付先を自治会町内会に集約するといったように、一定のエリアにおける地域活動に対する補助金を集約する方法の2つの方向性が想定し得る。現状、既存の交付先団体との間における区分をより明確化する方法が現実的なものとするが、一方で、補助金を目的別に過度に細分化することは、自治会町内会の自治能力の育成を阻害するおそれも否定できないことから、補助事業の効果測定を損なわない範囲で、自治会町内会に補助金を集約する余地についても併せて検討することが望ましい。

【図 14】 自治会町内会に関連した横浜市からの補助金



補助金を財源とする資金の流れのみを記載している。

自治会町内会に対する横浜市からの補助金の全体像の開示について(監査の意見)

に記述したように、自治会町内会に対しては、地域活動推進費補助金以外にも種々の補助金が交付されている。自治会町内会は自主的な自治団体ではあるものの、地域活動推進費だけで年間10億円以上の補助金が交付されている団体でもある。横浜市民が自治の意識を高め、将来的なあり方を考える上でも、現状、自治会町内会に対して、行政からどの程度の資金的な援助を受けているか認識することは重要なものとする。このため、横浜市から、自治会町内会に対してどの程度の補助金が交付されているかを、毎年、集計し、市民に開示することが自治意識の醸成の一助となり望ましいものとする。

確定通知について(監査の結果)

地域活動推進費においては、補助金交付規則第15条に定める確定通知書を交付していない。実務上は、翌年度の交付申請書類と併せて、前年度の実績報告書の提出を受け、実質的な確定事務が行われているが、補助金交付規則上の定めがある以上、合規性の観点から、適切に確定事務及びその通知事務をする必要がある。ただし、補助金交付団体数(自治会町内会の数)が多いことから、実務上の効率性を勘案した上で、翌年度の交付決定通知書に、前年

度の確定通知の内容を併せて記載する等の方法を検討することが望ましいものと考えるが、少なくとも交付要綱等の上位規則である補助金交付規則の定めには反しない取り扱いとする必要がある。

4 身近な地域・元気づくりモデル事業補助金

(1) 担当部課

市民活力推進局協働推進課

(2) 補助金交付要綱

各区にて交付要綱を策定しており、平成 20 年度は以下の 4 区にて実施。

身近な地域・元気づくりモデル事業における身近な・地域元気づくり・ほっとなまちづくり委員会補助金交付要綱(保土ヶ谷区)

旭区旭北ふる里づくり事業補助金交付要綱(旭区)

身近な地域・元気づくりモデル事業(子どもの幸せを実現する会)に係る補助金交付要綱(磯子区)

身近な地域・元気づくりモデル事業におけるドリームハイツ地域運営協議会補助金交付要綱(戸塚区)

(3) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(4) 補助金の概要

地域住民がお互いに協働しながら主体的に地域づくりに取り組む「市民主体の地域運営」を実現することを目的とし、当該目的の達成に向けた実践と検証を行うために、平成 19 年度から平成 22 年度にかけてモデル事業を実施し、補助金を交付。平成 20 年度においては、4 地区に対し補助金を交付。

(5) 交付開始年度等

平成 20 年度交付開始(市民活力推進局担当)

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	-	2,700

(7) 補助金の交付先

各区 1 団体(4 拠点)

(8) 点検・見直しの検討について

モデル事業としての取組は平成 22 年度末までであり、現在、モデル地区での取組を踏まえた検討を行っているところである。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	事業報告書の提出を受け、書面での確認を行うとともに、区役所担当課が定期的に現場に出向き、地域の活動状況を確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	現在のところ、定まった効果測定の手段はないが、各区が該当のモデル地区と日常的に接しており、地域の活動状況、まとめ具合等を実際に把握するよう努めている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

確定通知(監査の結果)

旭区における「旭区旭北ふる里づくり事業」及び磯子区における「身近な地域・元気づくりモデル事業(子どもの幸せを実現する会)」に関して、確定通知を行っていない。

補助金を財源として取得した固定資産の取扱い(監査の意見)

旭区における「旭北ふる里づくり事業」にかかる補助金及び磯子区における「子どもの幸せを実現する会」にかかる補助金においては、補助金の対象として、事務所工事(壁間仕切り/床暖房/エアコン設置等)並びにパソコン及びプリンター等の備品取得が含まれている。複数年度にわたり使用することが可能な固定資産/備品類を補助対象としているが、交付要綱上、特段の定め(補助対象事業に使用しなくなった場合の定め等)を置いていない。

当然、補助金交付規則第 24 条(財産処分の制限)が適用されるものであるが、実際の運用上

は、各区において策定する交付要綱が重視される。また、具体的な処分期間制限については交付規則上では明示していないことから、交付要綱にて財産処分の制限を具体的に明示することが望ましい。平成 21 年度より、10 万円を超える物品(備品類等)については、区の所有としたことであるが、平成 20 年度執行分については、具体的な協定等を補助対象団体との間で締結する等の対応を図ることが望ましい。この場合、具体的には、制限期間の間、財産目録を作成し、補助対象資産を明確化することが必要になるものとする。

5 港南区民活動支援センター・ランチ補助金

(1) 担当部課

市民活力推進局協働推進課

(2) 補助金交付要綱

港南区民活動支援センター・ランチ運営事業補助金交付要綱

(3) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(4) 補助金の概要

港南区民活動支援センター・ランチ運営事業についての補助金を交付することにより、地域の活動拠点と港南区民活動支援センターが連携して市民活動並びに生涯学習の活性化及び地域交流を効果的に推進していくことを目的とするものである。

港南区民活動支援センターは、「何かをはじめたい」方から、「地域で活動を広げていきたい」方まで、市民活動・地域活動や生涯学習の自主的な活動をサポートするものであるが、区役所内に相談窓口を設けるほか、さらに 2 つの民間の活動拠点「さわやか港南」「港南台タウンカフェ」(ランチ)と連携することにより、市民の活動をきめ細かくサポートするものである。

施設	運営主体
港南区民活動支援センター	港南区役所
区役所内に相談窓口	港南区役所
ランチ さわやか港南	さわやか港南(市民活動団体)
ランチ 港南台タウンカフェ	(株)イータウン

(5) 交付開始年度等

平成 20 年度交付開始(平成 22 年度見直し予定)

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	-	1,800

(7) 補助金の交付先

さわやか港南、(株)イータウンの2団体

(8) 点検・見直しの検討について

平成20年8月1日(金)より港南区民活動支援センターを開設したばかりで、3年間の協働による事業実施結果を踏まえて見直す予定である。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	事業実施にあたっては、運営主体と協定書を締結し、役割分担等を協議し作成するなど、協働で事業に取り組んでいる。 また、区役所担当課が必要に応じて活動拠点に向き、事業の実施状況を確認している。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:3年間の協働による事業実施結果を踏まえた検証を行う予定。 結果:未完了

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

6 コラボレーションフォーラム/地域フォーラム補助金

(1) 担当部課

市民活力推進局協働推進課

(2) 補助金交付要綱

神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム補助金交付要綱

(各区にて補助金を交付する場合、交付要綱を設置しており、平成 19 年度及び 20 年度においては神奈川区にて実施している。)

(3) 補助金の公益性

地域社会の健全な発展

(4) 補助金の概要

コラボレーションフォーラムとは、「開港 150 周年に向けた協働の都市づくり」に向け、市内で協働の取組を進めている人や、進めようとしている人達が、市民・行政の垣根を越えて一堂に会し、協働の考え方や進め方について話し合い、情報を共有していく場として平成 15 年より毎年開催してきたものである。

また、各区、地域での協働の取組が広がる中、平成 18 年度より、身近な地域での協働の取組に着目し、各区が主体となって実施する地域フォーラムも併せて開催してきた。この地域フォーラムの実施にあたり、区から実施団体に対し、交付される補助金。

(5) 交付開始年度等

平成 18 年度交付開始、平成 20 年度交付終了

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額			0	200	200

(7) 補助金の交付先

神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム実行委員会

(平成 19 年度及び 20 年度においては神奈川区にて実施している。)

(8) 点検・見直しの検討について

平成 20 年度で地域フォーラムは終了。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	無 報告書の提出を受け、書面での確認を行っている。その際、不明な点があれば随時確認している。また、フォーラム当日も含め、区職員が現場に足を運ぶ機会が多くあり、随時実施状況の確認をしている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:平成 18～20 年度 地域フォーラム結果報告としてまとめる。それぞれのフォーラムの実施内容及び参加人数・団体数を把握。 結果:平成 18 年度委 313 団体、平成 19 年度 557 団体、平成 20 年度 410 団体が地域フォーラムに参加。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

確定通知書がないことについて(監査の結果)

神奈川区における「神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム」に関して、そもそも交付要綱に確定通知書の定めがないため、確定通知書が存在せず、結果として、補助金規則 15 条に定める補助金等の額の確定通知が行われていなかった。

交付条件の変更について(監査の結果)

神奈川区における「神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム」にかかる補助金においては、区が交付した交付決定通知書に交付要件が記載されているが、途中で交付条件が変更されたにも関わらず、交付条件変更後の交付決定通知書が作成されておらず、交付条件を満たしていないのに補助金が交付されたような外観を呈している。具体的には、次のような経緯である。当初より、交付条件として「(4)平成 20 年度コラボレーション「全市フォーラム」で事業報告をすること」とされていたものの、交付決定後、市民活力推進局において、全市フォーラムではいろいろな地域フォーラムの報告をするよりも、特定のものに絞ってより詳しく報告するほうが効果的である等の理由により、全市フォーラムでの報告は求めないこととした。その旨を「神奈川区友・遊・まちづくりフォーラム」終了後、市民活力推進局より神奈川区に連絡したが、既に事業が終了していたため、神奈川区においては、交付決定通知書がそのままとされ、かつ、経緯を示す書面も残っていない。加えて、上述のとおり、最終的な確定通知もなされていない。本来、交付条件が変更された場合には、交付条件が記載されている交付決定通知書を再交付するとともに、変更後の交付条件に基づいて補助金等の確定通知を行う必要がある。

こども青少年局

1 こども青少年局の補助金(区配予算)の状況

こども青少年局における平成20年度の区配予算に関する補助金(区別)の状況は[表39]のとおりである。

【表39】 こども青少年局の補助金(区配予算)の状況(各区の執行状況含む)

(単位:千円)

補助金 区	(こ-1)放課後キッズクラブ事業費補助金	(こ-2) はまっ子ふれあいスクール事業費補助金	(こ-3) 放課後児童健全育成事業費補助金	(こ-4) 障害児居場所づくり事業費補助金	(こ-5) 認可外保育施設助成
鶴見	23,744	-	93,001	-	137
神奈川	38,491	-	91,783	-	-
西	36,924	-	14,157	-	25
中	37,455	-	18,768	4,000	71
南	57,248	-	60,326	-	37
港南	29,169	40,708	67,934	-	23
保土ヶ谷	22,056	-	56,420	-	39
旭	36,127	-	89,191	-	-
磯子	20,398	-	54,123	-	-
金沢	34,561	-	63,415	-	104
港北	40,951	-	135,857	-	56
緑	39,107	-	65,481	-	33
青葉	45,555	-	90,641	-	198
都筑	38,820	-	73,826	-	169
戸塚	43,232	-	79,498	-	143
栄	35,005	-	25,427	4,000	26
泉	54,393	10,701	56,188	-	63
瀬谷	36,464	-	28,011	-	-
合計	669,798	51,409	1,164,052	8,000	1,130

出所) こども青少年局作成の資料に基づいて作成

2 放課後3事業補助金

(放課後キッズクラブ事業、はまっ子ふれあいスクール事業、放課後児童健全育成事業)

(1) 担当部課

こども青少年局放課後児童育成課

(2) 補助金交付要綱

横浜市放課後キッズクラブ事業補助実施要綱

横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施要綱

横浜市放課後児童健全育成事業補助実施要綱

(3) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(4) 補助金の概要

横浜市では、すべての子どもたちを対象にして、小学校施設を活用し、「遊び場」と「生活の場」を兼ね備えた安全で快適な放課後の居場所を提供するために「放課後キッズクラブ事業」を、また、学校施設を利用して、遊びを通じた異年齢児間の交流、及び安全で健やかな放課後の居場所づくりを促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い児童の健全育成を図るために「はまっ子ふれあいスクール事業」を、さらに、地域の理解と協力のもと、事業の対象となる児童に適切な遊びを与えて、放課後の留守家庭児童の保護及び遊びを通しての「健全な育成」を行うことを目的として「放課後児童健全育成事業」を実施し、それぞれ補助金交付要綱に定めるとおりの補助金を設定している。

上記のいわゆる放課後三事業は、いずれも放課後や長期休暇中など学校の授業時間以外の時間に、児童に適切な「遊び場」や「生活の場」を提供し、健全育成を図るといった目的設定の点、共通している。

しかし、「放課後キッズクラブ事業」「はまっ子ふれあいスクール事業」は学校施設を利用しているのに際し、「放課後児童健全育成事業」は民間の施設を利用している点や、「放課後児童健全育成事業」は対象児童を1年生～3年生の留守家庭児童に限定しているがその他の事業は限定していない点、運営主体や運営時間、利用料の多寡等、それぞれの事業の運営方法に相違点が見られる。

参考に、平成20年度のそれぞれの事業の比較表を示すと次のとおりである。

横浜市放課後児童育成事業比較表(平成20年度)

事業名	放課後キッズクラブ事業	はまっ子ふれあいスクール事業	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	
実施方式	補助	委託(充実型は補助方式)	補助	
目的	小学校施設を活用し、すべての児童を視野に入れた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施する。17:00以降は主として留守家庭児童を対象としたプログラムで実施する。	小学校施設を利用して「遊び場」を確保し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図る。	地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びをとおしての「健全な育成」を行う。	
開始時期	平成16年度	平成5年度	昭和38年度	
運営主体	原則として公募により選定した運営法人に補助。	学校・地域の理解と協力によって組織される運営委員会に委託する。(構成:PTA代表、学校長、地域の適任者、チーフパートナー、その他運営委員会が必要と認めたる者) 【充実型】 運営委員会または公募により選定した運営法人に補助。	地域の理解と協力に基づいて組織される放課後運営クラブを運営する運営委員会(構成:自治会・町内会の代表者、民生・児童委員、青少年指導員、小学校の代表者、事業の対象者の保護者、その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者)または法人に補助する。	
実施か所数	64か所(年度当初 48か所)	301か所(充実型 28か所) (キッズ除く全市立小学校298、特別支援学校2、盲特別支援学校1)	179か所	
実施場所	学校施設(教室改修) 「元気に遊べるスペース」と「静かに過ごせるスペース」の2つの活動場所を確保	学校施設	民間135、町内会館16、保育園・幼稚園11、専用施設16、学校1	
対象児童	原則として、当該実施校に通学する1年生～6年生で参加を希望する児童。	原則として、当該実施校に通学する1年生～6年生で参加を希望する児童。 (特別支援学校・盲特別支援学校は、中学部まで)	横浜市内に在住し、かつ、小学校に就学している第1学年から第3学年までの留守家庭児童 (障害児、特別な配慮を要する場合は6年生まで)	
開設時間(基本パターン)	平日:放課後～19:00 (17:00以降は留守家庭児童等) 土、長期休業中:8:30～19:00 (17:00以降は留守家庭児童等)	平日:放課後～18:00[充実型19:00] 土、長期休業中:9:00～18:00 【充実型 8:30又は9:00～19:00】	平日:1日につき5時間以上、18:00まで 土、長期休業中:9:00～18:00	
利用料	参加料 17:00まで 無料 17:00以降 5,000円/月 一時参加:800円/回 (市民税非課税世帯 月2,500円) 障害児舞金制度負担金 500円/年 おやつ代等 実費	参加料 無料 障害児舞金制度負担金 500円/年 おやつ代等 実費 【充実型参加料】 17:00まで 無料 17:00以降 5,000円/月 一時参加:800円/回 (市民税非課税世帯 月2,500円)	平均保育料 15,520円/月(平成20年度) (市民税非課税世帯に減免した場合月2,500円加算補助)	
運営体制	指導員 主任指導員(常勤)1名 指導員(常勤)1名 補助指導員(時給) (ローテーション勤務)必要数 障害児が参加する場合や参加児童数等の状況に応じて、補助指導員を増員	チーフパートナー(常勤)1名 アシスタントパートナー(時給) (ローテーション勤務)必要数 障害児が参加する場合や参加児童数等の状況に応じて、アシスタントパートナーを増員	・小規模クラブ(11人以上19人以下) 指導員(常勤)1名 補助指導員(時給)1名 ・標準クラブ(20人以上35人以下) 指導員(常勤)2名 補助指導員(時給)1名 ・大規模クラブ(36人以上) 指導員(常勤)2名 補助指導員(時給)2名 障害児加算、長時間加算あり	
参加児童数	登録児童数 13,100人 登録率 49.7% (48か所 平成20年4月)	登録児童数 72,337人 登録率 43.7% (300か所 平成20年4月)	登録児童数 6,080人 (179か所 平成20年4月)	
平成20年度予算	予算額	1,038,196千円	2,089,668千円	1,141,608千円
	予算か所数	64か所(年度当初 48か所)	301か所(年度末285か所) うち充実型28か所	177か所
	1か所あたり基本予算額	10,575千円 他に加算あり (通年ベース)	6,422千円 他に加算あり	大規模:5,430千円 標準:4,512千円 } 他に加算あり 小規模:2,582千円

出所)各種資料に基づいて監査人が作成

(5) 交付開始年度等

平成 18 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
放課後キッズクラブ	-	-	331,322	487,589	669,798
はまっ子ふれあいスクール (拡充型のみ)	-	-	32,030	45,454	51,409
放課後児童クラブ	-	-	1,133,128	1,156,079	1,164,052

(7) 補助金の交付先

放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ運営法人の選定に関する要綱に基づき、放課後キッズクラブの所在地を所管する区長が選定した放課後キッズクラブ運営法人(横浜市放課後キッズクラブ事業補助実施要綱第 3 条)。

はまっ子ふれあいスクール

はまっ子ふれあいスクール運営委員会のほか、横浜市はまっ子ふれあいスクール運営法人の選定に関する要綱に基づき、こども青少年局長が選定したはまっ子ふれあいスクール運営法人(横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施要綱第 3 条)。

放課後児童クラブ

運営委員会または法人で、かつ、区長が適当と認めたもの。

運営委員会とは、事業を実施するため、次に掲げる 5 人以上の委員をもって組織する団体。

- 自治会・町内会の代表者
- 民生委員・児童委員
- 青少年指導員
- 小学校長
- 事業の対象児童の保護者
- その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者

法人とは、公益法人、社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人等で「横浜市放課後児童クラブ運営法人基準要綱に適合する法人(横浜市放課後児童健全育成事業補助実施要綱第 6 条)。

(8)点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所轄課であるこども青少年局は見直しの必要はないと回答している。

(9)実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査の実施:有り 各事業とも訪問調査を実施し指導を行っている。 結果:補助金は適正に執行されており、適切な運営がなされているとしている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:収支報告書や四半期状況報告等による資料の閲覧、また、年に複数回実施する訪問調査による。 結果:多くの児童が登録・参加しており、児童の健全育成、就労する保護者の支援等の成果をあげているとしている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定)

(10)監査の結果及び意見

(注)補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区及び磯子区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区及び磯子区の事例と同様の問題点がないかについては、横浜市において全市的に確かめる必要がある。

放課後事業の運営主体や事業実施内容の違いについて(監査の意見)

「放課後キッズクラブ事業」「はまっ子ふれあいスクール事業」「放課後児童健全育成事業」の放課後三事業は、いずれも放課後や長期休暇中など学校の授業時間以外の時間に、児童に適切な「遊び場」や「生活の場」を提供し、健全育成を図るという目的で行われている。

それぞれの事業により、子どもに安全な居場所を提供すること、学校では得られない体験の機会を提供すること、異年齢のこども交流による健全育成、就労する保護者の支援等、一定の成果をあげていると想定される。

ただし、それぞれの事業の目的や事業内容、利用者負担の考え方などに相違が見られる。

特に学校施設を利用して行われている「放課後キッズクラブ」と「はまっ子ふれあいスクール」は、各学校に就学している児童を対象にした事業であり、通学する学校によって放課後事業が

規定されることから、利用者は「放課後キッズクラブ」か「はまっ子ふれあいスクール」かを選択できない状況にあることより、市民に対して不公平感を生じさせる可能性がある。

担当局へのインタビューによると、放課後事業の充実の観点から「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」へ段階的に事業を移管している最中であるとのコメントを得ているが、より公平な事業の運営が望まれるところである。

繰越金の取扱いについて(監査の意見)

各事業の事業収支報告のサンプルを抽出し閲覧したところ、「次年度繰越金」が計上されているものが散見された。

「繰越金」の取扱いにつき、担当局へ質問したところ、翌事業年度の運転資金として補助支出額の10%以内であれば、次年度繰越を認めていたとのことであったが、実際には次年度繰越金を計上していない団体や次年度繰越金を計上しつつ余剰金の戻し入れを行っている団体等、その運用に相違が生じていたところである。

単年度予算に基づく補助金の翌期への繰越を認めるか否かについては、議論の残るところであるが、次期繰越金を認めるのであれば、その定義や範囲を明確にし、運営主体によって解釈や実務的な運用の差異が生じないような配慮や期末繰越金の管理手法の周知徹底等が望まれるところである。

放課後児童クラブの積立金の取扱いについて(監査の意見)

放課後児童クラブ事業の事業収支報告のサンプルを抽出し閲覧したところ、積立金が計上されているものが散見された。

積立金の設定目的は、各運営主体によって施設修繕や維持目的であったり、指導員の賞与や退職金の準備金目的であったりするが、補助金と積立金の関係につき整理しておくことが必要ではないかと考える。

現状、事業収支報告書にて積立金の設定目的が記載されているが、当該積立金の累積残高、積立金の資金使途などが不明確な状態にある。

積立金の累積残高の報告、積立金の設定目的の特定化、管理方法も明確化など、より厳密な運用が望まれるところである。

3 障害児居場所づくり事業補助金

(1) 担当部課

こども青少年局障害児福祉保健課

(2) 補助金交付要綱

「横浜市障害児居場所づくり事業補助金交付要綱」

(3) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(4) 補助金の概要

障害児居場所づくり事業は、横浜市中期計画において重点施策としてあげられている「子ども未来戦略」のなかの基本施策「子どもや青少年の健やかな成長空間を創出します」の重点事業として位置づけられている。平成 20 年度末では 13 か所で開催されており、区配事業については中区と栄区で 1 か所ずつ実施されている。なお、平成 22 年度末には概ね各区 1 か所ずつ、合計で 21 か所において実施することが予定されている。

事業目的は、障害児が放課後のびのびと過ごすことのできる場所を確保することで、心身の安定を図るとともに、社会性やコミュニケーション能力、対人関係能力等の向上を図り、同時に障害児の親が障害児のきょうだい児に関わる時間を確保することや、親の就労・社会参加の機会を確保して、障害児と家族の在宅生活、地域生活を支援することにある。

(5) 交付開始年度等

平成 19 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況(区配事業分)

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
障害児居場所づくり事業	-	-	-	9,283	8,000

(7) 補助金の交付先

当補助金は事業を運営する法人(以下「運営法人」という)に対して交付される。運営法人は事業実施場所を確保し、以下の事業を実施する。当補助金はこれらの事業実施に要する人件費、家賃、管理運営費を補助するものである。

(実施事業)

- ア:拠点を中心とした障害児の余暇支援活動
- イ:学校または家庭等と事業所間の送迎
- ウ:適切な相談機関の紹介等の情報提供
- エ:ボランティア育成等地域における人材育成
- オ:地域啓発
- カ:その他市長が必要と認める事業

(注)なお、区配事業で実施している事業は、この内 ア.のみとなっている。

運営法人は事業の趣旨を十分に理解し、かつ障害児・者を対象とする事業運営に実績のある法人等、または児童福祉や子育て支援に関する活動実績のある法人の中から、選定委員会により選定される。

(8)点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所轄課であることも青少年局は見直しの必要があると回答している。平成 22 年度からは区配事業の見直しを行うため、区配事業分の補助金交付は平成 21 年度で終了する予定となっている。

(9)実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査の実施:有り 日頃から現場でのプログラムの確認や定期的な運営委員会・保護者会等への参加を行っている。また年 1 回訪問調査を実施し指導を行っている。 結果:補助金は適正に執行されており、適切な運営がなされている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:年 1 回保護者アンケートを実施し、また保護者会で定期的に意見聴取している。 結果:子どもが精神的に安定し、学校や家庭でのトラブルが減少したり、保護者支援を行うことで、保護者自身も子どもへの対応方法を学ぶなど、良好な結果を得ている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

対象経費の算定方法について(監査の意見)

当該補助金は障害児居場所づくり事業に要した人件費、家賃、管理運営費を補助するものであるが、その中には障害児の送迎に要する費用も含まれる。また、障害児の送迎は本事業における必須事業とされていることから、運営法人では必ず送迎に要する費用が発生する。

交付要綱では、補助事業費の算定単価として、送迎一回当たりの補助額が 400 円で送迎回数の上限が定められており、実際に要したコストを補助する形にはなっていない。このため、実際にかかった経費はあるものの送迎回数が少ないため、補助金を返納している運営法人もある。補助金の趣旨から言えば、実際にかかった費用が一回当たりの定額を補助する形にするのが望ましい。

4 認可外保育施設助成事業補助金

(1) 担当部課

こども青少年局保育運営課

(2) 補助金交付要綱

「認可外保育施設助成事業補助金交付要綱」

(3) 補助金の公益性

児童又は青少年の健全な育成

(4) 補助金の概要

認可外保育施設助成事業補助金は、児童福祉法の規定に基づき届出を義務づけられた認可外保育施設(以下「施設」という)に対し、調理担当職員等の保菌検査および施設所有・管理者賠償責任保険加入についての補助金を交付することにより、入所児童の処遇向上を目的として交付される補助金である。

(5) 交付開始年度等

平成 15 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
認可外保育施設助成	708	660	643	690	1,130

(7) 補助金の交付先

当補助金は横浜市内に所在する施設に対して交付される。対象となるのは児童福祉法第 59 条の 2 に基づく届出を義務づけられた施設であって、同条および児童福祉法施行規則第 49 条の 3 に基づく適正な届出を行っており、かつ、横浜保育室・家庭保育福祉員の認定を受けておらず、国、県、その他公益法人等から同様の助成を受けていない施設である。

当補助金はこれらの施設が実施した以下の経費を助成するものである。

(実施事業)

ア: 調理担当職員等の保菌検査助成

○157 の検査を含む場合……1 施設当たり 960 円

○157 の検査を含まない場合……1 施設当たり 590 円

イ: 施設所有・管理者責任賠償保険料・普通障害保険料助成

当該施設の欠陥や管理の不備および保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、当該施設が児童に対して法律上の賠償責任を負った場合に発生する経済上の負担を対象とした保険料の支払または当該施設の利用児童を被保険者とする普通傷害保険の保険料支払……1 施設当たり年額 15,000 円

(8) 点検・見直しの検討について

本包括外部監査で実施したアンケートによると、所轄課であるこども青少年局からは平成 20 年度に制度見直しを行っており、今後も状況に応じて適宜見直しを行っていく、との回答を得ている。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査の実施:なし 結果:
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:全ての認可外保育施設について認可外保育施設指導監督基準に基づいて立入調査を実施し、当該基準に準じて調理従事者の検便検査実施を確認している 結果:前年度要改善と指摘した施設(68 施設中 2 施設)については概ね改善されていることを確認している。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

特に指摘すべき事項はない。

健康福祉局

1 健康福祉局の補助金(区配予算)の状況

健康福祉局における平成 20 年度の区配予算に関する補助金(区別)の状況は[表 40]のとおりである。

[表 40] 健康福祉局の補助金(区配予算)の状況(各区の執行状況含む)

(単位：千円)

補助金 区	(健-1)障害者 地域活動ホーム 運営費補助 金	(健-2)老人ク ラブ補助金 (138)	(健-3)老人ク ラブ連合会 補助金(139)	(健-4)中途障 害者地域活動 センター設置 費・運営費補 助金	(健-5)町ぐる み健康づくり 支援事業補 助金	(健-6)地域の 見守りネットワ ーク構築支 援補助金	(健-7)横浜市 地域活動支援 センター事業 中途障害者地 域活動センタ ー型運営費等 補助金
鶴見	62,730	7,257	968	20,533	-	-	-
神奈川	62,842	9,482	1,027	16,751	-	-	-
西	-	4,064	556	20,768	-	-	-
中	-	3,981	621	20,119	-	-	-
南	63,132	8,473	917	19,068	-	-	-
港南	66,632	5,508	784	20,855	-	-	-
保土ヶ谷	63,261	7,830	911	19,887	280	1,698	-
旭	63,170	9,536	1,179	22,176	-	1,700	-
磯子	63,407	5,503	742	20,611	320	-	-
金沢	62,907	4,968	726	-	-	-	22,689
港北	63,332	5,022	661	20,088	150	-	-
緑	62,548	4,622	616	20,774	-	-	-
青葉	-	4,784	627	21,369	-	-	-
都筑	63,950	3,078	504	20,535	-	1,276	-
戸塚	57,362	6,696	780	20,458	320	1,800	-
栄	65,295	3,628	665	20,070	960	1,600	-
泉	62,093	5,167	719	22,051	-	-	-
瀬谷	66,780	4,287	536	19,735	320	1,800	-
合計	949,446	103,893	13,549	345,853	2,350	9,874	22,689

出所) 健康福祉局作成の資料に基づいて作成

2 障害者地域活動ホ - ム運営費補助金

(1) 担当部課

健康福祉局障害支援課在宅支援係

(2) 補助金交付要綱

横浜市障害者地域活動ホ - ム運営費補助要綱

(3) 補助金の公益性

障害児・者やその家族の地域での生活支援

(4) 補助金の概要

障害者地域活動ホーム(以下、「活動ホーム」)は、障害者の活動の場として日中活動の場を提供するとともに、障害児・者やその家族の地域での生活を支援する各種サービスを提供することを目的として、地域住民等の理解と協力を得て設置運営されている。活動ホームは運営主体や事業の実施内容により、社会福祉法人型、機能強化型、従来型に分類される。

活動ホームにおいて実施する各種事業についての補助金を、運営法人に対して交付しており、社会福祉法人型の活動ホーム運営費補助金は区配予算にて執行されている。

区配予算は基本運営費、地域交流活動費、区自主事業費、生活支援事業費等からなる。この補助金は毎年度、各交付先に対して、交付・精算がなされているが特段終期は設定されておらず、実質的に施設が存続される限り補助金の交付も継続する。



【かながわ地域活動ホームほのぼの】

神奈川区にある社会福祉法人型地域活動ホームである。当該施設は、障害者日中活動支援事業(支援法事業)、生活支援事業(一時ケア、ショートステイ、余暇活動支援、おもちゃ文庫)及び相談支援事業を実施している。

(監査人撮影)

(5) 交付開始年度等

平成 11 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	458,380	596,313	698,784	888,365	949,446
年度末か所数	10	12	13	15	15

(注)区役所移管は平成 18 年度から

(7) 補助金の交付先

各区に設置された地域活動ホ - ム(16拠点)

(8) 点検・見直しの検討について

現状、見直しは必要ないとの見解である。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地監査を行っている。 横浜市障害者地域活動ホ - ム事業要綱に基づき、主に補助事業(具体的には、生活支援事業や運営委員会事務等)に関する指導を行っている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	年度末の精算時に、実績報告書にて実施回数及び実績等を確認している。また、定期的に意見交換の場所を設けることによって、情報の共有と現状の把握をしている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

(注) 補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区の事例と同様の問題点がないかについては、横浜市において全市的に確かめる必要がある。

精算審査事務(監査の意見)

区所管課担当が行うべき実績報告に基づく補助金の精算事務について神奈川区をサンプルにヒアリングを行い、関連書類を閲覧した。

現状においては、当該精算事務において、もっぱら実績報告書上での審査であり、記載金額

等の検証がなされていない状況にある。しかしながら、補助金が9億4千万円(補助額が1か所当たり約6千3百万円(年額払いの補助金のみ))と金額的に大きいこともあり、支出等の妥当性は、本来であれば、毎年度、証拠書類と照らし合わせて確かめることが望ましい。また、補助事業の収支管理の監督は前述の状況報告の中では行えないため、区所管課担当が補助金等精算の審査事務の中で実績報告の検証を行うことが望ましい。

一方、健康福祉局が3年に一度の定期的な監査を行っており、その監査との連携も考えられる。全市レベルの調整や事業基準の作成さらには予算措置及び決算を健康福祉局が行い、活動ホームの補助金交付等に関する事務等を区が行うという、事務の二重構造において事務が重複する可能性もあるが、関係課が連携することにより、有効で効率的な監督が行われなければならない。例えば、局の定期監査のスケジュールに合わせて、補助金等の精算審査事務も行うことが考えられる。健康福祉局の監査が3年に一度であればその有無で精算審査事務の強弱をつけ事務の効率化を図ることは可能である。

収支計算書の検証(監査の意見)

上記と同様に神奈川区の事例をサンプルに抽出して検証を行った。補助事業者に提出させる実績報告の1つとしての収支計算書は補助金等交付額の確定のために基礎となる書類である。実績報告におけるその裏付けの検証の必要性は上記のとおりであるが、これと同様に収支計算書の計算の妥当性についても検証する必要がある。

現状、収支決算書の按分基準は確かめられていない。収支決算の支出のうち、補助対象となるものとならないものとを事業内容で区別すると以下の表のとおりとなる。同様の科目が両者に発生しているが按分の妥当性が確かめられない限り、補助対象の金額の正確性は検証できない。

複雑な会計でもあるので、所管課はチェックリストの整備などでノウハウの蓄積に努めることも望ましい。

【表 41】平成20年度地域活動ホ - ム「ほのぼの」収支決算書(要約)

(単位：千円)

科目	補助対象	補助対象外	合計
人件費	49,144	44,347	93,492
事務費	11,094	12,961	24,056
事業費	7,280	11,226	18,506
繰越金	115	6,127	6,243

確定通知(監査の結果)

確定通知書によると当該補助金は平成21年6月8日に確定している。

しかしながら、剰余金の返還(290,466円)が平成21年5月25日となっており、返還手続きは本来、確定時あるいは確定後に行う必要がある。

実績報告(監査の結果)

実績報告が平成 21 年 5 月 20 日に提出されている。しかしながら、当該補助事業の個別交付要綱では 40 日以内に提出することが求められており、形式的には遅延している。延長も一案であり検討する必要がある。

3 老人クラブ補助金

(1) 担当部課

健康福祉局高齢健康福祉課生きがい係

(2) 補助金交付要綱

横浜市老人クラブ助成金交付要綱

(3) 補助金の公益性

高齢者の福祉の増進

(4) 補助金の概要

老人福祉法(昭和 38 年 7 月 15 日法律第 133 号)第 13 条第 2 項の規定に基づき、老人クラブを普遍的に育成しその健全な発展を図るため、予算の範囲内において老人クラブに対し助成金を交付する。

助成の対象となる老人クラブは会員の年齢をおおむね 60 歳以上とし、おおむね 30 人以上の団体を要件としている。同一小地域に居住する高齢者が集って、地域単位で活動を行うために、運営費助成金として一クラブ当たり月額 3,000 円から 6,300 円を市内 1,816 団体に交付している。

(5) 交付開始年度等

昭和 34 年度交付開始し、平成 15 年度に見直しがなされている。

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	106,859	106,655	105,019	104,782	103,893

(7) 補助金の交付先

市内の老人クラブ 1,816 団体(平成 20 年度)

(8) 点検・見直しの検討について

見直しが必要と認識している。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	なし
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	なし

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

(注)補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区の事例と同様の問題点がないかについては、横浜市において全市的に確かめる必要がある。

けん制指導の強化(監査の結果)

当該補助金に関して老人クラブから提出された実績報告のみでは、会費などの自主財源と合算したクラブ全体の運営収支体系となっており、具体的に補助金の用途を特定できない。また、補助事業の実施後に区の職員が面談にあたるなどしているが、十分なチェックが機能しているとはいえない。

また一方で、地域の高齢者に難解な会計処理は困難であり、1800 余のクラブを個々精査する費用対効果も考えれば、適正な執行の確保には、老人クラブ側に日常的かつ自主的にこれを意識させるためのけん制指導の強化が有効である。具体的に、不定期の対象抽出調査の実施や点検等に際して、疑義がある場合は領収書等を確認するなどのけん制指導をする必要がある。

補助請求の時期について(監査の結果)

補助事業者からの請求は平成 20 年 6 月 10 日であるが、確定が平成 21 年 6 月 27 日となって

いる。補助金等規則では、確定した後に請求を求めると規定されており、整合しない。

学童保育事業等との共同について(監査の意見)

同じ補助事業である学童保育事業の補助的な担い手として地域の老人クラブの市民に力になっていただくことはできないだろうか。現在、子供の地域の見守りの担い手が不足しており、補助事業でも行き届かない面がある。また、子供の教育の中で地域の高齢者が例えば昔の遊びを教えることなども年齢や家族を超えた地域の交流として意義のあるものである。さらに、自主財源の一つともなればクラブ活動の自立化、活性化にも繋がるものと思われる。

4 老人クラブ連合会補助金

(1) 担当部課

健康福祉局高齢健康福祉課生きがい係

(2) 補助金交付要綱

横浜市区老人クラブ連合会補助金交付要綱

(3) 補助金の公益性

高齢者の福祉の増進

(4) 補助金の概要

老人福祉法(昭和 38 年 7 月 15 日法律第 133 号)第 13 条第 2 項に基づき、区老人クラブ連合会が高齢者の社会活動を促進するために行う事業に対し、横浜市が予算の範囲内で、各区を通じて補助金を交付する。各 18 区に連合会があり、連合会で支出する事業費、人件費及び事務費に対して、一律に 216,000 円の補助を交付する他、所属する会員数に応じて一人当たり 80 円の補助を交付している。平成 20 年度では対象となる 55 歳以上の会員数が 121,826 人であった。過去の推移からは減少傾向にある。

(5) 交付開始年度等

昭和 34 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	13,961	13,902	13,829	13,687	13,549

(7) 補助金の交付先

各区老人クラブ連合会

(8) 点検・見直しの検討について

所管課は見直しが必要と認識している。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地調査なし
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

(注) 補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区の事例と同様の問題点がないかについては、横浜市において全市的に確かめる必要がある。

補助請求の時期について(監査結果)

補助事業者からの請求は平成 20 年 6 月 13 日であるが、確定が平成 21 年 6 月 5 日となっている。補助金等規則では、確定した後に請求を求めることと規定されており整合していないので、今後整合するよう対応が必要である。

5 中途障害者地域活動センター - 設置費・運営費補助金

及び

6 横浜市地域活動支援センター - 事業中途障害者地域活動センター - 型運営費等補助金

(1) 担当部課

健康福祉局高齢在宅支援課

(2) 補助金交付要綱

横浜市中途障害者地域活動センター設置費・運営費補助要綱

横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助要綱

(3) 補助金の公益性

障害者もしくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援

(4) 補助金の概要

中途障害者に対し、生活訓練・地域交流・家族支援等を行う通所施設として中途障害者地域活動センターが事業を実施することに対し、設置・運営に係る補助金を交付し、中途障害者の自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図っている。中途障害は、脳卒中、脳梗塞、脳内出血等の後遺症により手足の麻痺や言語障害等が生じることである。

この補助事業は、中途障害のある市民が集まり、仲間とのふれ合いや作業をとおして障害の重度化を防ぎ、自立を促進し、または地域社会で活動がしやすいように支援するものである。

交付先は現在、運営委員会が多いが、国の自立支援法事業の適用が受けられるようにNPO法人化を進めている。

全国でも横浜市が唯一行っている事業であり、利用者の機能や体力が向上したという結果も出ており評価に値する。

なお、横浜市地域活動支援センター事業中途障害者地域活動センター型運営費等補助金が法人化したNPO等への交付を行うもので平成20年度に金沢区の一団体から始まっている。平成21年度は運営委員会方式の横浜市中途障害者地域活動センター設置費・運営費補助金からの移行が見られる。

(5) 交付開始年度等

平成7年度交付開始

平成20年度(リハビリ教室の実施及び法人格取得・障害者自立支援法の事業開始)

センター型は平成20年度から開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	349,559	344,186	322,594	328,035	368,542

(7) 補助金の交付先

各区 1 か所ずつ選定された運営委員会又は NPO 法人で合計 18 か所

(8) 点検・見直しの検討について

所管課では現状、事業の廃止に関する見直しの必要はないという認識である。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	実地検査は局と区の合同で 2 年に 1 回実施している。(平成 21 年度は全区実施予定) 平成 20 年度は 10 区(鶴見、神奈川、中、南、保土ヶ谷、旭、港北、青葉、都筑、泉)において実施しており、大きな指摘事項等はなかった。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:リハビリ教室:評価を行い、その結果を報告書にまとめている。 活動センター:自立の推進(自立退所者数) 結果:リハビリ教室:「機能・体力が向上した」、または「維持できた」とするものが 87.5%と機能訓練の目的を果たしている。

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

(注)補助金(区配予算)の執行事務に関する監査は、神奈川区をサンプルとして実施した。よって、執行事務に関する監査の結果及び意見は神奈川区の事例のものとなっている。神奈川区の事例と同様の問題点がないかについては、横浜市において全市的に確かめる必要がある。

精算審査について(監査の結果)

現状においては、当該精算事務において、もっぱら実績報告書上での審査であり、記載金額等の検証がなされていない状況にある。しかしながら、補助金が 3 億 6 千万円(補助額が 1 か所当たり約 1 千 8 百万円と金額的に大きいこともあり、支出等の妥当性は、本来であれば、毎年度、証拠書類と照らし合わせて確かめることが望ましい。また、補助事業の収支管理の監督は前

述の状況報告の中では行えないため、区所管課担当が補助金等精算の審査事務の中で実績報告の検証を行うことが望ましい。

一方、健康福祉局が2年に一度の定期的な監査を行っており、その監査との連携も考えられる。例えば、局の定期監査のスケジュールに合わせて、補助金等の精算審査事務も行うことが考えられる。健康福祉局の監査が2年に一度であればその有無で精算審査事務の強弱をつけ事務の効率化を図ることは可能である。なお、当該補助事業の補助金の使途はほとんどが人件費である。源泉徴収票や社会保険料の領収書等外部からの書類あるいは外部へ提出する書類により検証は難しくないものと思われる。

センター施設の賃貸借契約について(監査の結果)

市は運営委員会委員長との契約でセンターに対して普通財産を貸与している。しかしながら、公有財産使用賃貸借契約の期限が切れている。平成21年度では事業主体がNPO法人に変わっており契約の見直しが必要である。

補助金以外の支援の内容開示について(監査の意見)

現在、センターが借りている部屋は市が区分所有している施設であり、市が無償貸し付けしている。補助の一環としてコストを試算すると年額638千円であった。補助金額が開示される書類等においては、施設の無償貸付の内容も併せて可能な範囲で開示することが、関係者にコスト意識を持たせる点から望ましい。

補助金の精算について(監査の結果)

平成20年度の執行内訳のうち、平成21年度に事業を承継しているNPO法人に466,812円を寄付している。期首にも繰越878千円あり、実質的に執行していない補助金を精算していない。適切に精算して不用額は戻し入れる必要がある。

受け入れ要件について(監査の意見)

利用者はおおむね65歳以下とされているが、実際には利用者の年齢は過半数が65歳以上である。実態に応じた要件に見直すことが望ましい。

7 町ぐるみ健康づくり支援事業補助金

(1) 担当部課

健康福祉局保健事業課

(2) 補助金交付要綱

町ぐるみ健康づくり支援事業実施要領、各区補助金交付要綱

(3) 補助金の公益性

公衆衛生の向上と地域社会の健全な発展

(4) 補助金の概要

この補助金は、市民の自主的な健康づくりの促進と拡充を図り、市民と行政が相互に協力し合いながら、地域において生活習慣の改善や健康づくりの実践を気軽に行う健康づくり教室を継続的に実施するために交付する補助金である。これによりすべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することを目的とする。

健康づくり教室では体操やウォーキングなどの運動や地域の実情にあわせた健康づくりに関する講習会、レクリエーションなどの活動を行っている。平成 20 年度は 6 区 15 団体に対して一団体当たり 130 千円から 160 千円を交付している。

(5) 交付開始年度等

平成 12 年度交付開始

各団体への補助は開設から最大 4 年間(2～4 年目は、平成 17 年度以降は個性ある区づくり推進費予算で交付)

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	8,110	2,990	3,110	2,690	2,350

(7) 補助金の交付先

連合町内会や単位町内会など地域と連携して広く区民の参加を呼びかけている教室で、この教室を運営する、地域住民から構成される委員会に交付されている。平成 20 年度は 15 教室あ

た。

(8)点検・見直しの検討について

所管は見直しが必要と認識している。

(9)実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	事前及び事業実施にあたって、区役所の担当者が現場で関わり、活動支援している。 事業報告関係書類の提出を求めている。
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段:事業報告書の提出、活動団体による交流・発表会の実施 結果:活動内容の研さんの機会となっている

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10)監査の結果及び意見

事業の点検・見直しについて(監査の意見)

当該補助事業は新規教室に対して備品購入等の支援を行うものであり、補助事業を開始してから 10 年程度が経過している。応募団体の減少も目立っているが、当該事業の教室の応募が減少しているということは市民ニーズや事業の意義も低下しているかもしれない。

また、当該補助事業は広報や自治会町内会長を經由して地域に周知されているが、区によって応募数のばらつきがある。

補助事業の意義や募集方法について見直しの時期に来ていると思われる。区の担当者を中心に現場ニーズを把握し、効率的な事業のあり方について検討することが望ましい。

8 地域の見守りネットワ - ク構築支援補助金

(1)担当部課

健康福祉局高齢健康福祉課

(2)補助金交付要綱

地域の見守りネットワ - ク構築支援事業補助金交付要綱

(3) 補助金の公益性

高齢者の福祉の増進

(4) 補助金の概要

高齢化率が高まっている公営賃貸住宅等の住民の生活を連携して見守る地域における様々な活動を支援する団体に対して補助金を交付するものである。

平成 20 年度の主な連携活動の内容には、地域の巡回、相談の仕組み作りや相談拠点の設置及び協力者の育成等が挙げられる。

高齢者の健康支援における公的制度としては、医療保険や介護保険もあるが、この事業は地域地縁の区民が主体となって高齢者の個々の生活を見守り、より安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう発案された今までにない新しい取り組みといえる。

この事業は平成 20 年度に開始され、6 区をモデル地区として社会福祉法人や NPO 法人が交付団体として選定されている。

(5) 交付開始年度等

平成 20 年度交付開始

(6) 補助金の支出状況

(単位:千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
補助金額	-	-	-	-	9,999

(7) 補助金の交付先

平成 20 年度はモデル区 6 区、各区 1 団体ずつ特定し交付している。活動団体は地域ケアプラザ等の社会福祉法人、NPO である。

(8) 点検・見直しの検討について

所管は見直しが必要と認識している。

(9) 実地検査及び事業効果測定について

	質問	所管部署のコメント等
1	実地検査()について ・実施の有無 ・結果等の概要	書面検査のみのため実地検査はない
2	事業効果測定について ・手段 ・結果概要	手段: } 結果: } 今後検討

実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定

(10) 監査の結果及び意見

事業継続性実現に向けての取組み(監査の意見)

この事業は一人暮らしや高齢者夫婦が増加傾向にある中で、同居者内での相互支援が難しくなっている家庭が多くなっている現状に対して、地域の自主性を尊重しながら市民のニーズにうまく対応したものである。そのため、今後、この事業に広い地域で多くの市民が関わり発展していくことが期待されている。なお、平成 20 年度の 10,887 千円に対して、平成 21 年度の予算は 15,300 千円とされている。

この事業は平成 20 年度に開始されたばかりであるため、見直しを議論するための補助目的の達成評価は難しい。

しかしながら、今後、限られた予算の範囲で、モデル活動団体だけでなく広域の市全体に対する有効な事業補助が必要となってくる。そのような中で、始まった事業が地域に根ざし継続することが求められる。

事業の継続においては、市による見直しの検討でもなされているとおり、確かに補助金以外の財源を確保することも重要であるが、活動というソフト的な事業であるため、むしろ経費をいかに抑制するかという取り組みの方が着手しやすいと思われる。

これに対して、この事業に対する住民の期待やニーズは地域によって大きく異なることはないと考え。そこで、モデル地区を参考に、各地区の主担の自立性は保ちながらも優良な活動事例を相互に共有することが望ましい。なお、そのためには当該補助事業の成果を評価できる尺度も検討することが望ましい。

また、活動の拠点や交流のスペースとして、公営住宅の空き室をより有効に活用できないか検討することが望ましい。

(参考資料) 今回の包括外部監査で各区に作成を依頼したアンケート表

番 号	質問事項	回 答
1	補助金の名称	
2	担当課係、担当者、電話番号	
3	平成 20 年度予算決算差異の理由	
4	交付開始年度及び終了予定年度(あれば): 過去の最終見直し年度(あれば):	
5	過去 4 年間の補助金額(決算額) (円単位) 平成 21 年度の補助金額(予算額)	平成 16 年度 平成 17 年度 平成 18 年度 平成 19 年度 平成 21 年度 (予算)
6	継続交付に対する見直しの検討及び理由	見直しが必要と認識している 見直しは必要ない その他: 理由:
7	平成 20 年度実施「補助金に対する点検・見直しの検討」の対象となった補助金について、平成 21 年度予算への反映状況	
8	区役所担当による実地検査の実施の有無及び結果等の概要(実地検査とは、書面での検査の他に、事前の計画に基づいて実際に現場で状況確認等を行った場合を想定しております。)	
9	事業効果測定的手段及びその結果概要	手段: 結果: